第4次南城市障がい者計画
第7期南城市障がい福祉計画
第3期南城市障がい児福祉計画

令和6年3月
南城市

あいさつ

障がい者にやさしい共生社会のまちづくりを目指して

近年、少子高齢化の進展や価値観・ライフスタイルが多様化する中、障がい者やその家族のニーズに対応すべく、障害福祉関連制度は、改正が頻繁に行われており、障がい者を取り巻く状況は大きく変化しております。

国においては、年齢・性別・国籍・宗教等で差別されることなく、地域住民がともに支え合い、認め合って暮らしていく社会づくりとして、「地域共生社会の実現」を目指しています。障がい者の分野においては、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けて、障がい者が自分の意思に基づいて、自分らしく社会参加していくための様々な支援等の取組が進められております。

本市においては、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり等の各分野の連携を強化し、計画的かつ総合的な自立支援の構築を目指し、障害者基本法に基づく平成３０年３月に「第３次南城市障がい者計画」を策定しました。また、令和３年３月には、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく「第６期南城市障がい計画・第２期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の地域での生活が安心できるものとなるよう支援を講じてきました。

本計画では、「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する障がい者にやさしいまちづくり」を理念として、本計画に掲げる各施策の充実を図り、すべての障がい者が安全・安心して自立生活を営み、共に社会参加できる地域社会の実現に向けた事業を効果的に進めるため、国及び県等と連携しながら、障害者福祉の推進を図ります。

終わりに、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました障害者計画策定委員会の皆様をはじめ、障がい者団体、障がい福祉関係者各位ならびに市民の皆様のご協力に対し、厚くお礼を申し上げますとともに、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和６年３月

南城市長　古謝　景春

＝＝＝　目　　次　＝＝＝

あいさつ

第１章　計画の策定にあたって
１．計画策定の趣旨と背景 …… 1
２．障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係 …… 2
３．国の基本指針、障害者基本計画に沿った計画策定 …… 2
４．計画の位置づけ …… 7
５．計画の期間 …… 8

第２章　基本的な考え方
１．基本理念 …… 11
２．基本目標 …… 11
３．施策の体系 …… 12

第３章　障がい者(児)の現状
１．障がい者の状況 …… 13
２．障害福祉サービス等の利用状況 …… 17

第４章　第４次障がい者計画
基本目標１．障がいの理解・啓発と地域共生社会の実現 …… 25
（１）障がい者への理解・啓発と権利擁護の推進 …… 25
（２）地域共生社会の実現に向けた取組の推進 …… 29
基本目標２．保健・医療及び発達支援等の療育の充実 …… 31
（１）障がいの早期発見と発達支援の推進 …… 31
（２）障がいの予防推進 …… 33
（３）精神保健対策の充実 …… 34
基本目標３．地域生活の支援強化 …… 37
（１）障がい福祉サービスの推進 …… 37
（２）地域生活支援事業の推進 …… 38
（３）相談支援・情報提供の充実 …… 39
（４）経済的支援の充実 …… 40
（５）補装具の給付 …… 41
基本目標４．教育・保育環境の充実 …… 42
（１）特別支援教育・保育の充実 …… 42
（２）特別支援教育の充実 …… 43

基本目標５．就労支援策の推進 …… 46
（１）雇用、就労支援策の拡充 …… 46
（２）障がい者の生産活動の支援充実 …… 48
基本目標６．様々な活動の支援充実 …… 49
（１）障がい者団体等の活動支援、地域との交流促進 …… 49
（２）スポーツ、レクリエーション、文化活動の推進 …… 50
基本目標７．生活環境の整備 …… 51
（１）福祉のまちづくりの推進 …… 51
（２）生活の場の確保 …… 52
（３）防災・防犯対策の推進 …… 53

第５章　第７期障害福祉計画
１．成果目標 …… 57
２．第７期のサービス別見込量 …… 63

第６章　第３期障がい児福祉計画
１．成果目標 …… 111
２．第３期のサービス別見込量 …… 113

第７章　計画の推進について
１．計画の推進体制 …… 121
２．人材の確保・質の向上 …… 122
３．計画の進行管理 …… 122

資 料 編
１．南城市障害福祉に関するアンケート調査結果より …… 125
２．南城市障害者計画策定委員会規則 …… 138
３．令和５年度　南城市障害者計画策定委員名簿 …… 140

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨と背景

我が国では、年齢・性別・国籍・宗教等で差別することなく、地域住民がともに支え合い、認め合って暮らしていく社会づくりとして、「地域共生社会の実現」を目指しています。障がい者の分野においては、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けて、障がい者が自分の意思に基づいて、自分らしく社会参加していくための様々な支援等の取組が進められています。

本市においては、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり等の各分野の連携を強化し、計画的かつ総合的な自立支援の構築を目指し、障害者基本法に基づく平成 30 年３月に「第３次南城市障がい者計画」を策定しました。また、令和３年３月には、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく「第６期南城市障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の地域生活が安心できるものとなるような支援を講じてきました。令和５年度は、これら３計画の見直しを行い新たな計画を策定する時期となっています。この度策定した「第４次南城市障がい者計画」及び「第７期南城市障がい福祉計画・第３期南城市障がい児福祉計画」は、これまでの成果を引き継ぎ発展させるとともに、残された課題や新たな課題の解決に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

２．障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係

本計画は、障害者基本法第 11 条３項に基づく「市町村障がい者計画」と障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定しています。

〇障がい計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

障がい者計画 （障害者基本法）	市の障がい者施策全般に関する基本的な計画
障がい福祉計画 （障害者総合支援法）	市の障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制確保に関する計画（計画期間は３年を 1 期とすることが法で規定されている）
障がい児福祉計画 （児童福祉法）	市の障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制確保に関する計画（計画期間は３年を 1 期とすることが法で規定されている）

３．国の基本指針、障害者基本計画に沿った計画策定

国の障害者基本計画は、令和３年度より第５次基本計画に改定されています。本計画は、国の第５次計画の施策分野を踏まえつつ、策定しています。

第７期障がい福祉計画と第３期障がい児福祉計画は、３年を１期として策定することが義務づけられています。今回の策定でも基本指針が示されており、相談支援体制の充実・強化、障がい福祉サービスの質的向上など新たな成果目標が掲げられています。本計画は、この基本指針に基づきつつ、地域の実情を踏まえて策定しています。

【参考：国の第５次障害者基本計画　各論の主な内容】

各論の主な内容

１．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

２．安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方の検討、信号機等の整備
・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

３．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

４．防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

５．行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

６．保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

７．自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
・障害のあるこどもに対する支援の充実

８．教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組推進
・病気療養児へのＩＣＴを活用した学習機会の確保の促進

９．雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援

・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

10．文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
・日本国際博覧会(大阪･関西万博)の施設整備、文化芸術の発信の環境づくり
・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

11．国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

・障害者分野における国際協力への積極的な取組
・障害者の文化芸術、日本の多様な魅力を発信

【参考資料】第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の策定基本指針について

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえ見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- 発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化
- 基幹相談支援センターの設置等の推進
- 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止
- 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保
- 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着
- ＩＣＴの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 障害福祉ＤＢの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応
- 計画期間の柔軟化
- サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

【参考資料】第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の成果目標

①施設入所者の地域生活への移行
・地域移行者数：令和４年度末施設入所者数の６％以上
・施設入所者数：令和４年度末の５％以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上
・精神病床における１年以上入院患者数
・精神病床における早期退院率：３か月後 68.9%以上、６か月後 84.5%以上、１年後 91.0%以上

③地域生活支援の充実
・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等
・一般就労への移行者数：令和３年度実績の 1.28 倍以上
・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上【新規】
・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
・就労定着支援事業の利用者数：令和３年度末実績の 1.41 倍以上
・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等
・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に１か所以上
・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に１か所以上
・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等
・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

【参考資料】第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）
○居宅介護の利用者数、利用時間数※　○重度訪問介護の利用者数、利用時間数※　○同行援護の利用者数、利用時間数※
○行動援護の利用者数、利用時間数※　○重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
○生活介護の利用者数、利用日数　○自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
○就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】　○就労移行支援の利用者数、利用日数
○就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数　○就労定着支援の利用者数
○短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
○自立生活援助の利用者数　○共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
○計画相談支援の利用者数　○地域移行支援の利用者数　○地域定着支援の利用者数
○施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）
○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
○保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
○精神障害者の地域移行支援の利用者数　○精神障害者の地域定着支援の利用者数　○精神障害者の共同生活援助の利用者数
○精神障害者の自立生活援助の利用者数　○精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】

（都道府県）
○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）
○地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）
○福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数　○障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）
○発達障害者地域支援協議会の開催回数　○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
○ペアレントメンターの人数　○ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）
○児童発達支援の利用児童数、利用日数　○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数　○訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○障害児相談支援の利用児童数
○医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）
○福祉型障害児入所施設の利用児童数　○医療型障害児入所施設の利用児童数
○医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

（市町村）
○基幹相談支援センターの設置【新設】
○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
○基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（市町村）
○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
○障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

（都道府県・市町村）
○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

（都道府県）
○相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
○相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

４．計画の位置づけ

○南城市では「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する障がい者にやさしいまちづくり」を基本理念として、障害者施策を効果的に進めるため、国、都道府県等と連携しながら、障害者福祉の推進を図ります。

○本計画は、障害者総合支援法の第 88 条 1 項に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法の第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画で、障害者基本法の第 11 条 3 項に基づく市町村障害者計画と整合性を持つこととされ、市における障がい者（児）施策全般に関する基本的な計画として位置づけられます。

○本計画の策定においては、国の「障害者基本計画」と沖縄県の「第５次沖縄県障害者基本計画」を受け、市におけるまちづくりの羅針盤である「総合計画」や「いきいき南城しあわせプラン（地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定）」との整合性を図るほか、「南城市高齢者保健福祉計画」「南城市子ども・子育て支援事業計画」「南城市特定健康診査等実施計画」等の保健福祉分野の計画と連携し、横断的な施策の展開を図ります。

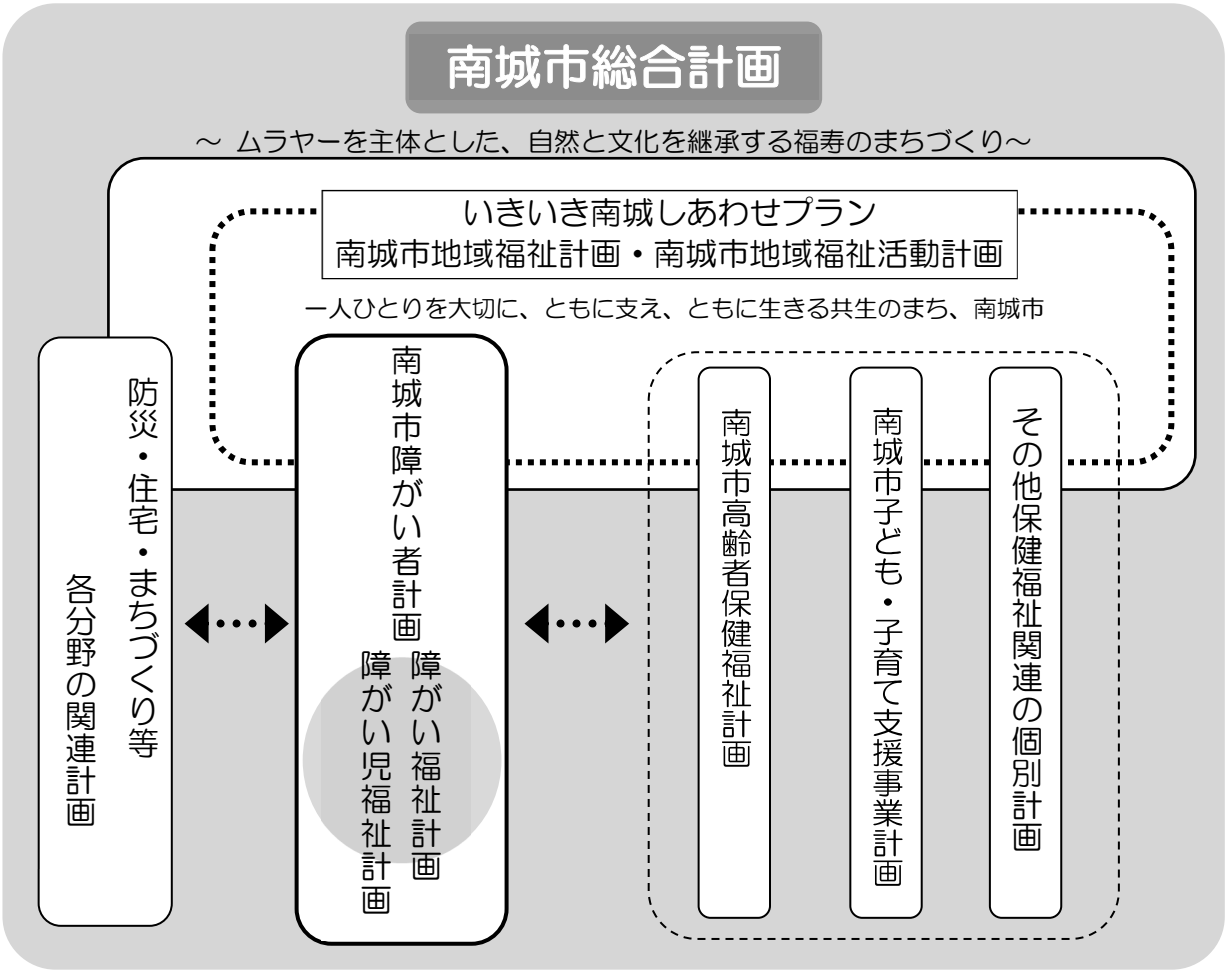

５．計画の期間

第４次南城市障がい者計画は、令和６年度から令和 11 年度までの６年間、第７期南城市障がい福祉計画・第３期南城市障がい児福祉計画は、令和６年度から令和８年度までの３年間の計画とします。また、計画最終年には、進捗状況等を確認した上で、必要な事項を見直し、次期計画を策定します。

なお、計画期間内に法令等の改正や社会情勢の変化等が生じた場合については、適宜必要な見直しを行います。

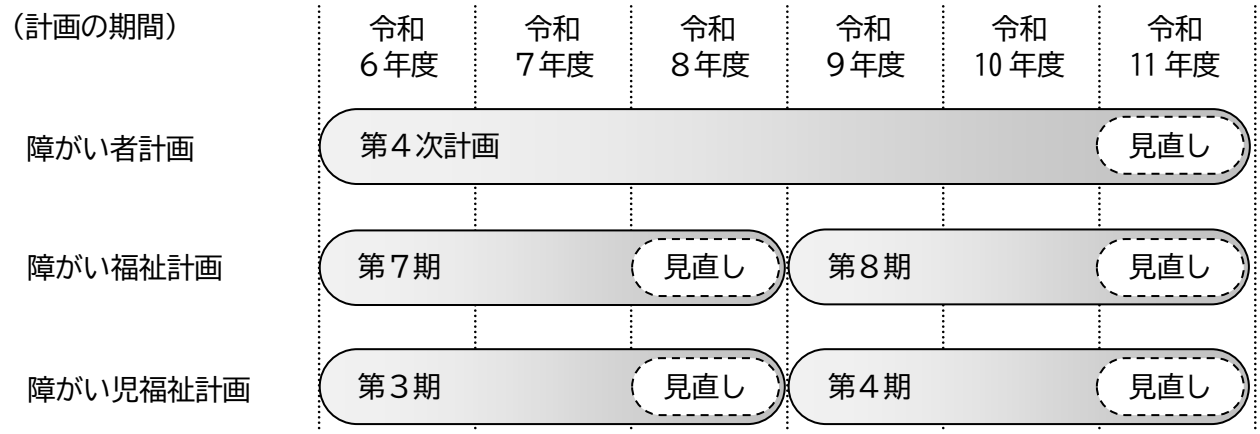

◇◇　コラム　◇◇

障がい者に関するマーク

視覚障害のある方を表示する国際マーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。

このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。

聴覚障害者シンボルマーク（国内マーク）

聴覚障がいの方であることを表す国内で使用されているマークです。

聴覚障がいの方は、見た目には分からないために、誤解されたりするなど、社会生活をするうえで心配が少なくありません。

預金通帳や診察券などにこのマークが貼付されたり、マークを表示された場合は、相手が「聞こえにくい」、「聞こえない」ことを理解し、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。

※このマークは、聴覚障がいの方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

ハート・プラス マーク

身体内部に障害を持つ人」を表すマークです。

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）の障害をお持ちの方は外見から分りにくいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。

このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮をお願いいたします。

※このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

第２章　基本的な考え方

１．基本理念

障害のあるなしに関らず、障がい者も健常者もお互いの主体性・自立性を尊重しあいながら、住み慣れた地域で共に生活し、共に社会に参加していくことのできるまちづくりを目指します。

『住み慣れた地域で共に暮らし、
共に参加する、障がい者にやさしいまちづくり』

２．基本目標

本市では、計画の基本理念を実現するために、以下の目標を掲げ、障がい者の自立した地域生活を支援していきます。

基本目標１　障がいの理解・啓発と地域共生社会の実現

基本目標２　保健・医療及び発達支援等の療育の充実

基本目標３　地域生活の支援強化

基本目標４　教育・保育環境の充実

基本目標５　就労支援策の推進

基本目標６　様々な活動の支援充実

基本目標７　生活環境の整備充実

３．施策の体系

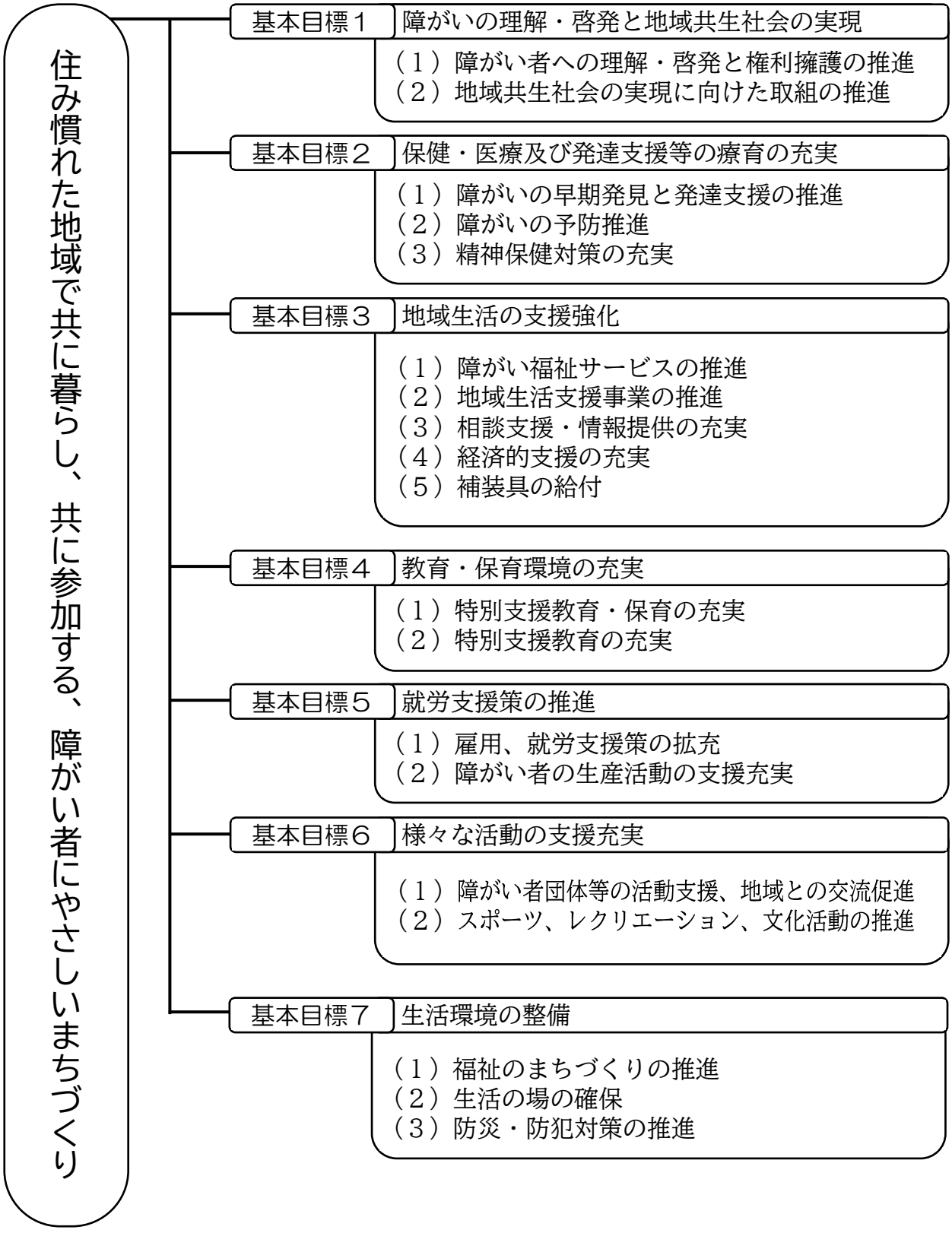
住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する、障がい者にやさしいまちづくり
基本目標１
障がいの理解・啓発と地域共生社会の実現
（１）障がい者への理解・啓発と権利擁護の推進
（２）地域共生社会の実現に向けた取組の推進
基本目標２
保健・医療及び発達支援等の療育の充実
（１）障がいの早期発見と発達支援の推進
（２）障がいの予防推進
（３）精神保健対策の充実
基本目標３
地域生活の支援強化
（１）障がい福祉サービスの推進
（２）地域生活支援事業の推進
（３）相談支援・情報提供の充実
（４）経済的支援の充実
（５）補装具の給付
基本目標４
教育・保育環境の充実
（１）特別支援教育・保育の充実
（２）特別支援教育の充実
基本目標５
就労支援策の推進
（１）雇用、就労支援策の拡充
（２）障がい者の生産活動の支援充実
基本目標６
様々な活動の支援充実
（１）障がい者団体等の活動支援、地域との交流促進
（２）スポーツ、レクリエーション、文化活動の推進
基本目標７
生活環境の整備
（１）福祉のまちづくりの推進
（２）生活の場の確保
（３）防災・防犯対策の推進

第３章　障がい者(児)の現状

１．障がい者の状況

(１)障がい者(児)数の推移

本市の障がい者(児)数(令和４年度末現在)は、総数で 2,665 人となっています。

そのうち身体障がい者が 1,674 人で全体の 62.8%、知的障がい者が 508 人で 19.1%、精神障害者が 483 人で 18.1%となっています。

市の総人口に占める割合は、身体障がい者が 3.7%、知的障がい者が 1.1%、精神障がい者が 1.1%となっています。

平成 30 年度から令和４年度の推移についてみると、全体で 75 人の増(2.9%の増)で、障害別では身体障がい者が 13 人の減(0.8%の減)、知的障がい者が 67 人の増(15.2%の増)、精神障がい者が 21 人の増(4.5%の増)となっています。知的障がい者は、市の総人口の伸び率 4.4%に比べても高い伸び率となっています。

障がい者(児)数の推移（障害者手帳所持者数）　　単位：人、％

			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	H30 年－R４年伸び率
身体障がい者		人	1,687	1,700	1,710	1,716	1,674	△13
		%	65.1	65.2	64.6	64.3	62.8	△0.8
知的障がい者		人	441	450	461	498	508	67
		%	17.0	17.2	17.4	18.7	19.1	15.2
精神障がい者		人	462	459	476	454	483	21
		%	17.8	17.6	18.0	17.0	18.1	4.5
合計		人	2,590	2,609	2,647	2,668	2,665	75
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	2.9
総人口		人	43,598	44,008	44,311	45,045	45,530	1,932
		%	－	－	－	－	－	4.4
人口に占める割合	身体障がい者		3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	△0.7
	知的障がい者		1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	3.5
	精神障がい者		1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.1
	総数		5.9	5.9	6.0	5.9	5.9	3.9

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

（２）年齢別障がい者(児)数の推移

年齢別障がい者(児)数(令和４年度末現在)は、総数でみると 18 歳未満が 188 人で全体の 7.1%、18 歳以上が 2,477 人の 92.9%を示し、９割以上が 18 歳以上となっています。

平成 30 年度から令和４年度の推移についてみると、総数では 18 歳未満が 24 人の増、18 歳以上が 51 人の増となっています。

年齢別障がい者(児)数の推移　　単位：人、％

			平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	H30 年−R４年伸び率
身体障がい者	18 歳以上	人	1,651	1,663	1,677	1,683	1,637	△14
		%	97.9	97.8	98.1	98.1	97.8	−
	18 歳未満	人	36	37	33	33	37	1
		%	2.1	2.2	1.9	1.9	2.2	−
	総　数	人	1,687	1,700	1,710	1,716	1,674	△13
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	−
知的障がい者	18 歳以上	人	332	341	355	382	385	53
		%	75.3	75.8	77.0	76.7	75.8	−
	18 歳未満	人	109	109	106	116	123	14
		%	24.7	24.2	23.0	23.3	24.2	−
	総　数	人	441	450	461	498	508	67
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	−
精神障がい者	18 歳以上	人	443	436	453	427	455	12
		%	95.8	94.9	95.2	94.1	94.2	−
	18 歳未満	人	19	23	23	27	28	9
		%	4.2	5.1	4.8	5.9	5.8	−
	総　数	人	462	459	476	454	483	21
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	−
合計	18 歳以上	人	2,426	2,440	2,485	2,492	2,477	51
		%	93.6	93.5	93.8	93.4	92.9	−
	18 歳未満	人	164	169	162	176	188	24
		%	6.4	6.5	6.2	6.5	7.1	−
	総　数	人	2,590	2,609	2,647	2,668	2,665	75
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	−

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

（３）身体障がい者(児)数の等級別推移

身体障がい者(児)の等級別数(令和４年度末現在)は、１級が最も多く 600 人で 35.8%を占めています。次いで、４級の 19.5%(326 人)、３級の 17.6%(294 人)、２級の 15.2%(255 人)と続いています。

平成 30 年度から令和４年度の推移については、１級の 38 人の増(6.8%増)、５級の 5 人の増(6.8%増)が高くなっています。

身体障がい者(児)数の等級別推移　　単位：人、%

		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	H30年−R4年伸び率
１級	人	562	564	592	610	600	38
	%	33.3	33.2	34.6	35.5	35.8	6.8
２級	人	270	268	270	262	255	△15
	%	16.0	15.8	15.8	15.3	15.2	△5.6
３級	人	310	312	309	306	294	△16
	%	18.4	18.4	18.1	17.8	17.6	△5.2
４級	人	349	350	338	341	326	△23
	%	20.7	20.6	19.8	19.9	19.5	△6.6
５級	人	73	76	75	77	78	5
	%	4.3	4.5	4.4	4.5	4.7	6.8
６級	人	123	130	126	120	121	△2
	%	7.3	7.6	7.4	7.0	7.2	△1.6
合計	人	1,687	1,700	1,710	1,716	1,674	△13
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△0.8

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

(４)知的障がい者(児)数の等級別推移

知的障がい者(児)の等級別数(令和４年度末現在)は、Ｂ２(軽度)が最も多く 185 人で 36.4%を占めています。次いで、Ｂ１(中度)の 28.0%(142 人)、Ａ２(重度)の 24.4%(124 人)、Ａ１(最重度)の 11.2%(57 人)と続いています。

平成 30 年度から令和４年度の推移については、全体では 67 人の増加で伸び率は 15.2%となっています。

また、Ｂ１(中度)以外の等級で増加しており、特にＡ１(最重度)は 103.6%と高い伸び率を示しています。

知的障がい者(児)数の等級別推移　　単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	H30年−R４年伸び率
Ａ１(最重度)	人	28	38	40	50	57	29
	%	6.3	8.4	8.7	10.0	11.2	103.6
Ａ２(重度)	人	98	101	107	121	124	26
	%	22.2	22.4	23.2	24.3	24.4	26.5
Ｂ１(中度)	人	147	142	142	143	142	△5
	%	33.3	31.6	30.8	28.7	28.0	△3.4
Ｂ２(軽度)	人	168	169	172	184	185	17
	%	38.1	37.6	37.3	36.9	36.4	10.1
合計	人	441	450	461	498	508	67
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	15.2

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

(５)精神障がい者(児)数の等級別推移

精神障がい者(児)の等級別数(令和４年度末現在)は、２級が最も多く 275 人で 56.9%を占めています。次いで、1 級の 25.3%(122 人)、3 級の 17.8%(86 人)となっています。

平成 30 年度から令和４年度の推移については、全体では 21 人の増加で伸び率は 4.5%となっています。また、２級・３級で増加しており、特に３級は 21.1%増と高い伸び率を示しています。

精神障がい者(児)数の等級別推移　　単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	H30年−R４年伸び率
１級	人	137	127	125	120	122	△15
	%	29.7	27.7	26.3	26.4	25.3	△10.9
２級	人	254	258	274	263	275	21
	%	55.0	56.2	57.6	57.9	56.9	8.3
３級	人	71	74	77	71	86	15
	%	15.4	16.1	16.2	15.6	17.8	21.1
合計	人	462	459	476	454	483	21
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	4.5

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

２．障害福祉サービス等の利用状況

(１)障害福祉サービス種類別利用状況

障害福祉サービスの種類別利用状況(令和４年度現在)を見ると，延べ利用者数が12,604人となっています。

平成30年度から令和４年度の推移は、全体の延べ利用者数が30.0%(2,896人)の増加となっています。

障害福祉サービス種類別利用状況（延べ利用者数）　　単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
サービス合計	7,245	7,919	7,930	8,301	8,842
訪問系サービス	806	912	843	962	1,043
日中活動系サービス	4,523	4,928	5,036	5,253	5,439
短期入所	280	339	196	187	249
療養介護	157	156	150	146	146
居住系サービス	483	611	736	823	1,031
施設入所支援	996	973	969	930	934
サービス利用計画作成費	880	1,323	1,471	1,618	1,678
療養介護医療費	159	155	149	144	146
その他費用	1,424	1,496	1,647	1,696	1,938
特定障害者特別給付	1,409	1,496	1,647	1,693	1,934
高額障害福祉サービス費	15	0	0	3	4
総合計	9,708	10,893	11,197	11,759	12,604

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

(２)障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援の利用状況(令和４年度現在)を見ると、延べ利用者数が3,815人となっています。

平成30年度から令和４年度の推移は、全体の延べ利用者数は67.0%(1,530人)の増加となっています。

障害児通所支援利用状況（延べ利用者数）　　単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
障害児通所支援利用者数	2,285	2,631	2,878	3,339	3,815

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

（３）地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の利用状況（令和４年度現在）は、利用者数が 438 人となっています。

平成 30 年度から令和４年度の推移は、全体の利用者数が 18.4%（99 人）の減少となっています。

地域生活支援事業の利用者数　　単位：人

サービス種類	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
移動支援	257	257	204	209	231
日中一時支援	280	304	222	188	207
合計	537	561	426	397	438

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

地域生活支援事業（主な事業）の利用者数　　単位：人

サービス種類	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
相談支援	3,381	3,510	1,987	2,231	1,420
地域活動支援センター	5,186	4,599	1,502	1,032	2,016
コミュニケーション支援	173	156	111	176	173
社会参加促進 （奉仕員養成研修）	3	6	0	0	5

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

（４）自立支援医療費、重度心身障害者医療費の給付状況

①疾病別自立支援医療費(更生医療)給付状況

疾病別自立支援医療費(更生医療)の給付状況(令和４年度現在)を見ると、受給者数が 181 人となっています。

平成 30 年度から令和４年度の推移は、全体の受給者数が 13.4%(28 人)の減少となっています。

疾病別自立支援医療費(更生医療)給付人数　　単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
視覚障害	0	0	0	0	0
聴覚障害	0	0	0	0	0
平衡機能障害	0	0	0	0	0
音声･言語･そしゃく機能障害	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0
心臓機能障害	47	32	30	22	34
腎臓機能障害	154	135	135	123	133
小腸機能障害	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	0	0	0	0	0
その他	8	13	13	23	14
免疫機能障害	0	0	0	0	0
合計	209	180	178	168	181

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

②疾病別自立支援医療費(育成医療)給付状況

疾病別自立支援医療費(育成医療)の給付状況(令和４年度現在)を見ると、受給者数が 16 人となっています。

平成 30 年度から令和４年度の推移は、全体の受給者数が 61.9%(26 人)の減少となっています。

疾病別自立支援医療費(育成医療)給付人数　　単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
視覚障害	0	0	0	0	0
聴覚障害・平衡機能障害	0	0	0	0	0
音声･言語･そしゃく機能障害	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0
心臓機能障害	5	4	0	0	2
腎臓機能障害	0	0	0	0	0
小腸機能障害	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	0	0	0	0	0
その他	37	42	21	23	14
免疫機能障害	0	0	0	0	0
合計	42	46	21	23	16

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

③疾病別自立支援医療費(精神通院医療)給付決定状況

疾病別自立支援医療費(精神通院医療)の給付状況(令和４年度現在)を見ると、全体の給付件数は 1,373 件となっています。疾病別では、気分(感情)障害が 32.6%、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害が 25.9%となっています。

平成 30 年度から令和４年度の推移は、全体の給付件数は 18.2%(211 件)の増加となっています。

疾病別自立支援医療費(精神通院)支給認定者数　　単位：人、%

		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
症状性を含む器質性精神障害	人数	115	121	123	122	116
	構成比	9.9	9.7	9.4	8.9	8.4
アルツハイマー型認知症	人数	63	67	66	62	59
	構成比	5.4	5.4	5.0	4.5	4.3
血管性認知症	人数	10	12	11	14	12
	構成比	0.9	1.0	0.8	1.0	0.9
その他の認知症	人数	19	20	23	15	18
	構成比	1.6	1.6	1.8	1.1	1.3
上記以外の器質性精神障害	人数	23	22	23	31	27
	構成比	2.0	1.8	1.8	2.3	2.0
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	人数	43	41	48	49	45
	構成比	3.7	3.3	3.7	3.6	3.3
アルコール使用による精神及び行動の障害	人数	39	38	42	46	44
	構成比	3.4	3.1	3.2	3.3	3.2
覚せい剤による精神及び行動障害	人数	1	1	3	2	1
	構成比	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
上記を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	人数	3	2	3	1	0
	構成比	0.3	0.2	0.2	0.1	0.0
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	人数	354	364	353	361	355
	構成比	30.5	29.2	27.0	26.2	25.9
気分(感情)障害	人数	302	334	380	422	447
	構成比	26.0	26.8	29.1	30.6	32.6
神経性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	人数	75	89	97	85	95
	構成比	6.5	7.1	7.4	6.2	6.9
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	人数	2	1	2	1	0
	構成比	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0
成人のパーソナリティ及び行動の障害	人数	0	0	1	4	3
	構成比	0.0	0.0	0.1	0.3	0.2
精神遅滞（知的障害）	人数	18	23	20	26	29
	構成比	1.5	1.8	1.5	1.9	2.1
心理的発達の障害	人数	100	110	126	129	105
	構成比	8.6	8.8	9.6	9.4	7.6
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	人数	21	22	25	32	27
	構成比	1.8	1.8	1.9	2.3	2.0
てんかん	人数	132	140	129	144	147
	構成比	11.4	11.2	9.9	10.5	10.7
その他	人数	0	0	3	2	4
	構成比	0.0	0.0	0.2	0.1	0.3
合計	人数	1,162	1,245	1,307	1,377	1,373
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：南部保健所活動概況

④重度心身障害者医療費の助成状況

重度心身障害者医療費の助成状況(令和４年度現在)を見ると、全体の助成延べ人数が 926 人となっています。

平成 30 年度から令和４年度の推移は、延べ人数が 4.8%(42 人)の増加となっています。

重度心身障害者医療費の助成状況（延人数）　　単位：人

サービス種類	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
重度心身障害者医療	884	884	899	905	926

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

(５)補装具の交付状況

①補装具の交付状況

補装具の交付状況(令和４年度現在)を見ると、全体の件数は 101 件となっています。件数で最も多いのは装具の 37 件で、次いで、補聴器の 30 件、車椅子の 16 件となっています。

平成 30 年度から令和４年度の推移は、横ばい傾向となっています。

補装具の交付件数　　単位：件

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
視覚障害者安全杖	1	0	3	2	1
義眼	0	1	0	0	0
眼鏡	2	3	3	1	0
補聴器	32	35	30	31	30
義肢	7	5	8	5	2
装具	32	18	33	27	37
車椅子	11	14	24	14	16
電動車椅子	6	8	10	7	7
歩行器	2	0	1	0	1
収尿器	0	0	0	0	0
歩行補助杖	1	0	0	2	0
座位保持装置等	12	10	7	10	7
重度意思伝達装置	0	0	1	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0
座位保持いす	0	0	0	2	0
頭部保持具	0	0	0	1	0
人工内耳用ワイヤレスマイクロフォン	0	0	1	0	0
人工内耳用受信器	0	0	1	0	0
合計	106	94	122	102	101

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

②日常生活用具の交付状況

日常生活用具の交付状況(令和４年度現在)を見ると、全体の件数は 759 件となっています。件数で最も多いのはストーマ装具の 467 件で、次いで、紙おむつ等の 246 件となっています。

平成30年度から令和４年度の推移は、件数が45.7%(238件)の増加となっています。

日常生活用具の交付件数　　単位：件

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
視覚障害者用ポータブルレコーダー	3	3	0	1	0
点字器	1	0	0	0	0
聴覚障害者用時計	2	1	0	0	0
点字図書	0	0	0	0	0
視覚障害者用体重計	1	0	0	1	0
視覚障害者用体温計	2	0	0	1	0
視覚障害者用血圧計	1	0	1	1	1
透析液加温機	0	0	1	1	0
吸入・吸引両用器	1	1	1	2	4
ネブライザー（吸引器）	4	0	1	1	0
特殊便器	0	0	0	1	0
入浴補助用具	2	2	3	1	0
歩行支援用具	0	0	0	0	0
電気式たん吸引器	1	1	2	0	0
聴覚障害用通信装置	0	0	0	0	0
聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	1
聴覚障害者用屋内信号装置	0	1	0	2	2
携帯用会話補助装置	1	0	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	0	0
視覚障害者用拡大読書器	2	0	4	0	0
ストーマ装具	301	362	287	403	467
特殊寝台	0	1	5	1	0
特殊マット	0	1	4	2	0
体位変換器	0	0	1	0	0
頭部保護帽	1	2	2	4	0
便器	0	0	0	0	0
情報・通信支援用具	0	0	1	0	2
福祉電話(貸与)	0	0	0	0	0
紙おむつ等	183	219	204	209	246
収尿器	1	1	1	2	34
点字ディスプレイ	0	0	0	0	0
人口咽頭	0	0	2	1	0
訓練いす	0	0	0	0	0
Ｔ字状・棒状のつえ	0	0	0	0	0
住宅改修費	1	1	0	1	0
火災警報器	0	0	0	0	0
移動・移乗支援用具	0	2	3	1	2
自立生活支援用具その他	13	8	58	0	0
点字タイプライター	0	0	0	0	0
パルスオキシメーター	0	0	1	0	0
訓練用ベッド	0	0	0	0	0
合計	521	606	582	636	759

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

（６）特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の給付状況

特別障害者手当、障害児福祉手当の給付状況（令和４年度現在）を見ると、全体の件数は 67 件となっています。

平成 30 年度から令和４年度の推移は、横ばいとなっています。

特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者数　　単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
特別障害者手当	31	33	32	33	34
障害児福祉手当	36	33	32	31	33
福祉手当	0	0	0	0	0
合計	67	66	64	64	67

資料：生きがい推進課（各年度３月末現在）

第４章　第４次障がい者計画

基本目標１．障がいの理解・啓発と地域共生社会の実現

（１）障がい者への理解・啓発と権利擁護の推進

すべての障がい者が権利を尊重され、自立した生活や自由な社会参加ができる地域社会を築き上げるためには、市民の障がいに対する理解が必要です。そのためには、関係機関との連携のもと、障がいに関する正しい知識の普及や情報の提供を行います。

毎年 12 月に実施している「障がい者週間」のイベントなど、障がい者への理解が深まるあらゆる機会への市民参加を促進することで地域住民の福祉意識を育むと共に、幼児期から豊かな福祉の心を育てる学習機会の充実に取り組みます。

～施策のポイント～
➢障がいに対する理解を深めるための広報啓発
➢障がい者の差別の解消
➢福祉学習機会の充実と福祉意識の啓発
➢権利擁護の推進

①広報等による障がいの理解促進（生きがい推進課、社会福祉協議会）

【 現状・課題 】

○障がい者週間イベントやふれあい交流会などのイベントについて情報配信を行っています。また、障がい者が安心して生活できるよう、地域に身近な公民館の相談窓口の開設や福祉サービスの情報発信、市内障がい者の文化、スポーツ活動の活躍などの広報活動に努めています。

●地域で障がいがある人もない人も共に生きる「地域共生社会の実現」のためには、市民の障がいへの理解を一層深め、地域での障がい者の生活が安心できるものになっていく必要があります。

【 今後の施策 】

○広報誌やホームページ、マスコミ等を活用した情報発信、イベント情報の早期発信を行うとともに、公式ＳＮＳ等を活用した情報発信など、多くの市民に情報が届くように工夫していきます。

②イベントにおける障害の理解促進（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇市身体障害者福祉協会、市精神療養家族会「月桃の会」、市手をつなぐ育成会の三団体を中心に民生委員児童委員連絡協議会、市社協、生きがい推進課において、南城市障がい者ふれあい交流会を開催しました。令和２年度から令和４年度までは、新型コロナ感染症の影響により中止となっています。

●三団体を中心とした交流会を、さらに障害者支援施設などへの呼びかけの声があるが、会場や受入れ体制などに課題があります。

【 今後の施策 】

〇新型コロナ感染症の影響で中止になったイベントの再開を行うとともに、現在開催しているイベントに加え、南城市まつり等のイベントにおいて、積極的に障がい者団体による展示や販売を行う機会を設け、市民の障がいに対する理解を一層深める機会を促進します。

〇三団体交流会では、多くの障がい者が参加しやすいイベントとなるように努めます。

③障がい者に対する差別解消の推進（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すために、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発に取り組んでいます。

●障害者差別解消法を市民に周知し、障がいの理解が深まるように努める必要があります。

【 今後の施策 】

〇障がい者の権利が守られ、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、市民に対する障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発としてホームページ、ＳＮＳ、パンフレット配布などによる普及啓発を図り、障がい者も含めた一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に差別解消に取り組むことを促していきます。

④行政における障がい者への配慮（生きがい推進課、選挙管理委員会事務局）

【 現状・課題 】

〇障がい者が来庁した際に不便がないよう、障がい者に配慮した庁舎となるように努めています。また、市職員が障がいへの理解を深め、一人ひとりの障がい者の特性に応じた対応ができるように意識づけを行っています。

〇選挙の際には、障がい者が投票しやすいように、投票所における車イス対応、コミュニケーションボードの活用、点字器の貸出、投票用紙の滑り止めシートの設置等といった支援を行っています。

【 今後の施策 】

〇障がい者への理解促進のため市職員への研修等を行い、市の業務や事業等において、障がい者と共生する環境の整備を図ります。

〇障がい者の参政権を保障するため、障がい者が投票に参加しやすいよう、投票所のバリアフリー化や車イスの配備、介助員の配置等の必要な配慮を継続します。また、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会を確保するため、郵便等による不在者投票の実施及びその他必要な配慮に努めます。

⑤福祉教育の推進（教育指導課・社会福祉協議会）

【 現状・課題 】

〇地域共生社会の実現を目指し、小・中・高生の障がい者への理解を深めるために、関係機関等と連携し、体験型福祉学習(パラスポーツ体験交流・車イス体験・アイマスク体験など)等を実施しています。

●中学校の福祉教育の取り組みが少ないです。子ども達に福祉を身近に感じてもらうような工夫を行う必要があります。

【 今後の施策 】

〇児童生徒への福祉教育を推進するため、体験学習の機会や異年齢の方々との交流をとおして、豊かな心を育むことを目指し、内容の充実・工夫を図ります。また、中学校への福祉教育が実施できるように努めます。

〇地域住民に対しても福祉教育を推進していきます。

⑥権利擁護と虐待防止の推進（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

○福祉サービスの利用援助や金銭管理などといった権利擁護の相談については、相談支援事業所等で対応しているほか、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業と、障害者総合支援法における成年後見制度利用支援事業においても判断能力が不十分な方のための支援を行っています。

○「南城市障がい者虐待防止センター」に虐待相談支援員を配置し、迅速な対応に努めています。

○相談支援センター「野の花」及び社会福祉法人ニライカナイ「鵠生の叢」において、24 時間・365 日対応可能な虐待の通報・相談窓口を整えました。

○年 1～2 回開催している「障害者虐待通報ネットワーク協議会」において、関係機関との連携が強化されたことで、虐待の早期対応につながっています。

●権利擁護の事業や制度は十分に周知されておらず、潜在的ニーズがあると考えられるため、一層の周知を図る必要があります。

●成年後見制度については、まだ周知が行き届いていない状況にあり、体制づくりも含めて今後検討していく必要があります。

●障がい者虐待については、メールやインターネット等も活用し、通報や相談ができるような仕組みづくりも必要です。

【 今後の施策 】

○市社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業が必要な方へのつなぎを行います。

○成年後見制度の周知に努めるとともに、成年後見制度利用支援事業を行います。また、成年後見制度利用促進のために、必要な体制づくりについて協議していきます。

○本人の自己決定を尊重する観点から、事業所等に対する意思決定支援ガイドラインの普及や研修機会を確保するなど、支援の重要性を周知し、意思決定支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われるように推進します。

○経済的虐待等を防ぐため、日常生活自立支援事業を実施する社会福祉協議会と「南城市障がい者虐待防止センター」等の関係機関の連携強化

○24 時間・365 日対応可能な虐待の通報・相談窓口を継続し、虐待に関して安心して相談や通報ができる体制を推進します。

○メールやインターネット等も活用し、通報や相談ができるように努めます。

○障がい者虐待に対する研修を関係機関で行うことで、「通報」のみでなく基本的な「相談」にも受けられる体制を整えます。

（２）地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「地域共生社会の実現」のためには、障がいや障がい者を正しく理解し認識することが大切であり、関係機関、関係団体、サービス事業者等と連携し、地域における理解・啓発活動の充実を図り、障がい者も共に暮らす地域社会であることの理解促進を進めます。

そのため、関係課や関係機関、団体の取り組む活動に様々な市民が参加しやすい環境を整えます。

ボランティア活動は、社会福祉協議会のボランティアコーディネーターが中心となっており、今後も地域の障がい者のニーズに合った支援を推進するため、行政や各関係機関の連携のもと、ボランティアの育成、市民のボランティア活動への参加促進を図ります。

～施策のポイント～
➢障がいがある人もない人も共に生きる「地域共生社会の実現」のための啓発活動、取組み
➢地域支え合いの環境づくり

①「地域共生社会の実現」についての啓発・広報（生きがい推進課、市社会福祉協議会）

【 現状・課題 】

○福祉サービスの利用援助や金銭管理などといった権利擁護の相談については、相談支援事業所等で対応しているほか、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業と、障害者総合支援法における成年後見制度利用支援事業においても判断能力が不十分な方のための支援を行っています。

●障がい者虐待については、メールやインターネット等も活用し、通報や相談ができるような仕組みづくりも必要です。

【 今後の施策 】

○市社会福祉協議会と連携し、支援が必要な方へのつなぎを行います。

○音訳サークルが作製する「広報なんじょう」や「議会だより」などの配信を市公式ホームページで配信できるように検討します。

②「地域共生社会」に向けた取り組み（社会福祉課）

【 現状・課題 】

〇地域の複合的な困りごと(8050問題、ダブルケア、生活困窮、ひきこもり等)を抱える世帯や、制度の狭間、社会的孤立を背景とし生きづらさを抱える方など、複雑・多様化した課題が深刻化し、支援に求められるニーズが多種多様になる中で、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮といった従来の各分野の制度(サービス)のみでは十分な支援が難しいケースが増えてきています。
このような生活上の課題に対応していくため、相談支援機関をはじめ地域関係者のネットワークの中で対応していくアプローチが求められています。

【 今後の施策 】

〇地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、包括的な相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の実施に向け、仕組みづくりや体制整備に取り組んでまいります

③地域の支え合いによるボランティア活動の推進（市社会福祉協議会）

【 現状・課題 】

〇市民が共に考え共に支え合うまちづくりを目指し、住民の関心を高め、住民ニーズを積極的に開拓するとともに誰もが気軽にボランティア活動に参加できる体制整備に取り組んでいます。

〇コロナ禍で家に閉じこもりがちの高齢者、障がい者世帯の傾聴ボランティアをつなぐことができました。

●若い世代への参加の呼びかけ情報提供方法の工夫が必要です。

【 今後の施策 】

〇地域支え合いの活動であるボランティアについて、ホームページや広報誌のほか、市公式ＳＮＳ等を活用するなど、若い世代にも届くような情報発信を行います。

〇関係機関との連携により、互助を高めるための活動を推進していきます。

基本目標２．保健・医療及び発達支援等の療育の充実

（１）障がいの早期発見と発達支援の推進

近年、発達障がいの相談が増え、発達障がいや配慮を必要とする子への支援体制等が課題となっています。市においても関係課や関係機関が連携した発達支援体制の強化が必要となっています。

また、発達障がいは早期発見による支援が、不登校や引きこもり、適応困難等の二次的な問題を防ぐためにも重要であることから、市の乳幼児健診の受診率向上に取り組みます。

～施策のポイント～
➢乳幼児健診の受診率向上
➢発達支援体制の強化

①乳幼児健診の受診率向上（健康増進課）

【 現状・課題 】

〇毎月１回各乳幼児健診を予約制で実施しています。未受診者に対しては、電話や葉書での再通知、必要時訪問にて受診勧奨しています。

〇電話や葉書での再通知、訪問等で受診勧奨を行い、各乳幼児健診で９割以上の受診率で県平均より高くなっています。

【 今後の施策 】

〇疾病や障害の早期発見のため、乳幼児健診の受診勧奨を行うとともに、未受診者対策の強化を行います。

②発達が気になる子どもについての相談支援の充実（健康増進課、こども相談課）

【 現状・課題 】

○１歳６か月児健診及び３歳児健診に加え、Ｒ４年度から２歳児健康相談に臨床心理士を配置し、相談する機会を増やし相談体制を整えています。また、個別発達相談を実施しています。

○発達相談を継続して実施し、必要時保育所等との連携や親子通園事業へとつなげています。

○こども相談課に公認心理師等を配置し、発達の気になる子どもの相談を随時実施しています。

○発達が気になる子どもを持つ保護者へ、就学時健診に合わせて教育相談会を実施しています。

【 今後の施策 】

○乳幼児健診時や個別発達相談等での継続した発達相談、こども相談課での専門的な相談、学校等教育の場における相談機会において、発達が気になる子への相談体制を充実し、支援へのつなぎや保護者支援を行います。

③こどもの成長に応じた切れ目のない支援の充実（健康増進課、こども相談課、こども保育課、教育指導課、生きがい推進課）

【 現状・課題 】

○健康増進課、こども相談課、こども保育課、教育指導課等において、子どもに関する相談を実施しており、関係課で適宜情報を共有しています。

○児童発達支援センターを設置し、市内の発達支援機能の強化を図る必要がありますが、令和５年度現在市内では未設置となっています。

●発達の気になる子どもや医療的ケア児等（以下「特別な配慮が必要な児童」という。）が保育園等に入園する際、関係機関と連携し情報を共有しています。

●児童発達支援センターを整備し、発達支援体制の機能強化を図る必要があります。

【 今後の施策 】

○こどもの成長に応じた切れ目のない支援のために、必要に応じ、関係機関の情報共有会を実施していきます。

○「健康かるて」を活用するなど、関係課における支援情報の一元化を図ります。

○児童発達支援センターの整備について、他市町村の整備状況等研究を行い、市における整備の検討と実現に向けた取組を行います。

（２）障がいの予防推進

糖尿病や高血圧等生活習慣病の重症化した結果である脳心血管疾患を予防することは障がいの発生予防にもつながります。より一層の生活習慣病の重症化予防が重要です。

健康保持・増進のため、特定健診の受診率向上や未受診者対策に取り組むと共に、健診後の保健指導を強化します。また、市民の健康に関する意識啓発のため、健康づくり事業の充実を図ります。

～施策のポイント～
➢相談、訪問等による保健指導の強化
➢特定健診の受診率向上

①特定健診の受診勧奨（健康増進課）

【 現状・課題 】

〇特定健診受診率は年代が下がるほど低く、特に働き盛りである 40 代 50 代の受診率は低い状況にあります。

●健診受診率は目標に達せず横ばい状態です。自分の健康状態を知るためにも継続して受診することが必要です。

【 今後の施策 】

〇訪問や電話、ハガキ通知、出前講座等でこれまでに健診を一度も受けていない方に健診の必要性を伝え続けていくとともに、健診受診歴がある方には継続受診に向け、引き続き受診勧奨します。

②保健指導の強化（健康増進課）

【 現状・課題 】

〇健診受診後の健診結果を元に、高血圧や糖尿病等の生活習慣病の重症化予防のための保健指導を実施しています。

●未治療者、治療中断者及び治療コントロール不良者への継続的な保健指導が課題です。

【 今後の施策 】

〇今後も引き続き、健診結果をもとにした重症化予防のための保健指導を実施していきます。

③出前講座等の健康づくり事業の充実（健康増進課）

【 現状・課題 】

〇南城市や県、国の健康実態を知り、自ら進んで健康の保持増進を図ることが出来るよう予防、健康づくりを推進しています。

〇健康情報の発信

●出前講座等の健康づくりの周知が必要です。

【 今後の施策 】

〇今後も引き続き、地域への出前講座を実施していくとともに、未実施の行政区での開催に向けて、取り組むとともに、市のホームページや広報なんじょうで健康情報を提供していきます。

（3）精神保健対策の充実

精神疾患を抱える障がい者の多くは、長期的な治療を必要としています。市の保健・福祉と医療機関との連携による包括的な支援を行います。

精神障がい者が安心して地域生活を送るためには、地域の人々の障害の理解と支えが必要です。精神障がいについての正しい知識の普及と地域住民への理解促進もあわせて進めていきます。

～施策のポイント～

➢医療機関との連携

➢一人ひとりの状況に応じた相談体制の確立

➢精神疾患についての正しい知識の普及・啓発

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進（生きがい推進課、健康増進課）

【 現状・課題 】

〇障がい者が地域の中で安心して自分らしい暮らしをするためには、障がい者本人の意思及び一人ひとりの特性に応じた「支援」や「社会参加」が重要です。保健、医療、障害福祉・介護サービス、住まい、就労・社会参加の場、地域の支援者による助け合いなど、関係者・関係機関が情報共有しながら包括的に関わり、安心して地域生活できるような環境づくりを推進しています。

〇市や民生委員、医療機関等からの案内や広報等によって、地域活動支援センター「野の花」における精神障がい者の利用が増加しています。日中活動の場を提供することで引きこもり等を防ぎ、状態(病状)の悪化を予防しています。

【 今後の施策 】

〇精神障がい者が地域で安心して自分らしく生活していくために、相談支援、地域移行・定着支援、居宅介護等の障害福祉サービス、医療、生活支援、住まい、社会参加、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制づくりを行います。

②相談支援に関わる専門職(精神保健福祉士等)の安定確保（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇地域活動支援センター「野の花」に、専門相談員(精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等)を配置することで、障がい者やその家族へ必要な支援を行いました。

〇安定して専門職が確保されたことで、支援の継続がよりスムーズになりました。

【 今後の施策 】

〇今後も、継続して専門相談員を配置し、精神障がい者やその家族の支援をおこない、精神障がい者が安心して地域生活できるように支援します。

③市民が精神疾患について関心をもてる情報発信（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇「南城市精神保健福祉普及週間・自殺予防キャンペーン」の実施によって、市民に精神疾患についての正しい知識の普及や啓発を図っています。

●地域の方により関心を持ってもらうために、パネル展示のみでは情報発信が少ないため、工夫が必要です。

【 今後の施策 】

〇これまで実施している精神疾患に関する情報発信のほか、就労支援事業所や生活介護事業所などの商品や作品を展示するなど、より関心をもってもらえるように情報発信について工夫に努めます。

④アルコール関連問題の把握強化と本人の意識改革（生きがい推進課、健康増進課）

【 現状・課題 】

〇市ホームページへの掲載やチラシの全世帯配布により、相談窓口の周知を行っています。

〇アルコールの適正量について周知し、アルコール関連問題の把握を行っています。

〇アルコール関連問題を把握したときは、相談支援事業所「野の花」や南部保健所等の関係機関へつないでいます。

●アルコール関連問題の予防として、アルコールの適正量を守ることについて継続した周知が必要です。

【 今後の施策 】

〇適正飲酒量の普及を継続して実施します。

〇市の委託相談支援事業所や関係機関とも連携しながら、アルコール関連問題の相談業務に取り組みます。

⑤民生委員・児童委員等、支援に関わる関係者への精神疾患に関する知識の普及（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇民生委員・児童委員に対して、相談窓口としての地域活動支援センター「野の花」の役割を周知し、相談できる場について情報提供しました。

●相談するために地域活動支援センター「野の花」へ連絡が集中することで、専門相談員の負担が大きくなっています。

【 今後の施策 】

〇民生委員・児童委員等の支援に関わる関係者に対し、精神疾患の知識についての広報、研修などを行い、精神障がい者への対応について向上を図るとともに相談先の情報提供を引き続き行っていきます。

基本目標３．地域生活の支援強化

（１）障がい福祉サービスの推進

障がい者が地域生活をしていくうえでは様々な支援が必要であり、特に在宅福祉サービス等による生活支援が必要です。市では障害者総合支援法による「障がい福祉サービス」を推進しており、今後も障がい者の自立と社会参加、地域で生活するための支援を強化します。

～施策のポイント～
➢各種サービスの充実

①障がい福祉サービス、障がい児通所支援の充実（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

○市ホームページでの障がい福祉サービスの紹介や、障がい福祉で利用できる各種制度の一覧を手帳の新規交付時及び年１回広報誌と共に配布し、事業の周知を図りました。

●認知度の高まりによりサービスや事業を活用する方が年々増加しています。ニーズに対応する量の確保が必要なほか、質の確保も必要です。

【 今後の施策 】

○障がい福祉サービスや障がい児通所支援について、ニーズに対応する量の確保に向けてサービス事業所の参入促進や市内事業所での受け入れ体制拡充を促すほか、サービスの質の確保に向けて取り組みます。

②本人が望むサービスを選択できる相談支援体制の充実（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

○市ホームページでの各種実施事業の紹介や、障がい福祉での利用できる各種制度の一覧を手帳の新規交付時及び年 1 回広報誌と共に配布し、事業の周知を図ったことで、利用者が年々増加しています。

●市内の相談支援事業所の数は徐々に増えていますが、いまだ新規の利用者は相談支援を受けづらい状況にあります。

【 今後の施策 】

○市の委託先である地域活動支援センター「野の花」のさらなる相談機能強化を検討するほか、相談支援のニーズについて情報発信し、民間の相談支援事業所の新設につなげることにより、新規の利用者の相談支援の受入れ体制を整えていきます。

（２）地域生活支援事業の推進

市町村は、地域のニーズや実情等を踏まえた事業展開として、障害者総合支援法にもとづいた「地域生活支援事業」を実施しています。この事業は、相談支援を核とし、移動支援やコミュニケーションの支援、地域活動支援センターによる創作的活動・生産活動の提供により、地域の障がい者支援を行うものです。

本市においても、自立支援協議会等を通して当事者ニーズを把握したうえでの事業展開と実施事業の周知を行います。

～施策のポイント～
➢地域生活支援事業の情報発信
➢地域生活支援事業のニーズ把握と新たな事業の検討

①地域生活支援事業の周知・広報及び事業の充実（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇地域生活支援事業について、各種媒体での情報発信を行っています。

〇市ホームページでの各種実施事業の紹介や、障がい福祉での利用できる各種制度の一覧を手帳の新規交付時及び年１回広報誌と共に配布し、事業の周知を図ったことで、利用者が年々増加しています。

●地域生活支援事業には様々なメニューがあり、地域のニーズ把握を行い必要な事業を充実させていくことが重要です。

【 今後の施策 】

〇地域生活支援事業についての情報発信をこれまでより一層強化し、利用促進を図るとともに。地域ニーズの把握に努め、必要なメニューの導入などを検討していきます。

（3）相談支援・情報提供の充実

障害者総合支援法では、相談支援事業を各市町村の必須事業として位置づけており、専門的な相談あるいは、身近な相談先として対応できるよう、相談支援の充実や体制強化が必要です。本市においても、相談支援事業を推進し、地域において専門的な相談にも対応できるよう体制づくりを進めていきます。

保健福祉に関する情報の提供については、広報誌や市ホームページによる広報活動が主となっていますが、今後は障がいの特性に応じた情報提供のあり方を工夫していく必要があります。

また、各機関がそれぞれで実施する事業に限らず、障がい者の生活全般に対応した情報の収集と一元的な提供に努めます。

～施策のポイント～
➢相談支援体制の充実
➢情報提供の充実

①相談支援の充実（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

○相談支援センター「野の花」への専門相談員(精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等)の配置により、当事者や家族の抱える悩みや不安の軽減に努め、必要な支援機関につなげる体制が充実しました。

○問い合わせや相談者に対して来所相談や電話相談だけではなく、状況等に応じてアウトリーチやメールでの対応、また時間が厳しい方々に対して日時等の調整を柔軟に行っています。

●専門相談員の能力向上も必要です。

●気軽に相談するために、相談をいつでも受け付けられるような雰囲気づくりが必要です。

●障害に関する相談のほか、相談者が抱える「複雑化・複合化」した困りごとに対しても、包括的な相談支援を行い、寄り添って支援しながら、関係機関等との協力体制構築の必要があります。

【 今後の施策 】

○相談支援体制の充実のため、今後も専門相談員の安定した確保に努めます。

○専門的な相談のほか、身近な安心できる相談先として、いつでも相談できる場となるように利用しやすい相談に努めます。

○専門相談員の能力向上を図るため、研修等への積極的な参加を呼びかけます。

○世帯の抱える「複雑化・複合化」した困りごとに対して、包括的相談支援と関係機関の連携による世帯丸ごとの支援を行います。

○多職種連携と庁内連携を図りながら、重層的支援体制の構築を目指します。

②情報提供の充実（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇障がい者のための制度やサービスなどについては、市のホームページ、広報誌により発信しているほか、市公式ＳＮＳ等の活用を行っています。

〇手話通訳者の派遣、声の広報等による、障がいの特性に応じた情報発信も行っています。

〇窓口や相談支援事業所での相談における情報提供も行っています。

●障害の特性を踏まえた情報提供方法の検討が必要です。

【 今後の施策 】

〇現在行っている情報提供方法による情報発信を継続するとともに、新しい情報発信方法についても検討します。

〇手話通訳者の派遣等による意思疎通支援(コミュニケーション支援)の充実を行います。

（４）経済的支援の充実

障がい者への経済的な支援では、特別障害者手当の支給のほか、更生医療・育成医療・精神障害者通院医療費公費負担制度や重度心身障害者医療費助成事業等があります。

今後も必要な方への手当の支給等の支援を行います。

～施策のポイント～

➢各種制度による手当等の支給

①各種制度による手当等の支給（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇特別障害者手当の支給のほか、更生医療・育成医療・精神障害者通院医療費公費負担制度や重度心身障害者医療費助成事業などによる経済的支援を行っています。

【 今後の施策 】

〇特別障害者手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害児福祉手当といった、障がい者やその養育者のための手当の支給を行います。また、心身障害者扶養共済制度の周知と利用促進に努めます。

〇自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)等の制度の支給や、重度の障がい者が安心して受診できるよう、医療費の自己負担を助成する重度心身障害者(児)医療費助成を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

（５）補装具の給付

身体障がい者等からの申請にもとづき、盲人安全つえ、補聴器、装具、義肢、車いす等の補装具の交付及び修理を行っています。利用促進のため、対象者に対して制度を周知する必要があります。

～施策のポイント～
➢制度の情報発信
➢一人ひとりの状況に応じた相談・支援体制の充実
➢必要な方への補装具の給付

①補装具の給付（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇身体障がい者手帳の交付を受けた障がい者等へ、障害により失われた身体機能を補完又は代替えし、長期にわたり継続して使用する補装具を支給しています。

〇申請や支給までの流れについて情報発信を行い、制度内容をより分かりやすく理解してもらえるようにする必要があります。

【 今後の施策 】

〇補装具についての給付を行うとともに、制度の周知広報により、必要な人が利用できるように努めます。

基本目標４．教育・保育環境の充実

（１）特別支援教育・保育の充実

市内の教育・保育施設等(以下「保育所等」という。)では、特別な配慮が必要な児童が通園できるよう特別支援教育・保育を実施しています。

さらに、充実した支援を行うため、専門職による保育所等巡回相談を実施し、保護者支援や保育士のスキルアップを図る必要があります。

～施策のポイント～
➢特別支援保育の充実
➢特別な配慮が必要な児童を持つ家庭の子育て相談体制の強化

①特別支援教育・保育の充実（こども保育課）

【 現状・課題 】

○市内の保育所等において、特別支援教育・保育を実施しています。特別な配慮が必要な児童に、加配保育士等を配置し、対応しています。

【 今後の施策 】

○保育所等における特別支援教育・保育を継続実施し、対象となる児童に加配の保育士を配置します。また、切れ目のない支援となるよう、関係機関との連携を強化します。

②保育所等巡回相談の充実（こども相談課）

【 現状・課題 】

○公認心理師が保育所を巡回し、特別な配慮が必要な児童に対する接し方や子育てへの不安に対するアドバイス等を行い、保護者や保育士等に支援を行っています。

【 今後の施策 】

○公認心理師等による巡回相談を継続し、特別な配慮が必要な児童の行動観察及び保護者や保育士等と面談や相談を行い、助言等を行います。

③障がい児保育研修会（こども保育課、こども相談課）

【 現状・課題 】

○市内の保育士を対象に、ティチャーズトレーニング研修や作業療法士等の巡回訪問や研修会を実施し、保育士等の対応力向上を図っています。

【 今後の施策 】

○特別な配慮が必要な児童の保育に関する研修会や講演会を継続して開催し、保育士等の対応力向上を図ります。

（２）特別支援教育の充実

特別支援教育においては、就学前の早い段階から保護者や療育・保育の関係者、教育委員会、関係機関等との連携を図り、より適正な就学につなげる必要があります。

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人ひとりの自立や社会参加に向け、適切な指導及び、必要な環境調整の充実を図ることで、誰一人取り残すことなくすべての人が生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざします。

～施策のポイント～
➢学校の教育体制の充実
➢特別支援教育体制の連携・充実
➢保護者支援・相談体制の充実

①教職員の特別支援教育の理解促進と指導力向上（教育指導課）

【 現状・課題 】

〇教職員が特別支援教育について正しく理解し、幼児・児童・生徒の学校生活の支援や指導力の向上を図っています。

【 今後の施策 】

〇教職員を対象に、特別支援教育に関する研修を年間２回実施し、特別支援教育や障害に関する理解を深め実践に生かします。

〇各学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、特別支援教育の動向に関する研修会や連絡会を年５回実施し、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上及び各学校における特別支援教育の理解促進と充実を図ります。

〇教育的支援が必要な児童生徒だけではなく、すべての児童生徒にとって参加しやすく、わかりやすい授業を実現するため、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業への取り組みを実施します。

②校内支援体制の充実（教育指導課）

【 現状・課題 】

〇各学校における校内教育支援委員会をはじめとする学校体制の整備や、幼児・児童・生徒の実態把握など各学校における支援体制の整備を図っています。

【 今後の施策 】

〇管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターが中核となって、校内教育支援委員会、ケース会議等の実施を通して、一人ひとりの障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の把握を行い、教育的ニーズに応じる校内支援体制の充実を図る。

③特別支援教育支援員の適正な配置と、資質の向上（教育指導課）

【 現状・課題 】

〇南城市立幼稚園、小学校及び中学校において、特別な支援を要する幼児児童生徒の学校生活における安全管理や生活介助、学習活動上のサポート及び自立に向けた支援を図るために、特別支援教育支援員を配置しています。

〇特別支援教育支援員向けの研修会を開催し、資質向上に努めています。

●特別な支援を要する幼児児童生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の確保が課題となっています。

【 今後の施策 】

〇特別支援教育の充実のため、学校や関係機関と連携しながら、特別支援教育支援員の確保に努め、特別支援教育支援員の資質向上のための研修会を継続して実施します。

④特別支援教育体制の連携・充実（教育指導課）

【 現状・課題 】

〇幼児教育施設から小学校への就学や、小学校から中学校への進学に当たり、これまで積み上げてきた支援等を適切に引き継ぐことが重要です。各教育施設間での情報を共有することで切れ目のない支援を行っています。

〇特別支援学級が増加傾向にありますが、教育支援委員会を開催し、医師、特別支援教育の有識者及び県立特別支援学校教諭等から専門的な指導助言等を得ることで、幼児児童生徒の「適切な学びの場」を検討しています。

【 今後の施策 】

〇幼児教育施設から小学校、小学校から中学校への移行期においては、個別の教育支援計画や個別の教育指導計画を含む資料等を活用した情報共有を行い、就学先・進学先に丁寧に引き継ぎ、一貫した支援体制の充実を図ります。

〇教育委員会と福祉部が連携し、支援に関する情報共有を行うことで切れ目のない支援を行います。

〇引き続き、教育支援委員会へ医師、特別支援教育の有識者、特別支援学校教諭等の参加を図り、専門的な指導助言等を得ることで、幼児児童生徒の「適切な学びの場」を検討していきます。

⑤就学相談システムの充実（教育指導課）

【 現状・課題 】

〇就学相談では、支援が必要な児童・生徒について発達の状態等に応じた最も適切な教育を行っていくために、一人ひとりの生涯を見通し、可能性を最大限に伸長する視点から理解を図る必要があります。市教育委員会では、特別支援教育コーディネーターと心理士を配置し、就学相談体制の充実を図っています。また、就学相談会を実施し、相談員に特別支援教育を専門にする有識者、言語聴覚士及び県立特別支援学校教諭等の外部人材を活用することで、より専門性の高い充実した支援を実施しています。

【 今後の施策 】

〇引き続き、教育委員会内に、特別支援教育コーディネーターと心理士を配置し、就学相談体制の充実を図ります。

〇発達が気になる子どもを持つ保護者へ、就学相談会を実施します。

〇各学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、相談業務に関わる専門的な研修を実施します。

基本目標５．就労支援策の推進

（１）雇用、就労支援策の拡充

障がい者にとって就労は、単に経済的な自立を図るだけではなく、規則正しい生活リズムを維持することや職場の人達との関わりの中で社会性を獲得するなどの意義があります。しかし、一般就労している障がい者は少なく、一般就労できた場合でも職場の理解不足などにより短期間で退職してしまうことが多くあります。「改正障害者雇用促進法」の啓発等による、企業の積極的な障がい者雇用や障がい者への理解促進を図ります。

南部地区障害者就業・生活支援センター「ブリッジ」やハローワーク等の関係機関と連携し、就労移行支援及び就労継続支援、就労定着支援サービスの提供による障がい者の就労支援と定着を図ります。

～施策のポイント～
➢就労関係障がい福祉サービスの推進
➢障がい者雇用の促進と障害者雇用率制度の啓発
➢雇用の場における障がい者の人権擁護

①「障害者自立支援協議会(就労支援部会)」における関係機関との連携強化（生きがい推進課）

【 現状・課題 】
○市の関係課、市商工会、サービス提供事業者等が参加する「障害者自立支援協議会（就労支援部会)」において、意見交換等や特別支援校の視察を行うことで、障がいに対する理解が深まり、障がい者の雇用についての認識が高まりました。
●年に２回の就労支援部会では、情報共有の機会が少ない状況にあります。

【 今後の施策 】
○就労支援部会の開催数を増加することで部会の機能や情報共有を強化し、関係機関とより一層の連携を図ります。

②障害者雇用給付金制度や障害者雇用率制度の周知（生きがい推進課、観光商工課）

【 現状・課題 】
○障害者雇用給付金制度や障害者雇用率制度の周知に努めています。
●アンケート調査等では、就労における課題は「職場の障がいに対する理解」という声が大きく、企業に対する理解促進や雇用についての情報提供を一層行っていく必要があります。

【 今後の施策 】

〇市内の一般企業の法定雇用率の遵守や中小企業における障がい者雇用の促進に向けて、各種情報媒体等を活用した理解・啓発を図るとともに、雇用に関わる助成制度等について周知を図ります。

③市内企業への職場における人権擁護の啓発・広報の実施（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

●障がい者の雇用推進のため、市内企業に対する職場理解の取組が必要です。

【 今後の施策 】

〇雇用の場における障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、障がい者に対する必要かつ合理的配慮の提供について周知していきます。

〇障がい特性等に関する理解促進の啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。

④就労を支援する福祉サービスの充実（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

●障がい福祉サービスにおける「就労選択支援」「就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）」「就労移行支援」「就労定着支援」といったサービスを利用する障がい者の一般就労移行について進め、就労希望者が定着して一般就労していくように図る必要があります。

【 今後の施策 】

〇障がい者の就労に向けて、障がい者の多様な働き方や当事者の希望や能力に合う仕事探しを支援するための「就労選択支援（令和６年度新設）」や「就労移行支援」「就労定着支援」の利用促進及びサービス事業所の参入促進を図ります。

⑤市における障がい者雇用の推進（生きがい推進課、観光商工課）

【 現状・課題 】

〇市では障がい者の雇用を行い、障がい者雇用を推進しています。

【 今後の施策 】

〇障害者雇用促進法を遵守し、雇用率のアップを図るなど、市における障がい者雇用を推進します。また、各部署と連携し、個々の障がいや特性に合った環境整備を行います。

（２）障がい者の生産活動の支援充実

市内の就労支援事業所で、障がい者はいろいろな生産活動を行っています。農作物やEMボカシ、パン、手作り小物等を生産していますが、販売経路が乏しく、直接販売する機会も少ないという課題があります。障がい者の就労意欲を高め、就労する喜びを実感し、生産活動を活性化させるためには、販売経路と機会を増やす必要があります。

～施策のポイント～
➢生産物の販売経路・機会の拡充

①就労支援事業所との連携による販路拡大（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇イベント時において、市内の就労支援事業所の生産物販や活動内容の展示、市民による作業体験等の実施により、市民の障がい者の就労や生産物について、市民の理解が深まっています。

【 今後の施策 】

〇就労支援事業所との連携による生産物の販路拡大に努め、障がい者の就労意欲を高め、就労する喜びを実感し、生産活動の充実を図ります。

基本目標６．様々な活動の支援充実

（１）障がい者団体等の活動支援、地域との交流促進

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加し、人や社会との交流の中で人生をより豊かなものにしていくことが望まれます。障がい者同士の結びつきや障がい者を持つ家族同士の交流の場が大切であるほか、障がい者が地域の行事や活動に参加しやすい工夫を行い、地域の誰もが障がい者と交流しお互いの人権と尊厳を尊重し合いながら生きていく社会を目指します。

また、特別支援学校を卒業した生徒は、地域との連携が弱い状況にあるため、関係機関との情報交換を密にして、地域へのスムーズな移行ができるよう交流促進を図る必要があります。

～施策のポイント～
➢障がい者団体等の活動支援
➢ピアサポートの推進

①障がい者団体の活動支援（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇障がい者団体へ補助金を交付し、活動の支援を行っています。
〇「障がい者ふれあい交流会」の運営や開催を通して、当事者や家族同士が交流する機会を確保しています。

【 今後の施策 】

〇市と市社会福祉協議会が連携し、市内の障がい者関係団体を支援し、地域での活動の活性化と関係団体の連携強化を促進します。また、市内の障がい者団体に関する情報発信を行い、各団体への加入者の増加促進を図ります。
〇障がい者団体の活動をサポートする仕組みづくりに取り組みます。

②ピアサポートの推進（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

〇身体障害者相談員を２名配置し、障がいの当事者やその家族の相談を受けています。
〇障がいの当事者や家族同士が交流したり、お互いの悩みを相談していく機会をさらに確保していく必要があります。

【 今後の施策 】

〇自らが障害や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障がい者のための支援を行うピアサポートを推進します。

（2）スポーツ、レクリエーション、文化活動の推進

スポーツ、レクリエーション、文化活動等への障がい者の参加は、生きがいづくりになるほか、地域の人々との交流や相互理解を深める上でも重要です。県主催のスポーツ、文化活動はもとより、市においてもレクリエーション活動として「障がい者ふれあい交流会」を開催するなど、今後もスポーツ、レクリエーション、文化活動への障がい者の参加機会の拡大に努めます。

～施策のポイント～
➢各種スポーツ大会への参加促進
➢スポーツ、レクリエーション、文化活動等の活動機会の拡充
➢福祉用具(車イス、歩行器等)・福祉車両の貸出

①スポーツ、レクリエーション、文化活動等の活動機会の拡充（生きがい推進課、生涯学習課）

【 現状・課題 】

〇障がい者が地域において生きがいを持って様々な活動をしていくために、スポーツやレクリエーションの機会確保が必要です。

〇市スポーツ推進協議会及び生涯学習課において、南城市スポ・レクフェスタを開催します。

【 今後の施策 】

〇障がい者を対象とした各種スポーツ大会への参加を促進します。

〇障がい者のレクリエーション活動を支援する地域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室」活動等支援の充実を図り、障がい者の余暇活動や交流、健康保持等に努めます。

〇余暇活動やレクリエーションを行う機会の確保、活動の場である地域活動支援センターの充実・強化に努めます。

基本目標７．生活環境の整備

（１）福祉のまちづくりの推進

障がいのある方があらゆる分野に参加していくために、道路や公共建築物、多くの方が利用している民間の建築物のバリアフリー化を進めるとともに、全ての人にやさしく使いやすいユニバーサルデザインの考え方も含めた福祉のまちづくりの推進を図ります。

また、障がい者用の駐車スペースに健常者が車を停めている場合があるため、適正利用を働きかける必要があります。

～施策のポイント～
➢公共建築物や多くの方が利用する施設のバリアフリー推進
➢道路等歩行空間のバリアフリー推進
➢障がい者のための駐車スペースの確保

①福祉のまちづくりの推進（財政課、都市計画課、都市整備課、施設管理課）

【 現状・課題 】

○「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、新たに建設された、公共の建物などの多くの方が利用する施設について、スロープや手すり、障がい者用トイレ、障がい者専用駐車場を設置し、障がい者及び介助者の移動にかかる負担が軽減されました。

○道路等においてもユニバーサルデザインの考えに基づく整備を進めています。

【 今後の施策 】

○公共の建物においては、障がい者が安心して過ごせるようにバリアフリー化を推進します。

○道路整備等においては、ユニバーサルデザインの考えに基づく整備等を推進します。

②移動支援等の充実（生きがい推進課、政策調整室（交通政策課））

【 現状・課題 】

○地域生活支援事業において、移動支援事業を実施し、障がい者の移動手段の確保を行っています。

○市が運行するＮバスでは、令和５年６月から令和８年３月末まで、65 歳以上の方及び障がい手帳をお持ちの方を対象に、外出する機会を促すため、Ｎバス運賃支援事業（実質無償化）による実証運行を行っております。

○県では、障がい者用の駐車スペースについて、「沖縄県ちゅらパーキング利用証制度」を導入しており、市においても周知に努めています。

【 今後の施策 】

○障がい者の移動が容易となるように、移動支援事業を今後も継続し、障がい者のニーズに対応できるように努めます。

○市が運行するNバスで実施している65歳以上の方及び障がい手帳をお持ちの方を対象とした運賃実質無償化について利用実態等を目的としたアンケート調査等を実施し、移動支援のあり方について、検討します。

○障がい者用の駐車スペースについて、「沖縄県ちゅらパーキング利用証制度」の周知に努めるとともに適正利用を呼びかけ、障がい者がスムーズに利用できるよう啓発を行います。

（２）生活の場の確保

地域生活では、住居の確保が大切です。今後、福祉施設等からの地域移行を推進するためには、グループホームやアパートといった地域における生活の場の確保が必要となります。障がい者の地域生活への移行や移行後の定着を支援するため、居住サポート等の支援や公共住宅や一般住宅への入居支援等を行います。

～施策のポイント～

➢グループホームの整備施策の検討

➢住宅の確保等の支援

①居住系サービスの整備推進（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

○県では、1市町村1事例として、事例を集めその取組を市町村に共有することで、居住系サービスに繋げるためのポイントや課題の洗い出しを行っており、市においても各事業所から事例を集め、事例検討を行うよう努めています。

【 今後の施策 】

○地域生活を希望する障がい者の住まいの確保のため、共同生活の場である共同生活援助(グループホーム)の情報の発信とサービス利用の案内に努めます。

②障がい者の住宅確保に関する支援（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

○障害のある方から相談によっては、グループホームへの案内や県営・市営住宅申請の支援につなげています。

【 今後の施策 】

○障がい者の住まいの確保のため、ワーキンググループによる住まい確保への取組や関係機関との連携、自立支援協議会における検討等に努めます。

③地域生活支援拠点の整備（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

○「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つを柱としています。

○本市においては、地域で複数機関が分担して機能を担う面的整備型として、令和３年度に整備を行い、地域生活支援拠点の登録対象者の把握を行いながら、登録事業所を増やす取り組みを行っています。

【 今後の施策 】

○障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、対象者の把握に努め、引き続き拠点登録事業所を増やし、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活拠点の充実を図ります。

（３）防災・防犯対策の推進

台風や地震等の災害時において、障がい者の中には自ら避難して安全確保するのが困難な方がいます。障がい者が安心して暮らせる環境を確保するため、関係機関と協力し、災害時の障がい者支援体制を整備します。

市では、防災計画に基づく防災体制等を進めているほか、「南城市地域支えあい支援事業」による支援が必要な方の把握を行い、災害時の避難等の対応について進めているところです。行政として整備するべきことのほか、避難については地域の住民の連携による支え合いも必要であり、行政、市民がそれぞれの役割を担って取り組むように努めます。

障がい者は、犯罪や事故に遭った場合にも危険性が高く、不安感も強いと考えられることから、障がい者に配慮した防犯対策も検討していく必要があります。

～施策のポイント～

➢避難行動要支援者に対する支援体制の強化

➢自主防災組織発足や活動の支援

➢障がい者が安心して過ごせる避難所の確保

➢犯罪・災害に関する知識の普及

①避難行動要支援対象者の把握と個別計画作成（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

○関係課と連携し、災害時に自ら避難することが困難である避難行動要支援者の把握と個別支援計画の作成に向けて取り組んでいます。

●個別計画の作成に時間がかかっており、作成が進んでいないという課題があります。

【 今後の施策 】

○災害時の避難行動要支援者の避難支援が円滑に行えるように、避難支援が必要な方の名簿の定期的な更新、個別計画の作成を進めます。

○個別計画作成においては、アウトリーチで地域に出向き、積極的な個別計画の作成により件数を増やしていくように努めます。

②「南城市地域支え合い支援事業」の周知（生きがい推進課、社会福祉協議会）

【 現状・課題 】

○本市では「地域支え合い委員会」が 16 自治会あり、本事業について説明をし、登録者、支援員の確保につながりました。

●要支援者を見守る「地域支援員」の成り手が不足しています。支援員として災害時における避難誘導、救出活動、安否確認と活動自体が重荷に感じるとの声があります。

【 今後の施策 】

○近隣住民の助け合いにより、日常生活及び災害時に支援が必要な方への支援体制を確立し、住民が住みなれた地域で支え合い安全で安心して生活を図るため、「南城市地域支え合い支援事業」を推進します。

○地域支援員確保のために、本事業の市民に対する周知や理解啓発を行い、災害時の支え合い・助け合いによる地域防災の充実を図ります。

③障がい者が安心して過ごせる避難所の確保（生きがい推進課）

【 現状・課題 】

○災害時の避難について、障がい者が安心して過ごせ、医療的ケアが必要な方の電源確保も行える避難所の確保が必要です。

【 今後の施策 】

○災害時の障がい者の避難について、非常用電源確保も可能となる避難所の確保を図ります。

④自主防災組織の設置と運営継続のための支援（総務課(秘書防災課)）

【 現状・課題 】

○自主防災組織の立ち上げにむけて、区長会において設立趣旨を説明し理解を求めました。70 自治会のうち 18 自治会で自主防災組織が設立しています。

●自主防災組織の設立を推進し、全自治会への設置を目指す必要があります。

【 今後の施策 】

○自主防災組織の設置自治会の増加を図るとともに、防災士資格取得補助金の周知、講演会等による防災に対する意識啓発へと繋げる取り組みを実施し、地域防災力の強化を図ります。

⑤防災・減災・防犯知識の普及啓発（総務課(秘書防災課)、生活環境課）

【 現状・課題 】

○防災や減災について、広報誌へ防災特集ページを作成しました。

○全国地域安全運動の時期に合わせて市ホームページに全国の重要項目、地域の重要項目を掲載し啓発を促しました。

○「南城市防災システム」により、気象情報、ミサイル等情報を基に迅速な情報発信を行っています。

●市ホームページ以外にも活用できる媒体での情報発信を検討する必要があります。

【 今後の施策 】

○防災・減災・防犯知識の普及啓発のため、これまで実施してきた市の広報誌やホームページでの情報発信のほか、市公式ＳＮＳなど様々な媒体を活用し、市民への周知を図ります。

○医療的ケア児などの世帯に対し、災害時の備えに関する情報提供を行うため、国が示すガイドラインを基にパンフレットを作成し、普及啓発に取り組んでいきます。

○「南城市防災システム」を活用した迅速な情報伝達を行います。

第５章　第７期障害福祉計画

１．成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、令和８年度末までに、令和５年３月31日時点の全施設入所者数77人の６％にあたる４人の地域生活移行を目指します。

	数値	備　　考
現入所者数(A)	77人	令和４年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	73人	令和８年度末の見込み
削減見込目標値(C)	4人 6%	(C)＝(A)－(B)＝(E)－(D)の値 (国指針：目標５％以上削減)
新規入所者数(D)	1人	令和６年から令和８年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	5人	令和６年から令和８年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	4人 6%	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針：目標６％以上移行)

■ 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

障害支援区分が３以下の対象者で地域への移行が可能と思われる方から目標値を算出した。

■ 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

・地域で安心して暮らせるために必要なサービスの提供を行う。

・居住地におけるサポート体制の充実やグループホーム等の受け入れ体制の整備を行う。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

	設置方法	設置時期	設置方法
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	共同設置	令和８年	既存組織活用

	回数又は人数			備考
	令和６年	令和７年	令和８年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	－	－	1	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	－	－	10	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参観者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	－	－	1	年間の開催回数の見込み

（３）地域生活支援の充実

	整備区域	設置時期	整備手法
地域生活支援拠点の整備	単独設置		面的整備型

※１　整備区域：【単独設置】当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。
※２　整備手法：【面的整備型】地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

	回数			備考
	令和６年	令和７年	令和８年	
コーディネーターの配置人数			1	人数の見込み
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討（年間回数）	1	1	1	国指針：各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討を行うこと

	整備区域	設置時期	整備手法
強度行動障害者への支援体制の整備	圏域設置 （保健所圏域）	－	国指針：強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

※　整備区域：【圏域整備】当該市町村外の社会資源等も活用しながら拠点に必要な機能を確保すること。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する者の人数について、令和８年度には、令和３年度の年間実績(4 人)の 1.75 倍にあたる 7 人の移行を目指します。

就労移行支援事業の移行者は、令和８年度には、令和３年度末の年間実績(2 人)の 1.50 倍にあたる 3 人の移行を目指します。

就労移行支援事業利用者の一般就労移行率は、令和８年度末の管内就労移行支援事業所数、一般就労移行率が５割以上の就労移行支援事業所の数は３カ所を目指します。

就労継続支援Ａ型事業の移行者は、令和８年度には、令和３年度末の年間実績(2 人)の 1.50 倍にあたる 3 人の移行を目指します。

就労継続支援Ｂ型事業の移行者は、令和３年度末の年間実績は0人となっています。令和８年度の移行数は１人として見込み、Ｂ型事業所からの一般就労を目指します。

就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率は、令和８年度の就労定着支援利用者数は 3 人、就労定着率が７割以上の就労支援事業所数は管内で３カ所を目指します。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

	数値	備　　考
令和３年度の年間一般就労移行者数	4人	令和３年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和８年度)における年間一般就労移行者数	7人 1.75倍	令和８年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数（国指針：令和３年度実績の1.28倍以上）

② 令和８年度末における就労移行支援事業の移行者数

	数値	備　　考
令和３年度末の就労移行支援事業所の移行者数	2人	令和３年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和８年度末)における一般就労への移行者数	3人 1.50倍	令和８年度末の一般就労への移行実績（国指針：令和３年度末の1.31倍以上(31％以上)の増加）

③ 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

	数値	備　　考
令和８年度末の管内就労移行支援事業所数（見込み）	３か所	令和８年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和３年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和３年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和８年度末における一般就労移行率が５割以上の就労移行支援事業所の数	３か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。

④ 令和８年度末における就労継続支援Ａ型事業の移行者数

	数値	備　　考
令和３年度末の就労継続支援Ａ型事業所の移行者数	2人	令和３年度末の就労継続支援Ａ型事業所の移行者数
目標年度(令和８年度末)における一般就労への移行者数	3人 1.50倍	令和８年度末の一般就労への移行実績（国指針：令和３年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加）

⑤ 令和８年度末における就労継続支援Ｂ型事業の移行者数

	数値	備　　考
令和３年度末の就労継続支援Ｂ型事業所の移行者数	0人	令和３年度末の就労継続支援Ｂ型事業所の移行者数
目標年度(令和８年度末)における一般就労への移行者数	1人	令和８年度末の一般就労への移行実績（国指針：令和３年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加）

⑥ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

	数値	備　　考
令和３年度における就労定着支援事業の利用者数	2人	令和３年度における就労定着支援事業の利用者数
令和８年度における就労定着支援事業の利用者数	3人	国指針：就労定着支援事業の利用者数については、令和３年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和８年度末の管内就労定着支援事業所数（見込み）	３か所	令和８年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和３年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和３年度末の事業所数を暫定的に記載すること。 ※過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に四十二月以上七十八月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合
令和８年度末における就労定着率が７割以上の就労支援事業所の数	３か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上

■ 就労移行率及び職場定着率の充実に係る方策

・障害福祉サービスの就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や企業との連携に努め障がい者の一般就労に向けた取り組みを続けていきます。

・市内企業に対し、障がい者雇用について理解と協力を呼びかけるため、商工会との連携を強めるとともに、障害者雇用制度についての理解促進を行い、障がい者の雇用拡大を働きかけていきます。

・職場において雇用差別など障がいを理由とした人権侵害を受けることのないよう、関係機関等と連携を図りながらネットワークの構築を図り、啓発・広報・相談体制の充実に努めます。

（５）相談支援体制の充実・強化等

	実施時期			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
ア　基幹相談支援センターの設置				国指針：令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。 また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
設置方法 ：単独設置	－	－	○	
イ　地域の相談支援体制の強化				
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	－	－	－	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	3	3	3	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6	6	6	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	6	6	6	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	－	－	1	
ウ　協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	6	6	6	
参加事業者・機関数	7	7	7	
協議会の専門部会の設置数	3	3	3	
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	6	6	6	

■ 相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法

令和８年度の基幹相談支援センターを市直営で設置に向けて、地域の相談支援事業所、委託相談支援事業所等と緊密に連携をとることで、より地域の特性に応じた機能を保持するように体制を整える。

（６）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

① 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

	参加時期及び人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3	3	3	国指針：都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

	構築時期	備　　考
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和８年	国指針：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

自立支援協議会を活用し、請求の過誤の是正を目指す他、サービス費用の現状や推移を確認しながら支援体制の課題を検討する。

	回数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数（年間回数）			4	国指針：自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

２．第７期のサービス別見込量

（１）障害福祉サービス

①訪問系サービス

● 訪問系サービス全体（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	97	105	112	97	102	107
実績値	人/月	80	85	91	－	－	－
計画と実績の差		△17	△20	△21			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	時間/月	1,268	1,391	1,468	1,513	1,556	1,601
実績値	時間/月	1,321	1,374	1,459	－	－	－
計画と実績の差		53	△17	△9			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。ｱ)～ｵ)の合算値

【利用者数】

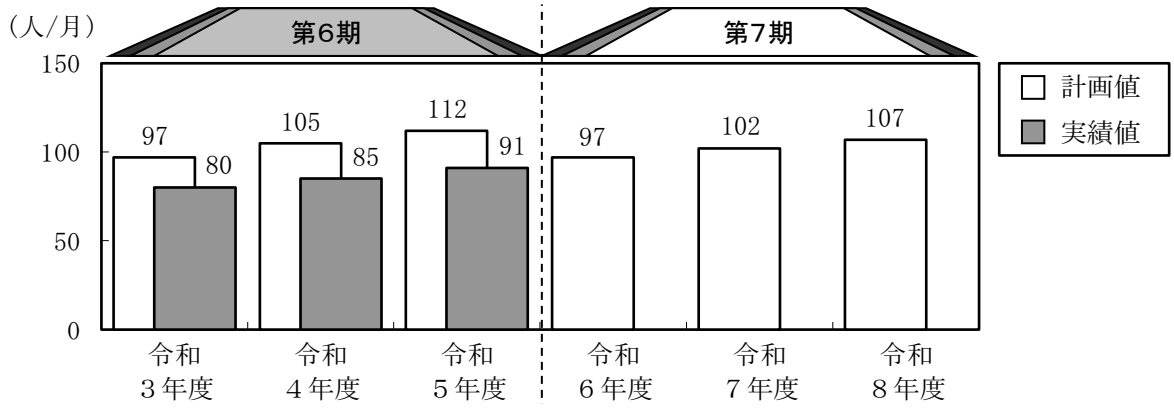

【利用量】

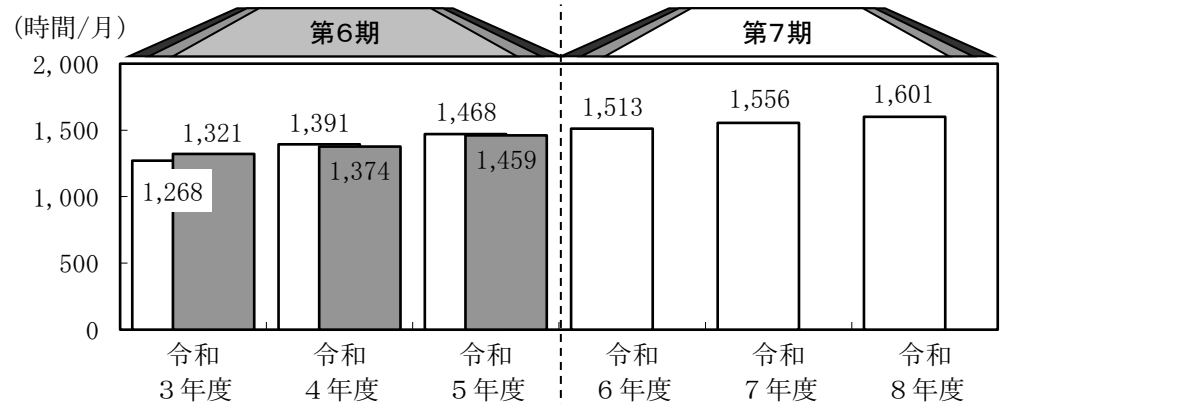

ｱ)居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者の自宅へヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助及び通院介助を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績より増加スピードを考慮し算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	85	91	98	80	85	90
実績値	人/月	67	71	75	－	－	－
計画と実績の差		△18	△20	△23			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	時間/月	935	1,001	1,078	1,083	1,126	1,171
実績値	時間/月	1,044	1,001	1,041	－	－	－
計画と実績の差		109	0	△37			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

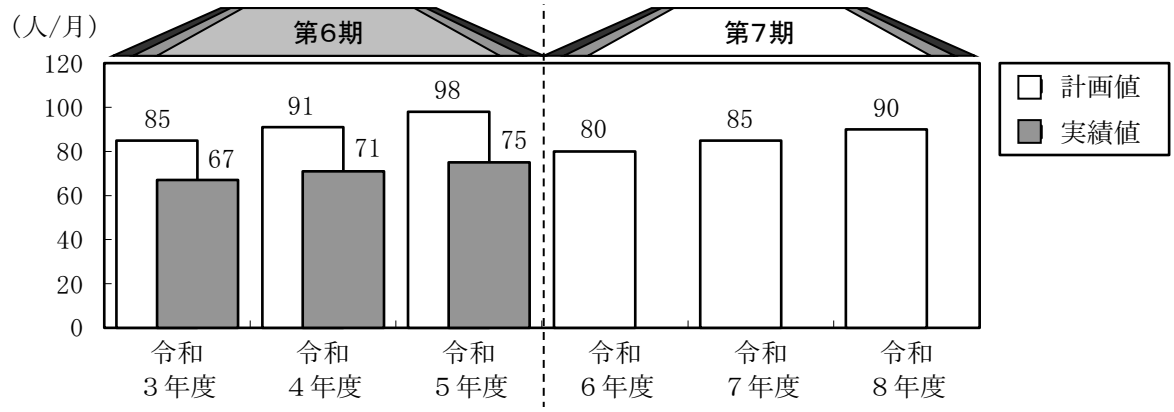

【利用量】

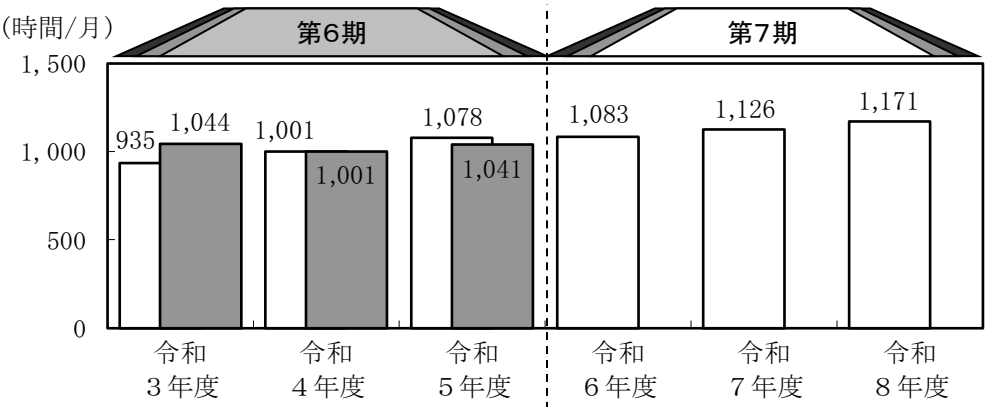

ｲ)重度訪問介護

常時介護を必要とする重度障がいの肢体不自由者に対して、居宅における入浴・排せつ・食事などの介護に加え、外出時における移動支援等を総合的に行います。

【見込み量の算出根拠】

過去の利用人数と利用量を参考に算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	0	0	0	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	時間/月	0	0	0	12	12	12
実績値	時間/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

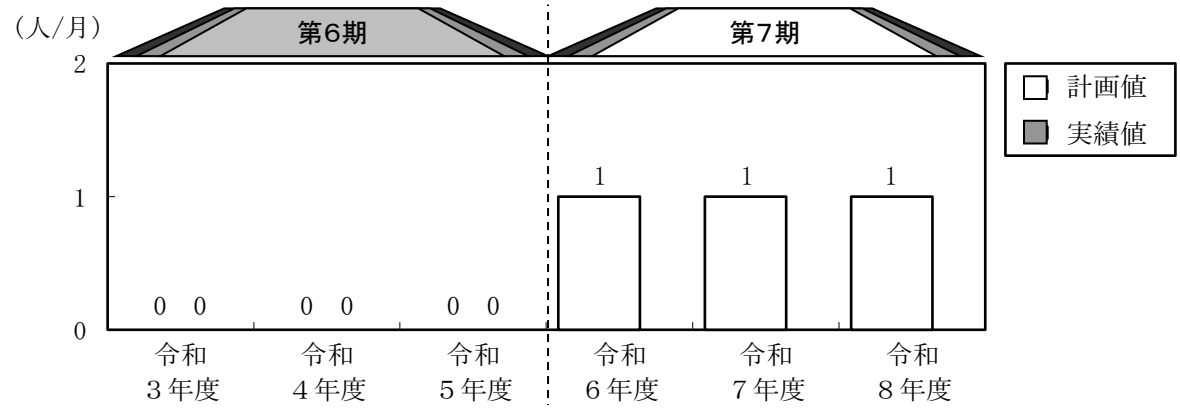

【利用量】

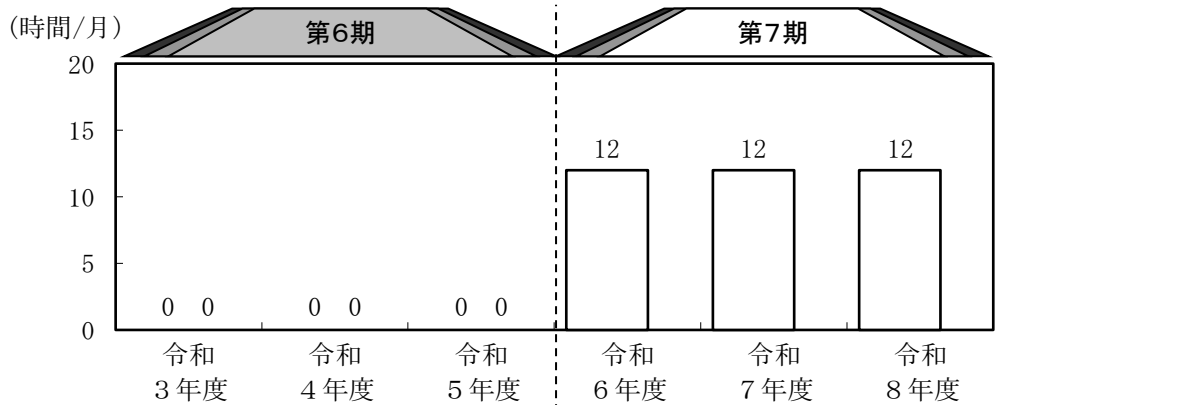

ｳ)行動援護

知的障害や精神障害等により自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

直近の利用者実績と同数で推移していく見込み。（令和５年６月末現在５名）

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	5	6	6	5	5	5
実績値	人/月	4	4	5	－	－	－
計画と実績の差		△1	△2	△1			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	時間/月	165	198	198	156	156	156
実績値	時間/月	90	143	156	－	－	－
計画と実績の差		△75	△55	△42			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

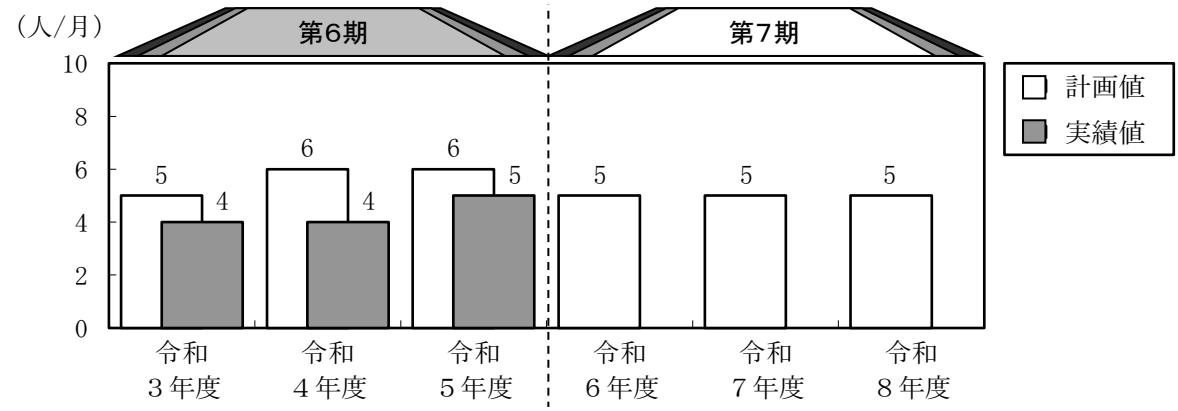

【利用量】

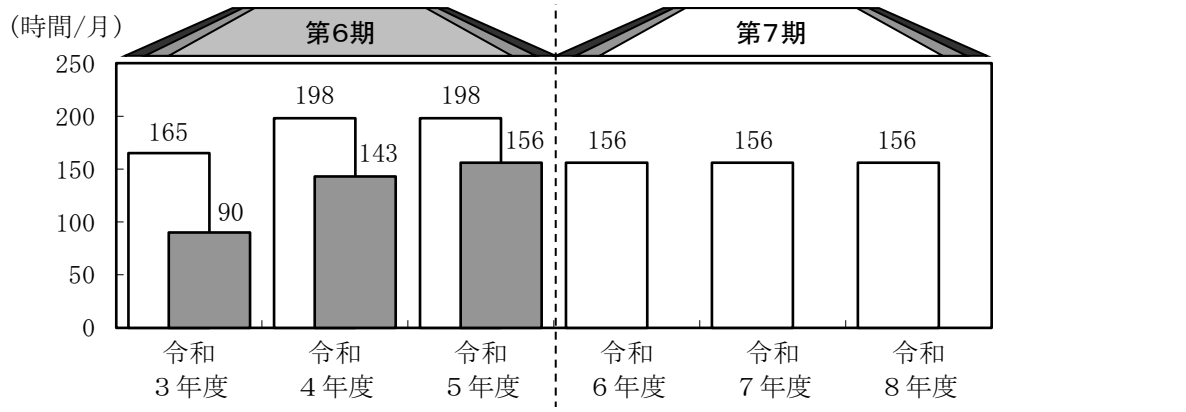

Ⅰ)同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動の援護を行います。

【見込み量の算出根拠】

直近の利用者実績と同数で推移していく見込み。（令和５年６月末現在 11 名）

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	7	8	8	11	11	11
実績値	人/月	9	10	11	－	－	－
計画と実績の差		2	2	3			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	時間/月	168	192	192	262	262	262
実績値	時間/月	187	230	262	－	－	－
計画と実績の差		19	38	70			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

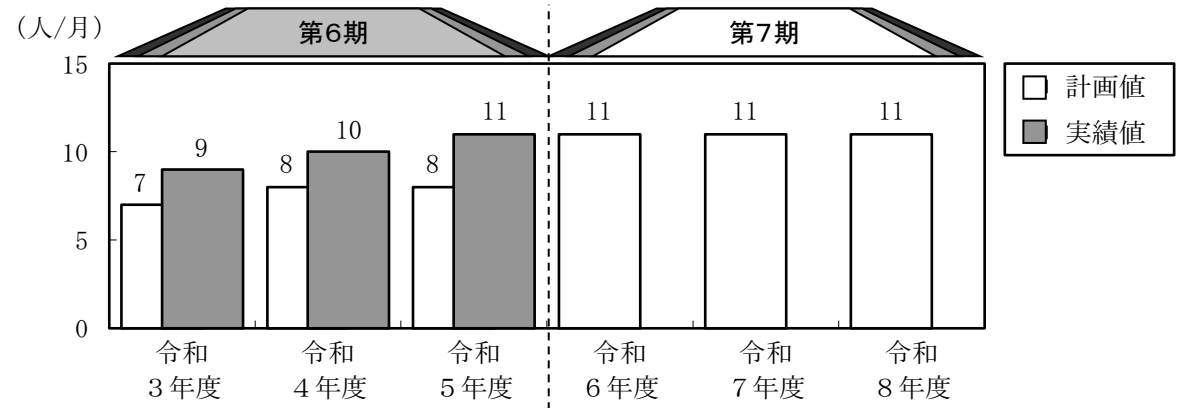

【利用量】

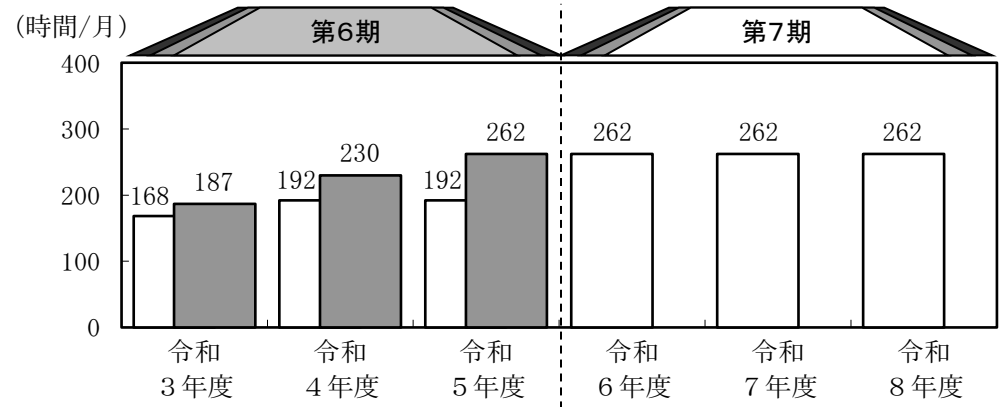

ｵ)重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【見込み量の算出根拠】

現在見込みなし。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
実績値	時間/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

②日中活動系サービス

ｱ)生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。

【見込み量の算出根拠】

過去実績より増加スピードを考慮し算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	136	142	149	167	172	177
実績値	人/月	153	157	162	－	－	－
計画と実績の差		17	15	13			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	2,720	2,840	2,980	2,888	2,944	3,003
実績値	日/月	2,711	2,776	2,832	－	－	－
計画と実績の差		△9	△64	△148			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

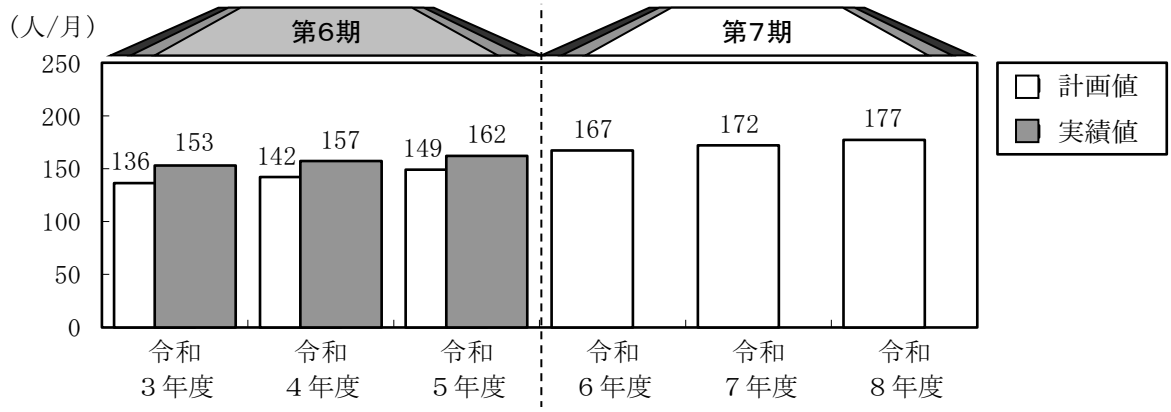

【利用量】

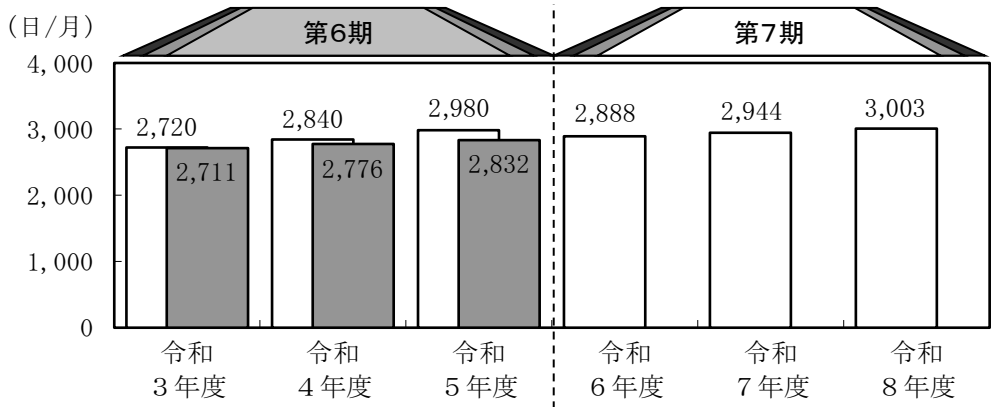

ｲ)-1 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した生活が送れるよう、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去の利用傾向を考慮し平均で算出

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	1	0	0	1	1	1
実績値	人/月	1	0	1	－	－	－
計画と実績の差		0	0	1			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	23	0	0	22	22	22
実績値	日/月	22	0	22	－	－	－
計画と実績の差		△1	0	22			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

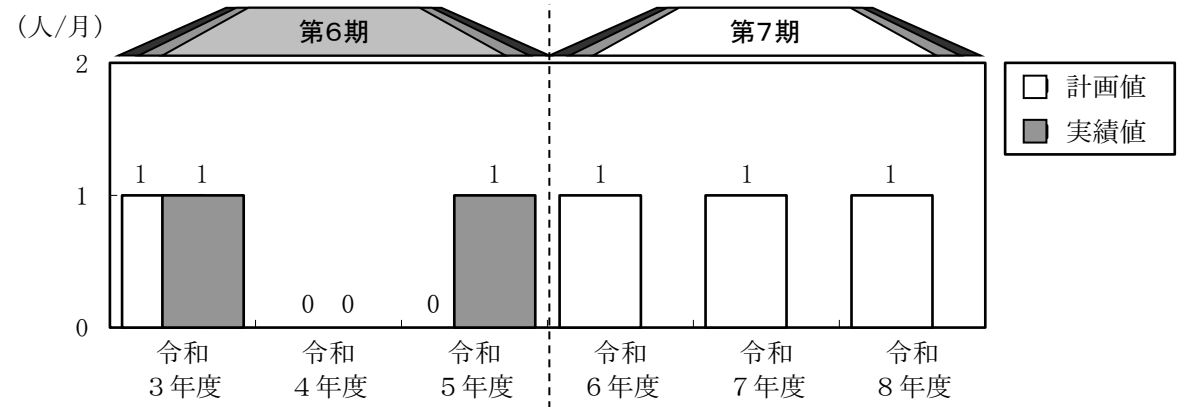

【利用量】

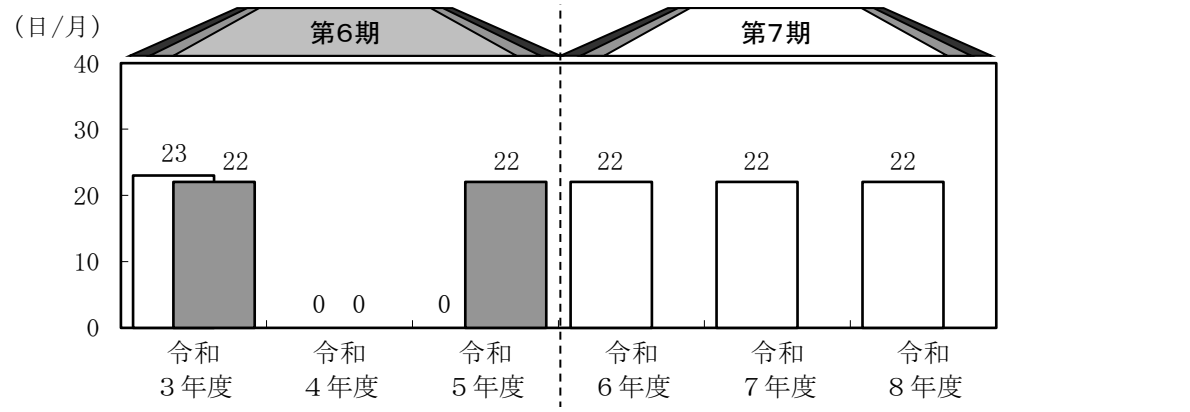

ｲ)-2 自立訓練（生活訓練）

自立した地域生活を営むことができるよう、食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去の利用傾向を考慮し平均で算出

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	15	16	17	10	10	10
実績値	人/月	11	8	10	－	－	－
計画と実績の差		△4	△8	△7			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	255	272	289	199	199	199
実績値	日/月	199	152	199	－	－	－
計画と実績の差		△56	△120	△90			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

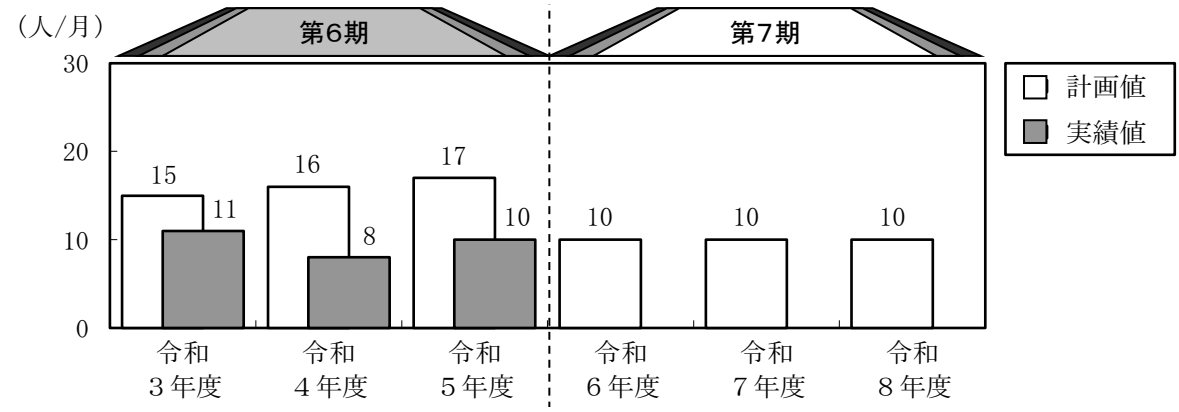

【利用量】

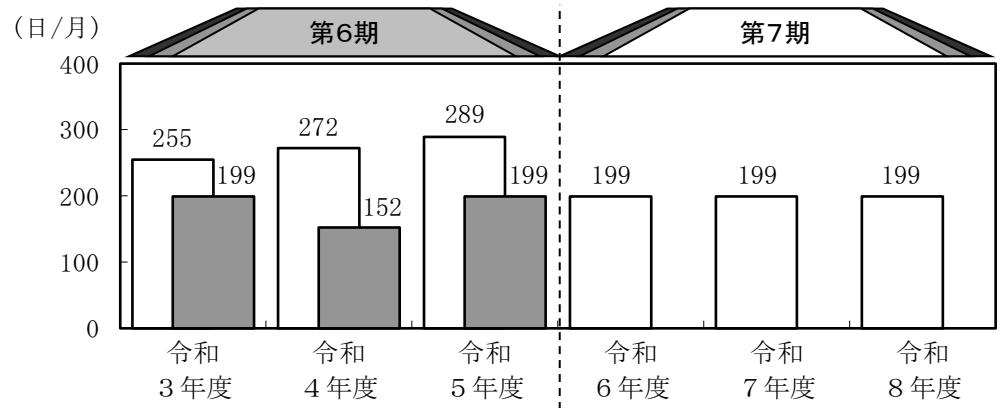

ｳ)就労選択支援

第７期計画より新しく導入されたサービス、障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。

【見込み量の算出根拠】

想定見込み値で算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	－	－	－	0	32	64
実績値	人/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	－	－	－	0	630	1,260
実績値	日/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

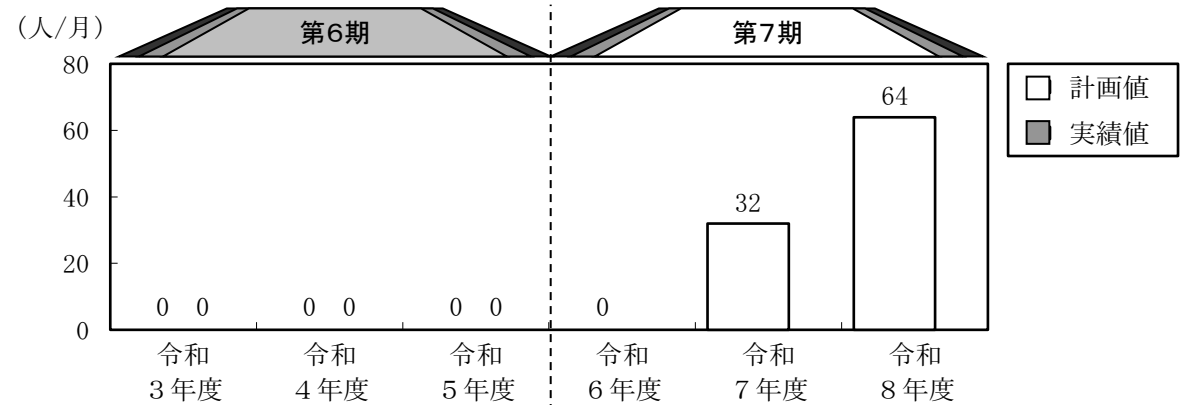

【利用量】

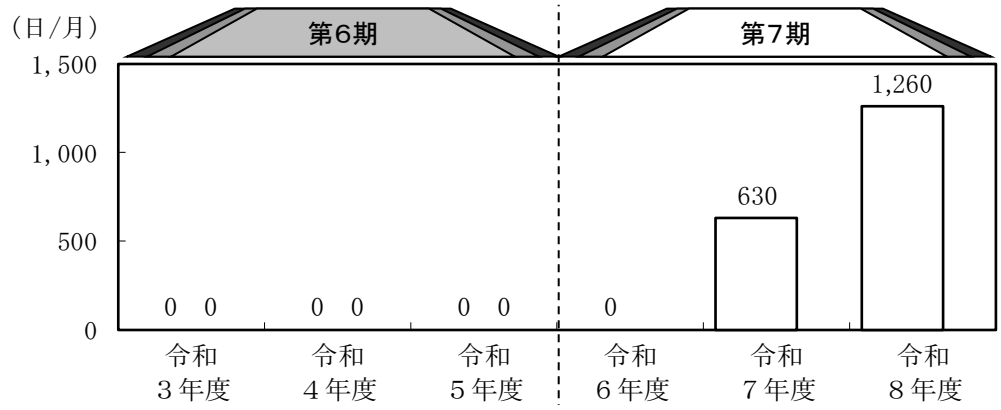

Ⅰ)就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、事業所における生産活動及び企業における実習等を通じて、就労のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去の利用傾向を考慮し平均で算出

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	11	11	11	13	13	13
実績値	人/月	14	11	13	－	－	－
計画と実績の差		3	0	2			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	198	198	198	264	264	264
実績値	日/月	286	222	264	－	－	－
計画と実績の差		88	24	66			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

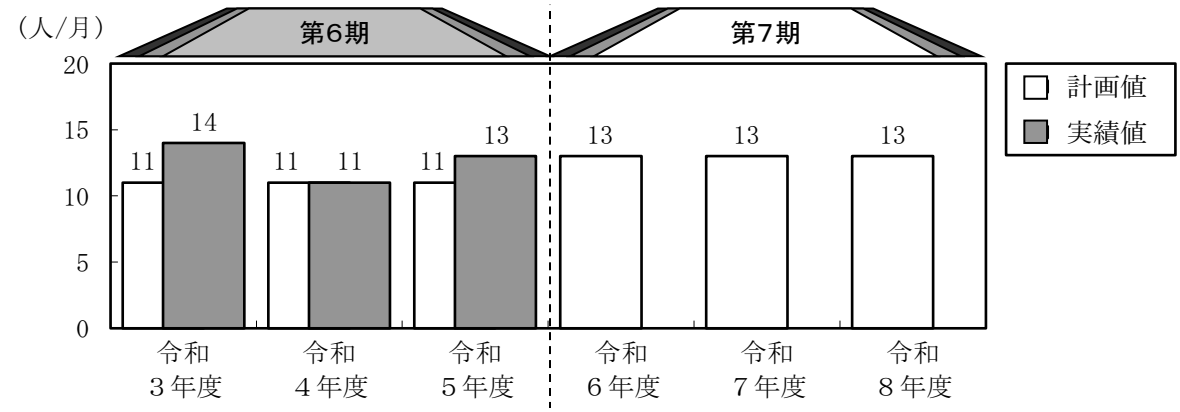

【利用量】

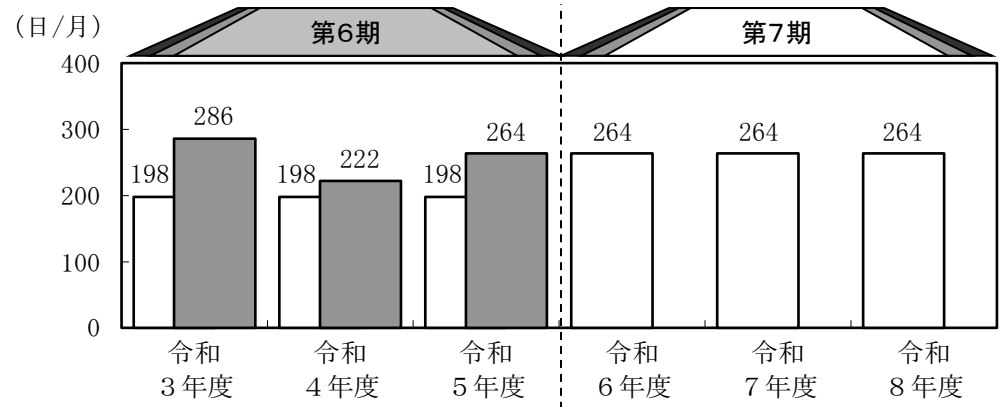

ｵ)-1 就労継続支援Ａ型

一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績の伸びを考慮して見込数算出×平均利用日数

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	52	57	62	67	71	75
実績値	人/月	54	59	63	－	－	－
計画と実績の差		2	2	1			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	988	1,083	1,178	1,273	1,349	1,425
実績値	日/月	1,094	1,136	1,197	－	－	－
計画と実績の差		106	53	19			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

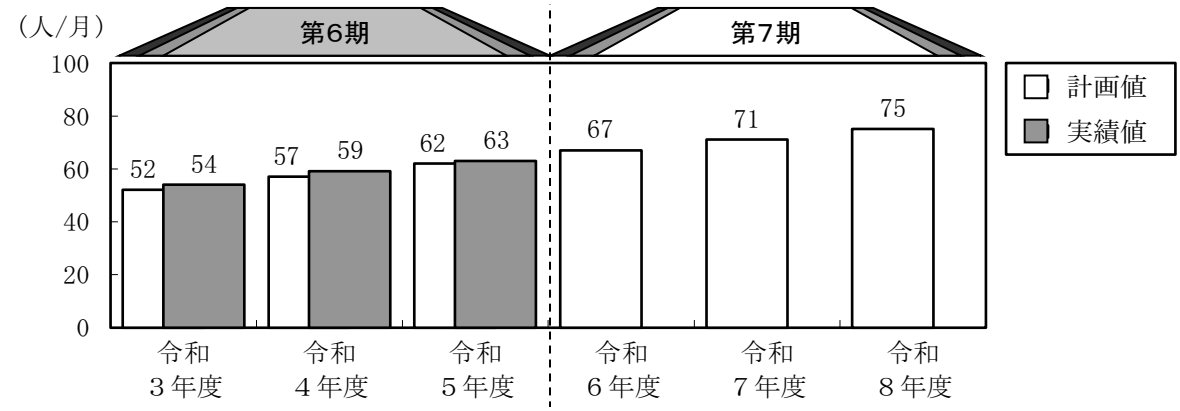

【利用量】

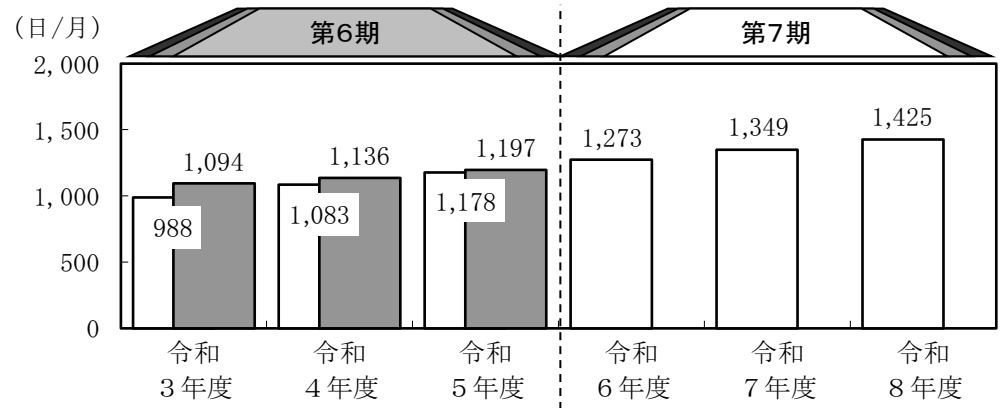

ｵ)-2 就労継続支援Ｂ型

一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばない形ではあるが、就労の機会を提供し、一般雇用への移行に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績の伸びを考慮して見込数算出×平均利用日数

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	226	246	268	261	277	293
実績値	人/月	209	229	245	－	－	－
計画と実績の差		△17	△17	△23			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	4,068	4,428	4,824	5,195	5,533	5,871
実績値	日/月	4,186	4,519	4,857	－	－	－
計画と実績の差		118	91	33			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

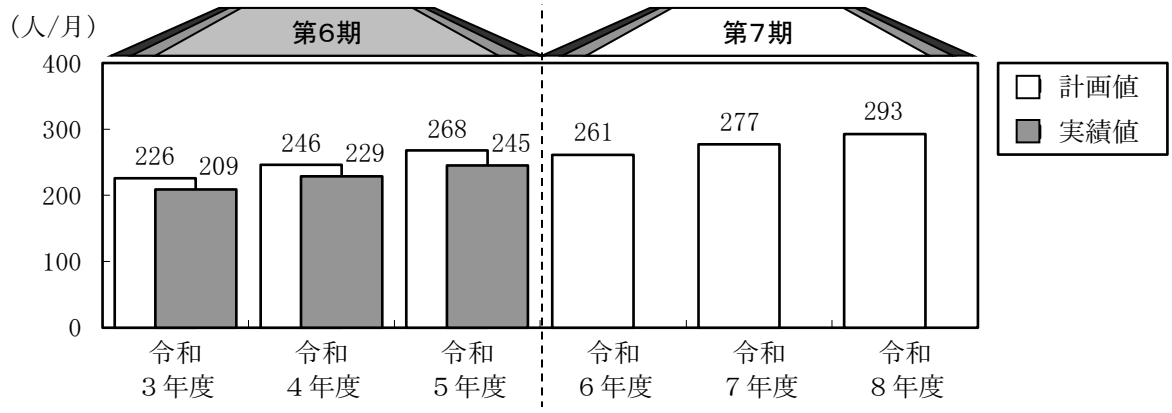

【利用量】

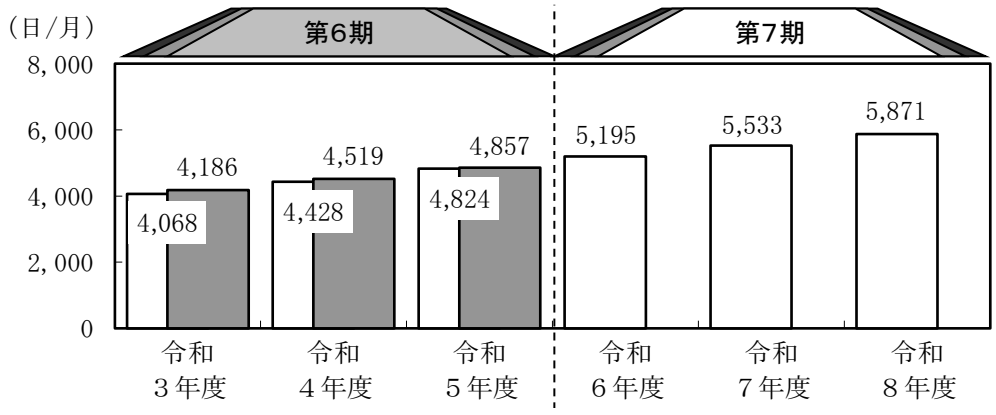

ｶ)就労定着支援

一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去の利用傾向を考慮し平均で算出

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	3	3	3	2	2	2
実績値	人/月	1	3	2	－	－	－
計画と実績の差		△2	0	△1			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

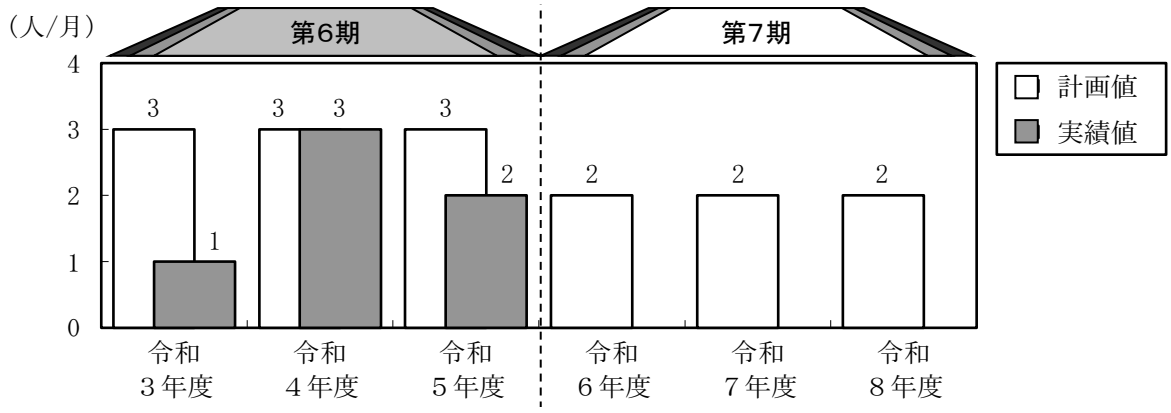

ｷ)療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練やレクリエーション活動、療養上の管理、看護、介護等を行い、身体能力及び日常生活能力の維持、向上を目指します。

【見込み量の算出根拠】

直近の利用者実績と同数で推移していく見込み。（令和５年６月末現在 13 名）

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	13	13	13	13	13	13
実績値	人/月	12	12	13	－	－	－
計画と実績の差		△1	△1	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

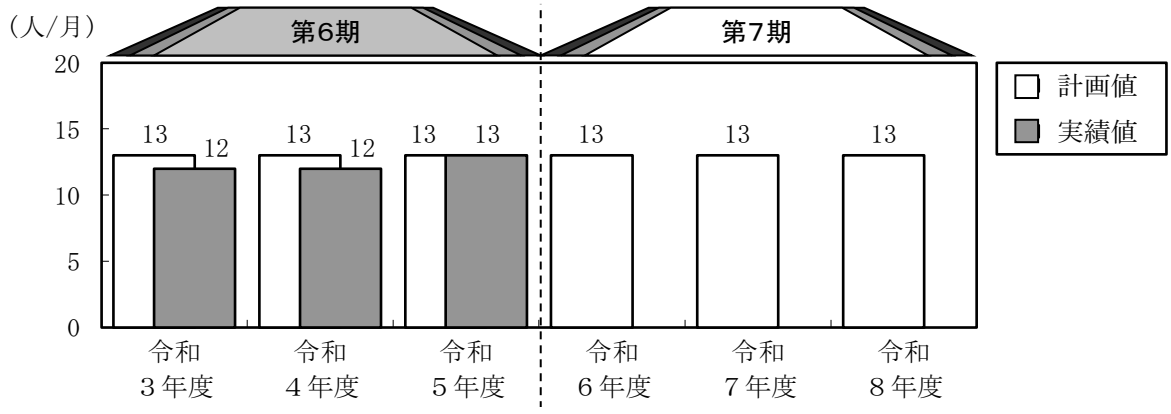

● 短期入所（ショートステイ）合計(福祉型・医療型)

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	32	36	40	30	35	40
実績値	人/月	20	23	26	－	－	－
計画と実績の差		△12	△13	△14			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	224	252	280	241	269	297
実績値	日/月	133	185	213	－	－	－
計画と実績の差		△91	△67	△67			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

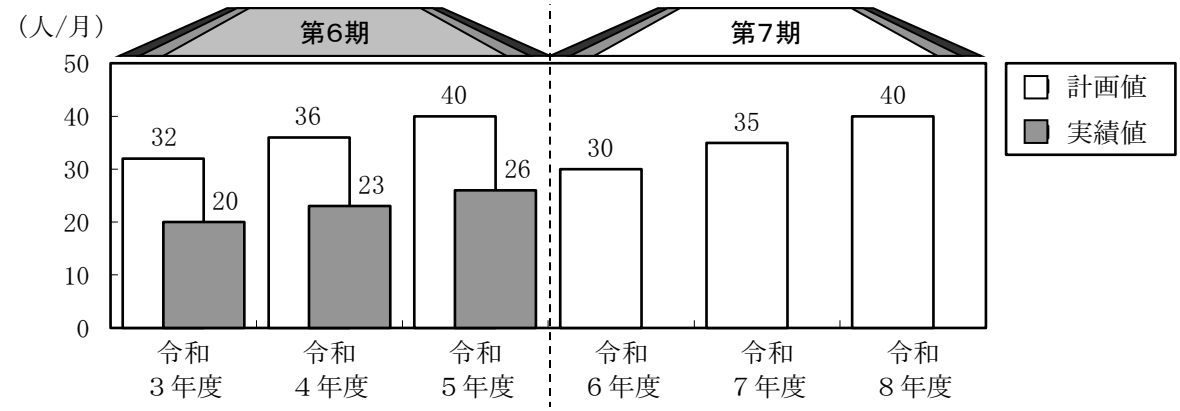

【利用量】

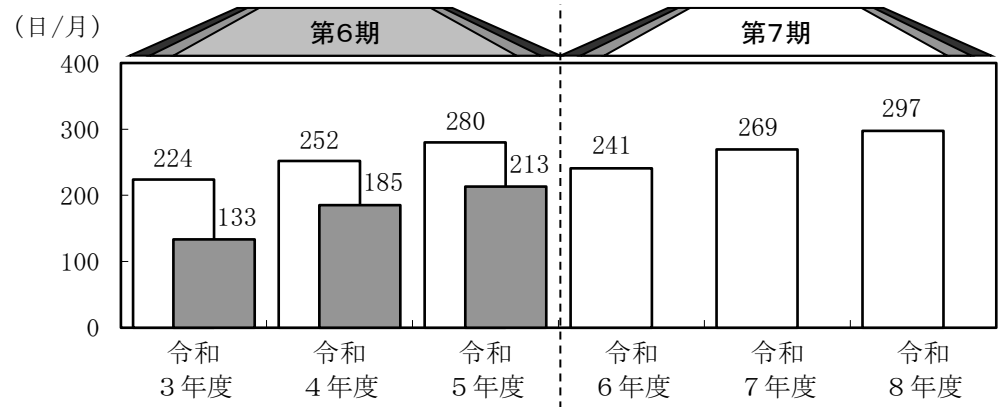

ｸ)-1 短期入所（福祉型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間、夜間も含め、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績より増加スピードを考慮し算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	32	36	40	27	32	37
実績値	人/月	20	23	26	－	－	－
計画と実績の差		△12	△13	△14			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	224	252	280	235	263	291
実績値	日/月	133	185	213	－	－	－
計画と実績の差		△91	△67	△67			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

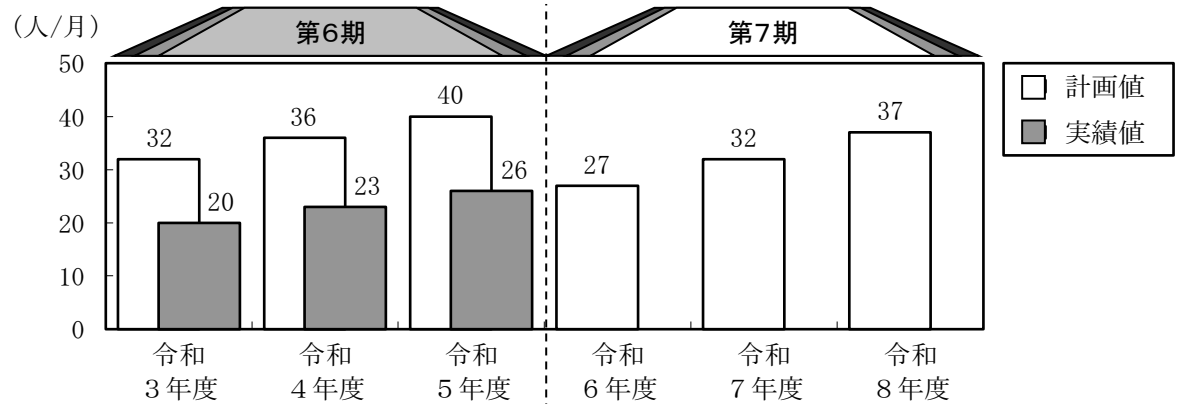

【利用量】

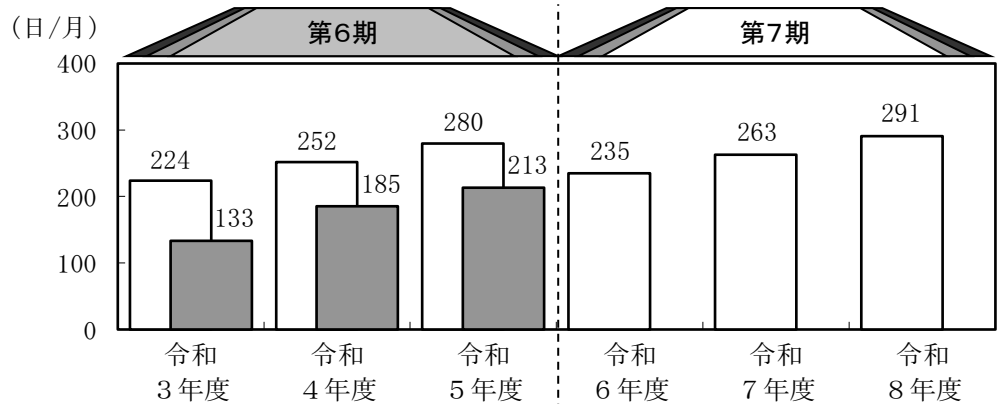

ｸ)-2 短期入所（医療型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間受け入れる医療型の施設です。

【見込み量の算出根拠】

令和３年度以前の過去実績も踏まえて算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	0	0	0	3	3	3
実績値	人/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	0	0	0	6	6	6
実績値	日/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

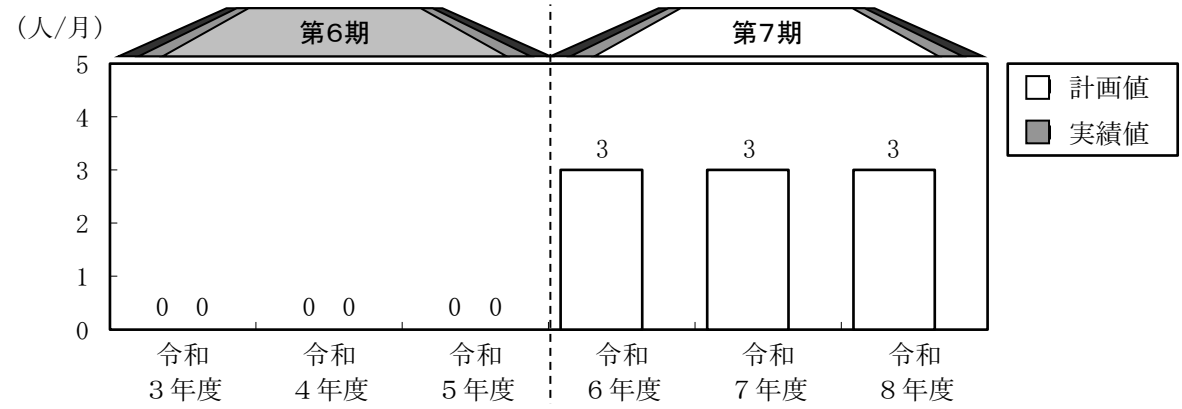

【利用量】

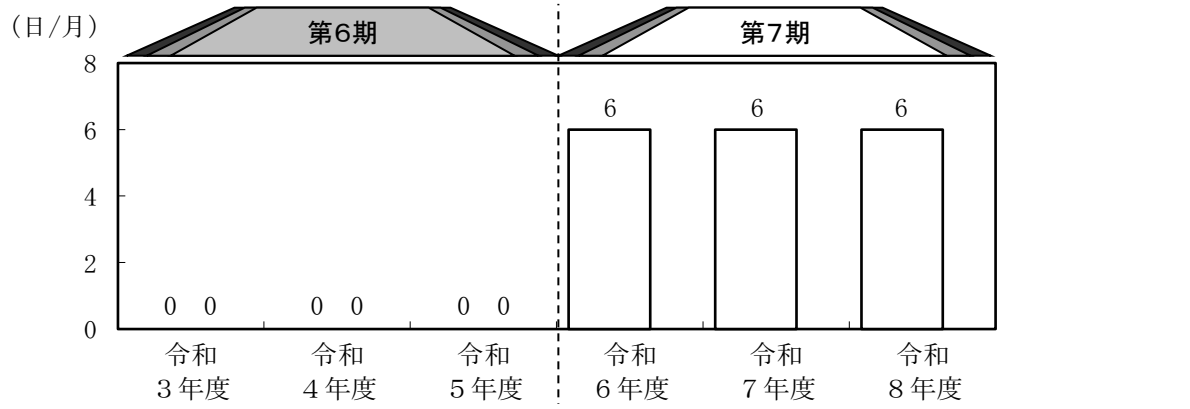

③居住系サービス

ｱ)自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問・随時対応による必要な支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績はないが、想定見込で算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	0	0	0	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

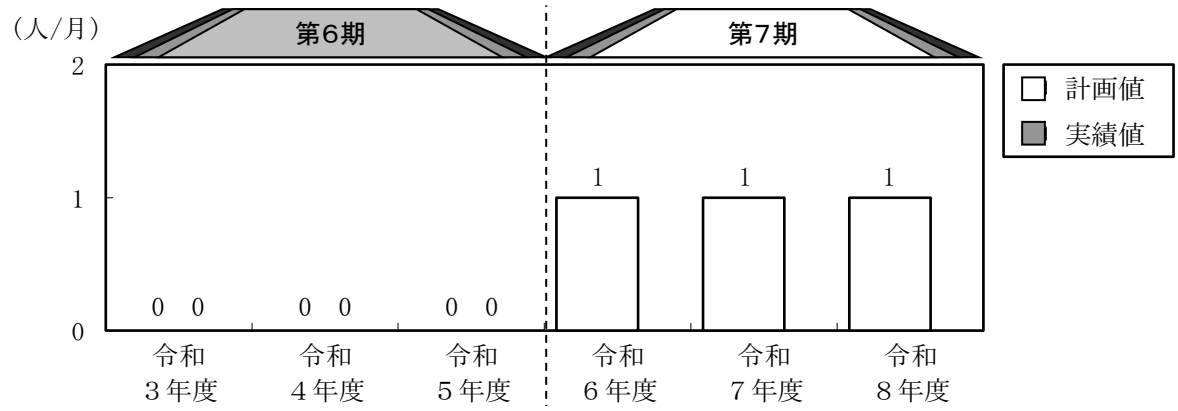

ｲ)共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、相談支援や日常生活上の援助を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績の伸びや終了者を考慮して見込数算出

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	65	70	75	129	145	161
実績値	人/月	84	97	113	－	－	－
計画と実績の差		19	27	38			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

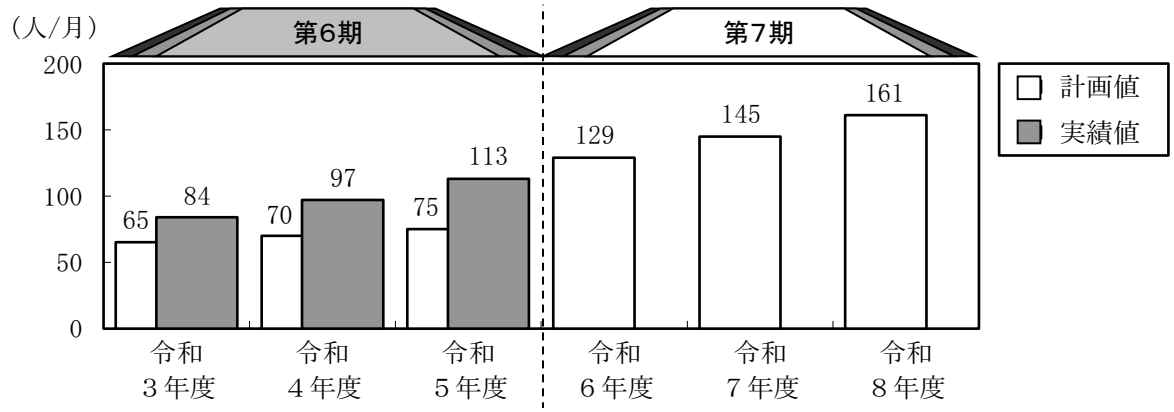

ｳ)施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護とともに、日常生活上の相談支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

直近の利用者実績を踏まえるとともに、地域移行の成果目標との整合性を図り、木彫値を設定しています。（令和５年６月末現在 77 名）

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	83	83	82	76	75	73
実績値	人/月	78	77	77	－	－	－
計画と実績の差		△5	△6	△5			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

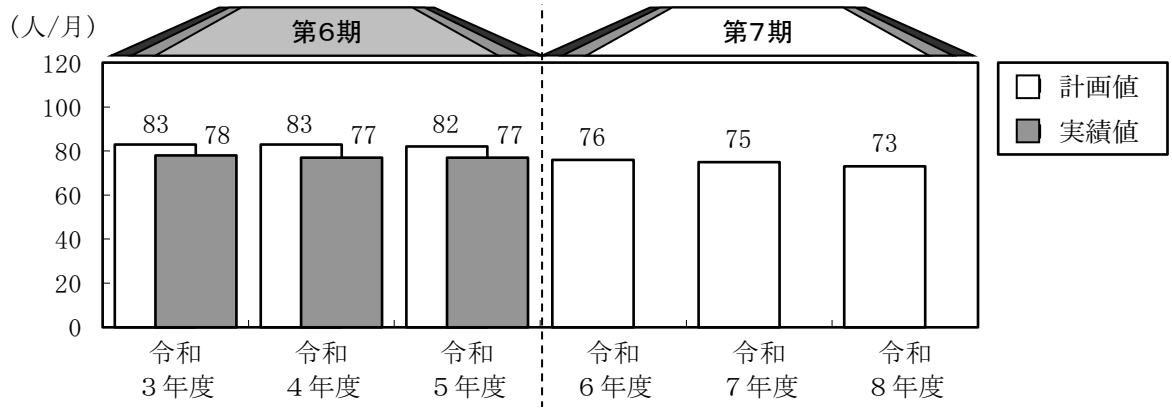

④相談支援

ｱ)計画相談支援

障害福祉サービスの利用等について相談に応じ、助言や情報提供、「サービス等利用計画」の作成を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績より増加スピードを考慮し算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	184	218	259	256	312	381
実績値	人/月	141	172	210	－	－	－
計画と実績の差		△43	△46	△49			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

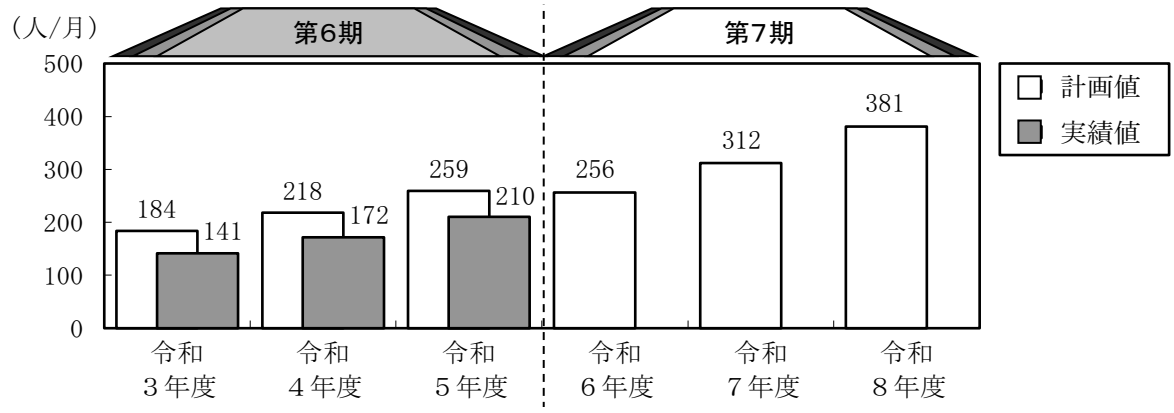

ｲ)地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績はないが、想定見込で算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	0	0	0	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

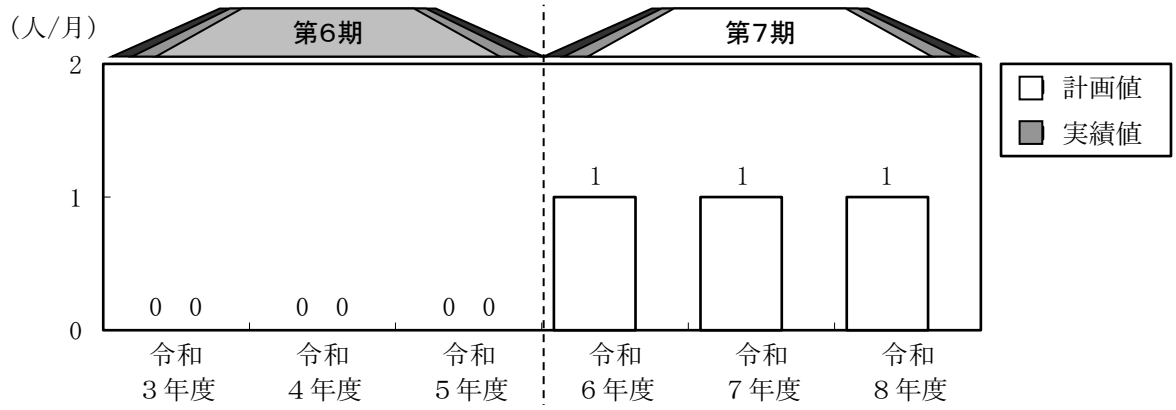

ｳ)地域定着支援

居宅で一人暮らししている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績はないが、想定見込で算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	0	0	0	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

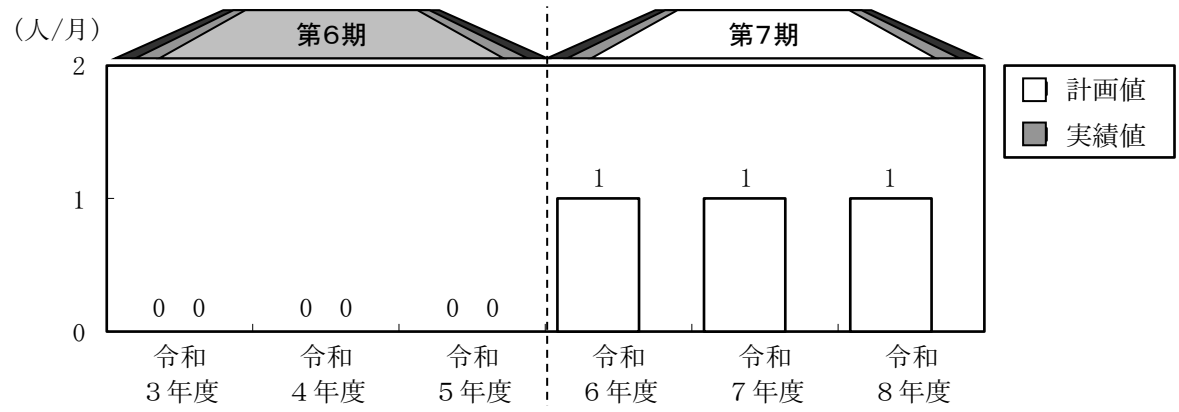

⑤サービス見込量確保のための方策

本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。

実績の乏しいサービスについては利用の周知を図るほか、サービス提供事業所がないサービスについては、本市のサービス利用状況等の情報提供により事業者の参入促進を図ります。

【障害福祉サービスの実績及び見込み一覧】

			単位	実績値			計画値		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問系	居宅介護	利用者	人/月	67	71	75	80	85	90
		利用量	時間/月	1,044	1,001	1,041	1,083	1,126	1,171
	重度訪問介護	利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
		利用量	時間/月	0	0	0	12	12	12
	行動援護	利用者	人/月	4	4	5	5	5	5
		利用量	時間/月	90	143	156	156	156	156
	同行援護	利用者	人/月	9	10	11	11	11	11
		利用量	時間/月	187	230	262	262	262	262
	重度障害者等包括支援	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
		利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	利用者	人/月	153	157	162	167	172	177
		利用量	日/月	2,711	2,776	2,832	2,888	2,944	3,003
	自立訓練（機能訓練）	利用者	人/月	1	0	1	1	1	1
		利用量	日/月	22	0	22	22	22	22
	自立訓練（生活訓練）	利用者	人/月	11	8	10	10	10	10
		利用量	日/月	199	152	199	199	199	199
	就労選択支援	利用者	人/月	0	0	0	0	32	64
		利用量	日/月	0	0	0	0	630	1,260
	就労移行支援	利用者	人/月	14	11	13	13	13	13
		利用量	日/月	286	222	264	264	264	264
	就労継続支援（Ａ型）	利用者	人/月	54	59	63	67	71	75
		利用量	日/月	1,094	1,136	1,197	1,273	1,349	1,425
	就労継続支援（Ｂ型）	利用者	人/月	209	229	245	261	277	293
		利用量	日/月	4,186	4,519	4,857	5,195	5,533	5,871
	就労定着支援	利用者	人/月	1	3	2	2	2	2
	療養介護	利用者	人/月	12	12	13	13	13	13
	短期入所（福祉型）	利用者	人/月	20	23	26	27	32	37
		利用量	日/月	133	185	213	235	263	291
	短期入所（医療型）	利用者	人/月	0	0	0	3	3	3
		利用量	日/月	0	0	0	6	6	6
居住系	自立生活援助	利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
	共同生活援助（グループホーム）	利用者	人/月	84	97	113	129	145	161
	施設入所支援	利用者	人/月	78	77	77	76	75	73
その他	計画相談支援	利用者	人/月	141	172	210	256	312	381
	地域移行支援	利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
	地域定着支援	利用者	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和５年度は、見込みの数値。

（２）地域生活支援事業（市町村事業）

障がい者の日常生活、社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた取り組みを行うものです。国からの必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業とがあります。

①必須事業

ｱ)理解促進研修・啓発事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民を対象に、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【実施に関する考え方】

市民の障がい者に対する理解啓発を促進するため、本事業による研修機会等の確保に努めます。

実施箇所数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	箇所	0	0	0	0	1	1
実績値	箇所	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	0	0	0	0	20	20
実績値	人/年	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

ｲ)自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。

【実施に関する考え方】

令和６年度に事業を検討し、令和７年度より実施予定。

実施箇所数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	箇所	0	0	0	0	1	1
実績値	箇所	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	0	0	0	0	15	15
実績値	人/年	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

ｳ)相談支援事業

ｳ)-1 障害者相談支援事業

障がいのある方の自立した日常生活、社会生活上の相談・情報提供を行うほか、専門機関の紹介、権利擁護、ピアカウンセリング、自立支援協議会の運営等を行います。

【実施に関する考え方】

委託相談支援事業所１ヵ所にて実施

実施箇所数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】

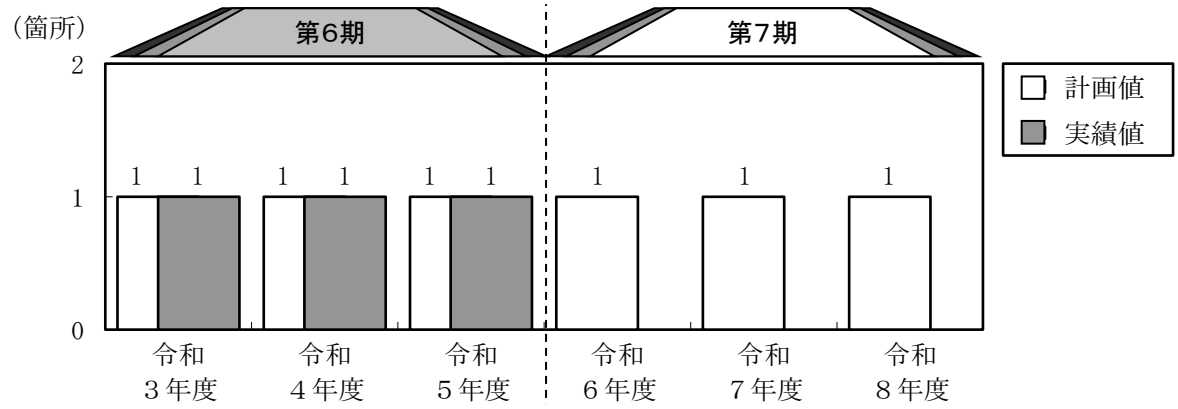

ｳ)-2 基幹相談支援センター

地域での相談支援体制強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談支援に係る業務を総合的に行うことを目的としています。

そして、地域の実情に応じて、必要な専門職（相談支援専門員、社会福祉士、精神福祉保健士、保健師等）を配置し、相談支援事業所からの相談、情報提供、助言等を行うとともに、地域連携の支援を行います。

【実施に関する考え方】

令和８年度にセンター設置予定。

実施箇所数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	箇所	0	0	0	0	0	1
実績値	箇所	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	0	0	0	0	0	10
実績値	人/年	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実利用人数】

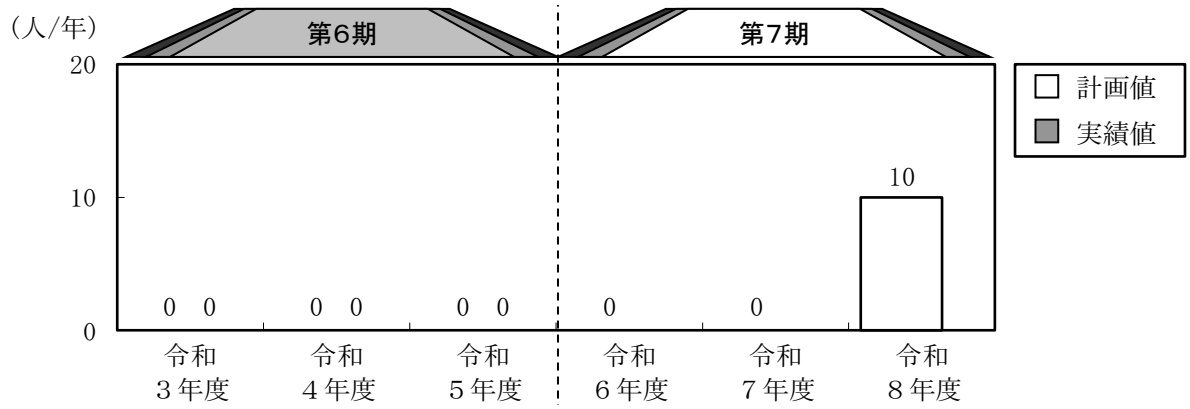

ｳ)-3 基幹相談支援センター等機能強化事業

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置するとともに、障がい者等の多岐に及ぶ相談に応じるとともに関係機関等との連携を図ることにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援しています。

【実施に関する考え方】

過去の実績傾向を踏まえ、令和５年度の実績を横ばいで設定。

実施箇所数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

利用実人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	200	200	200	170	170	170
実績値	人/年	178	171	170	－	－	－
計画と実績の差		△22	△29	△30			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実利用人数】

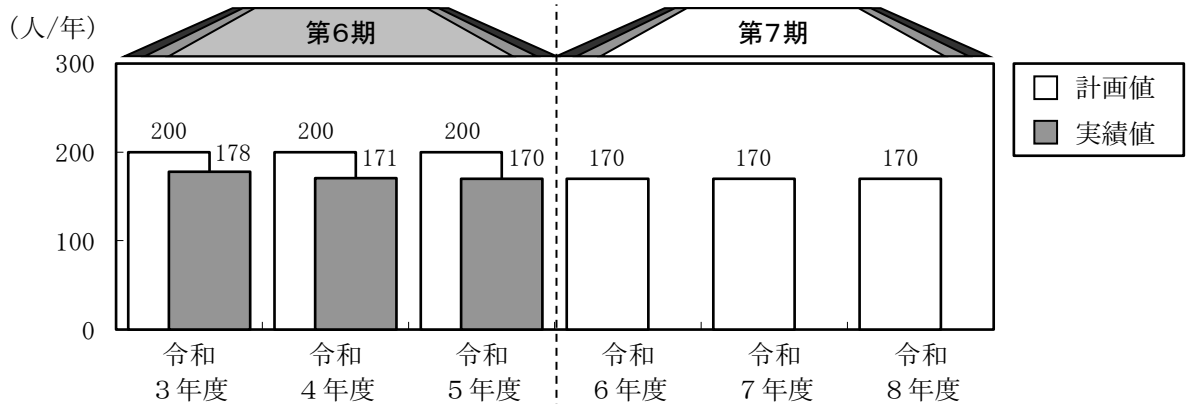

ｳ)-4 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望していますが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などの支援を行う事業です。市では現在未実施となっています。

ｴ)成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められた、知的障がい者や精神障がい者で、成年後見制度の申し立てに要する費用等及び後見人等の報酬等について、補助を受けなければ制度の利用が困難な者に対し、費用の全部又は一部を補助することにより障がい者の権利擁護を図ることを目的に実施しています。

【実施に関する考え方】

過去の実績傾向を踏まえ、緩やかな増加で見込んでいる。

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	2	2	3	2	2	3
実績値	人/年	1	1	2	－	－	－
計画と実績の差		△1	△1	△1			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実利用人数】

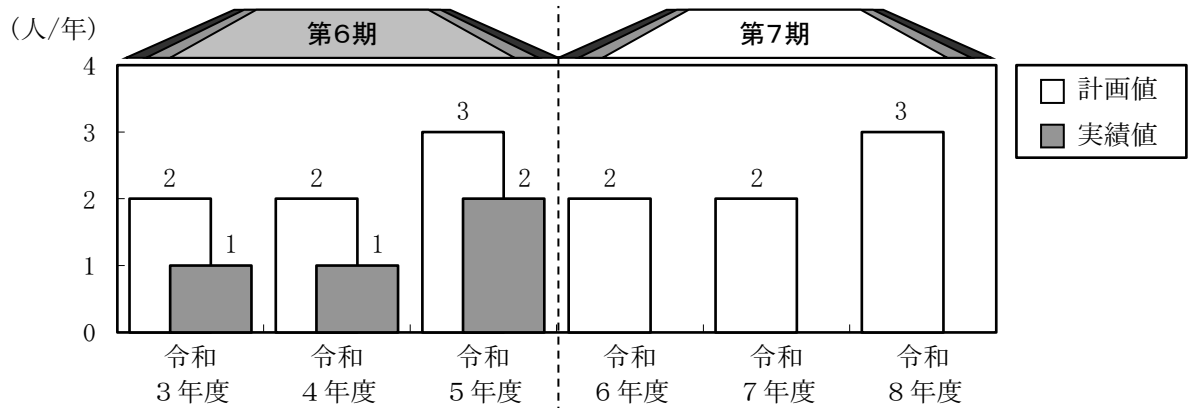

ｵ)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度において、後見、補佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業です。市では、現在未実施です。

ｶ)意思疎通支援事業

ｶ)-1 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

「手話通訳者の派遣」、「要約筆記奉仕員の派遣」等を行う事業です。

【実施に関する考え方】

委託にて実施していく。

実利用件数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	件/年	17	18	18	22	22	22
実績値	件/年	16	14	20	－	－	－
計画と実績の差		△1	△4	2			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実利用件数】

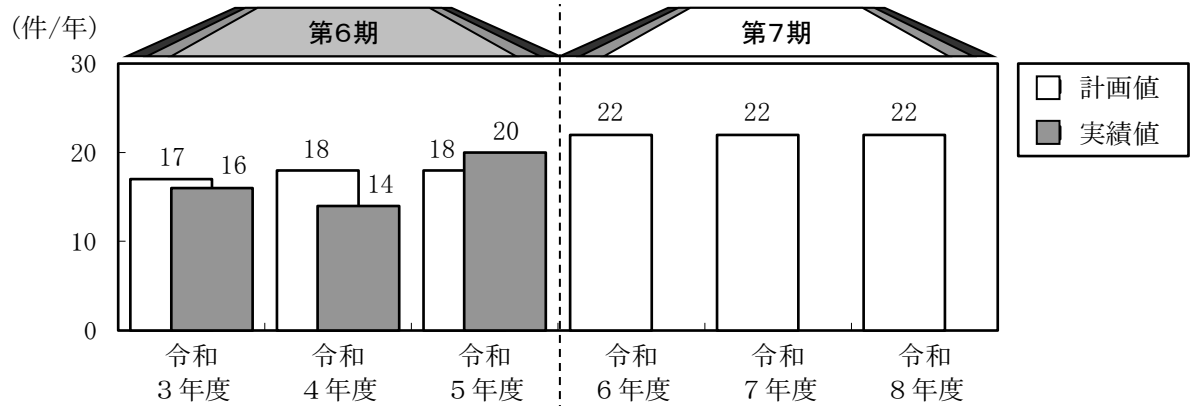

ｶ)-2 手話通訳者設置事業

手話通訳者は、現在は１人配置しています。今後の配置数も横ばいで推移しています。

【実施に関する考え方】

現行の設置人数より、横ばいで見込んでいる。

実施箇所数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】

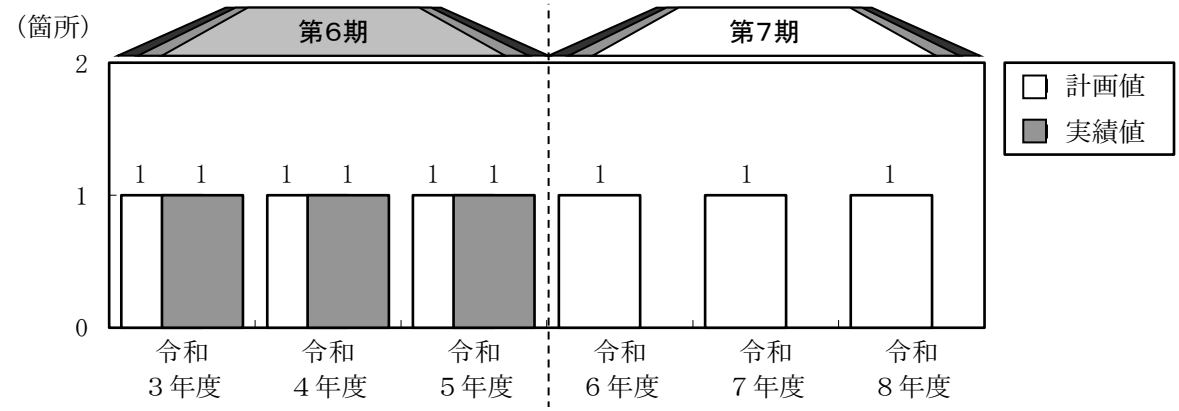

ｷ)日常生活用具給付事業

日常生活を営む上での便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の給付を行います。これまで実施してきた事業を踏まえながら、サービス提供を実施します。また、障がい者の希望に対応した用具が提供できるよう、ニーズ把握に努めます。

日常生活用具給付事業の用具の種類は、以下の６つに分類されます。

種　　類	内　　容
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

日常生活用具給付事業

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	631	641	651	822	822	822
実績値	人/年	636	759	824	－	－	－
計画と実績の差		5	118	173			

※日常生活用具給付事業は、「①介護・訓練支援用具」、「②自立生活支援用具」、「③在宅療養等支援用具」、「④情報・意思疎通支援用具」、「⑤排泄管理支援用具」、「⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)」の合算。

ｷ)-1 介護・訓練支援用具

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	1	1	1	4	4	4
実績値	人/年	3	0	4	－	－	－
計画と実績の差		2	△1	3			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

ｷ)-2 自立生活支援用具

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	7	7	7	7	7	7
実績値	人/年	9	4	9	－	－	－
計画と実績の差		2	△3	2			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

ｷ)-3 在宅療養等支援用具

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	6	6	6	6	6	6
実績値	人/年	7	5	6	－	－	－
計画と実績の差		1	△1	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

ｷ)-4 情報・意思疎通支援用具

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	16	16	16	4	4	4
実績値	人/年	2	3	4	－	－	－
計画と実績の差		△14	△13	△12			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

ｷ)-5 排泄管理支援用具

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	600	610	620	800	800	800
実績値	人/年	614	747	800	－	－	－
計画と実績の差		14	137	180			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

ｷ)-6 居住生活動作補助用具(住宅改修費)

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	1	1	1	1	1	1
実績値	人/年	1	0	1	－	－	－
計画と実績の差		0	△1	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

ｷ)日常生活用具給付等事業

【実利用人数】

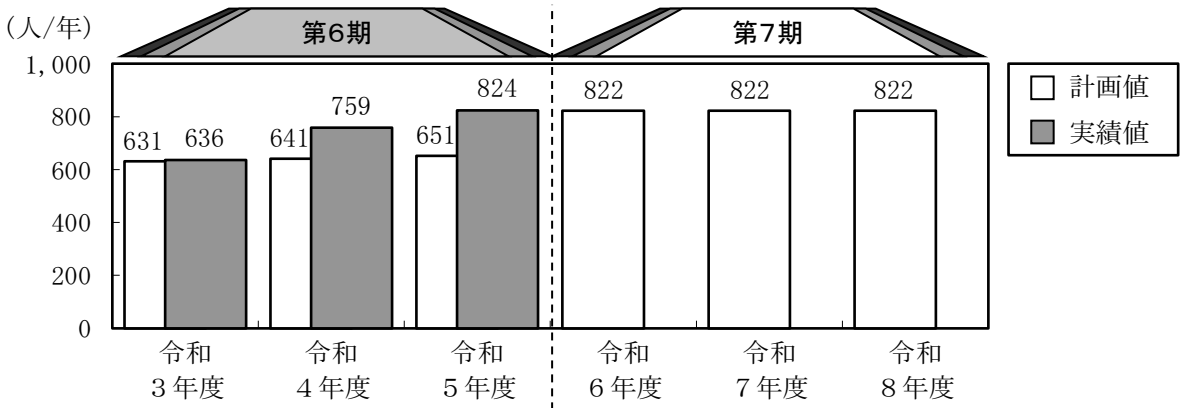

ｷ)-1 介護・訓練支援用具

【実利用人数】

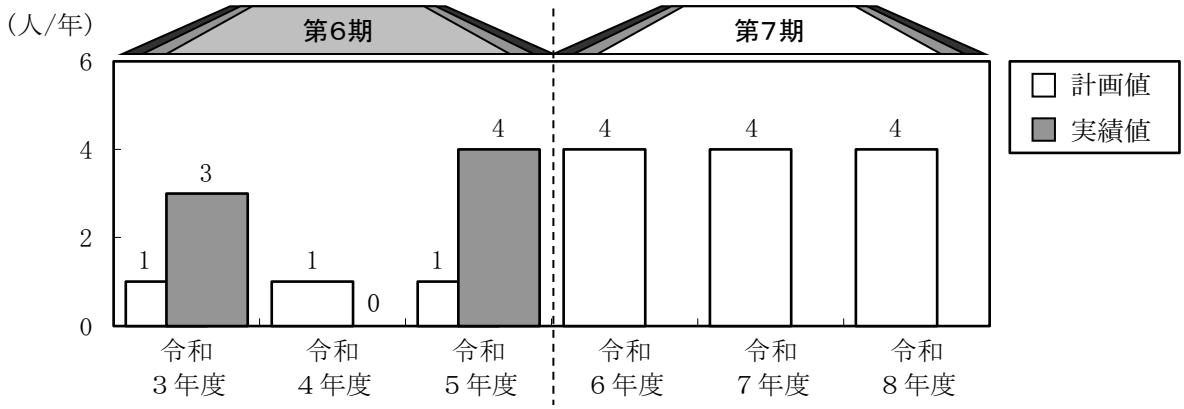

ｷ)-2 自立生活支援用具

【実利用人数】

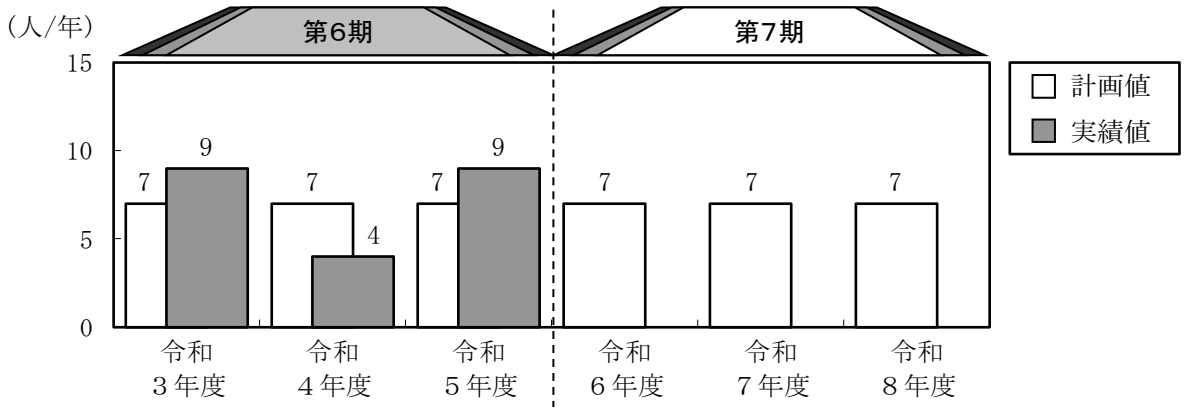

ｷ)-3 在宅療養等支援用具

【実利用人数】

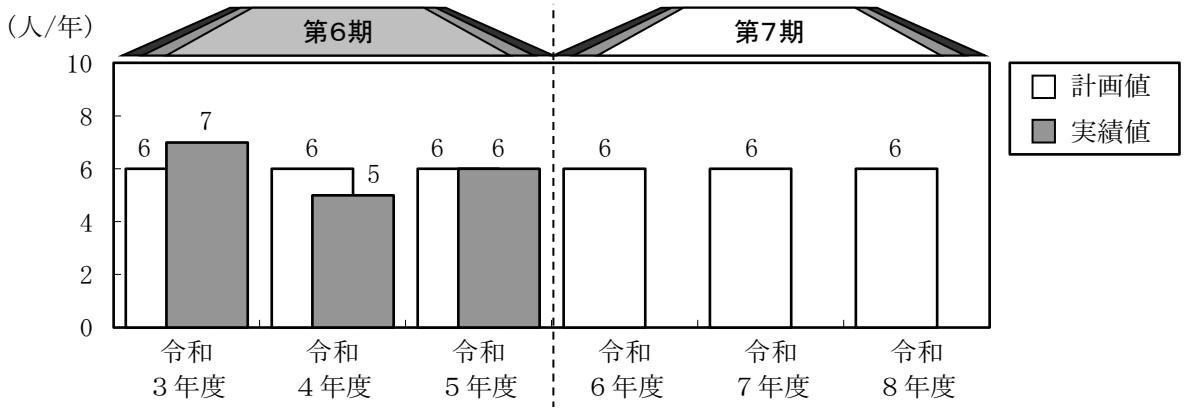

ｷ)-4 情報・意思疎通支援用具

【実利用人数】

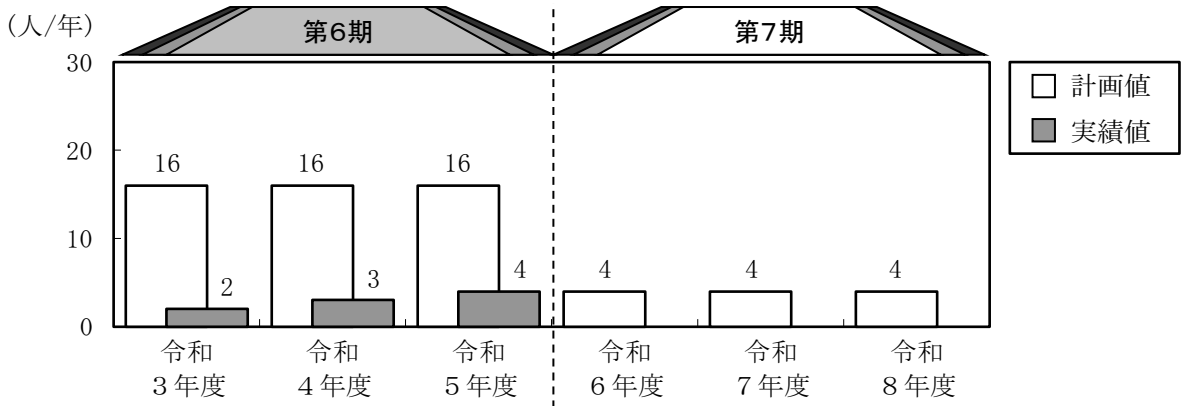

ｷ)-5 排泄管理支援用具

【実利用人数】

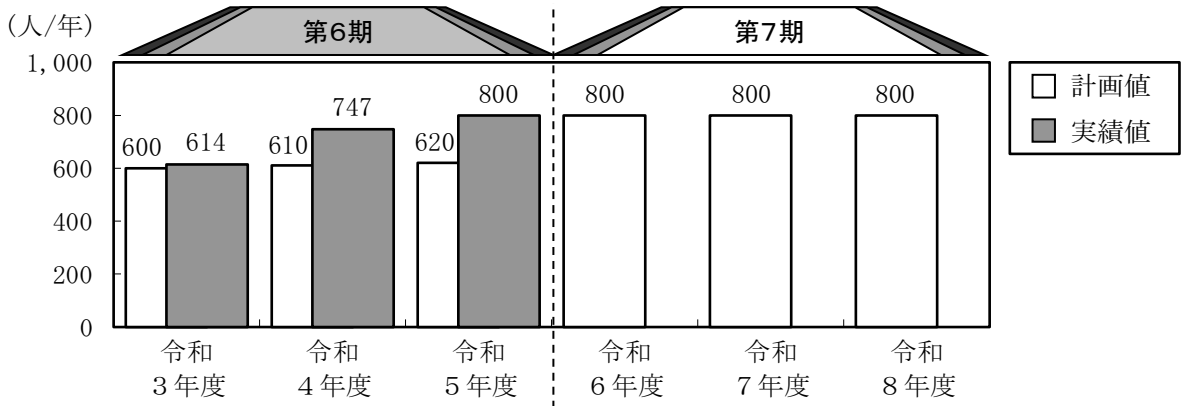

ｷ)-6 居住生活動作補助用具（住宅改修費）

【実利用人数】

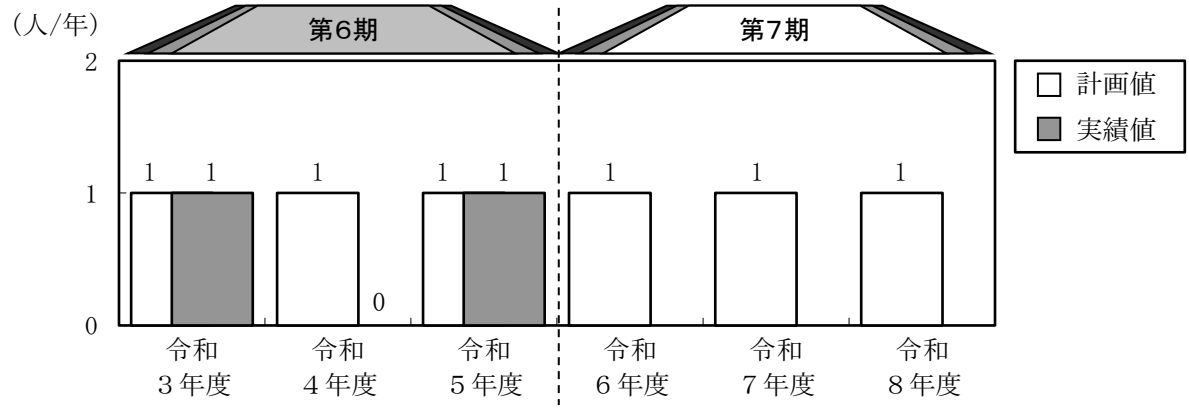

ｸ)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の交流活動の促進のため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

【実施に関する考え方】

南風原町との合同開催により、定員 10 名枠。

修了見込み者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	0	9	0	10	10	10
実績値	人/年	0	0	5	－	－	－
計画と実績の差		0	△9	5			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【修了見込み者数】

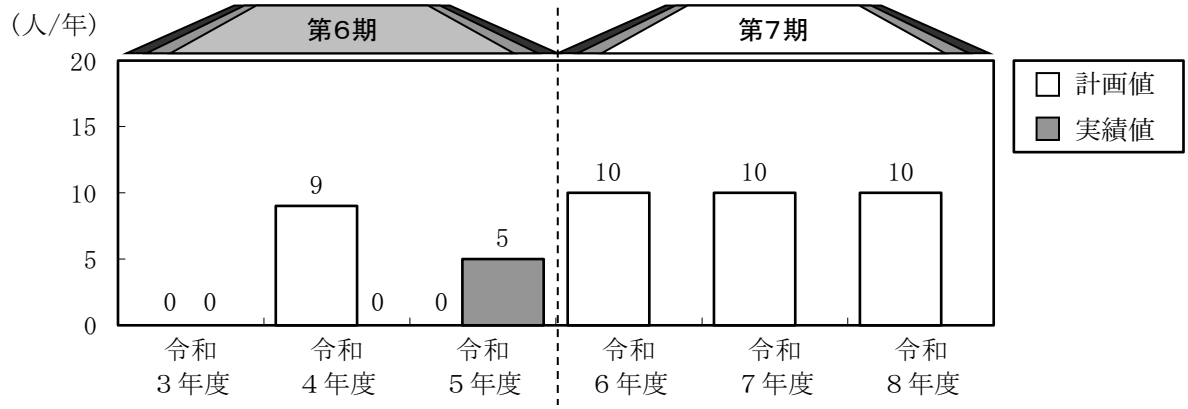

ｹ)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児の地域における社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援する事業です。本市では、「個別支援型」を実施しています。第６期の利用実績を見ると、利用者数は計画値を下回っています。

【実施に関する考え方】

過去実績より増加スピードを考慮し算出。

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	35	36	36	37	41	45
実績値	人/年	30	31	34	－	－	－
計画と実績の差		△5	△5	△2			

延利用時間	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	時間/年	1,995	2,052	2,052	2,109	2,337	2,565
実績値	時間/年	1,622	1,740	1,938	－	－	－
計画と実績の差		△373	△313	△114			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

※移動支援事業は「個別支援型」を実施。

【実利用人数】

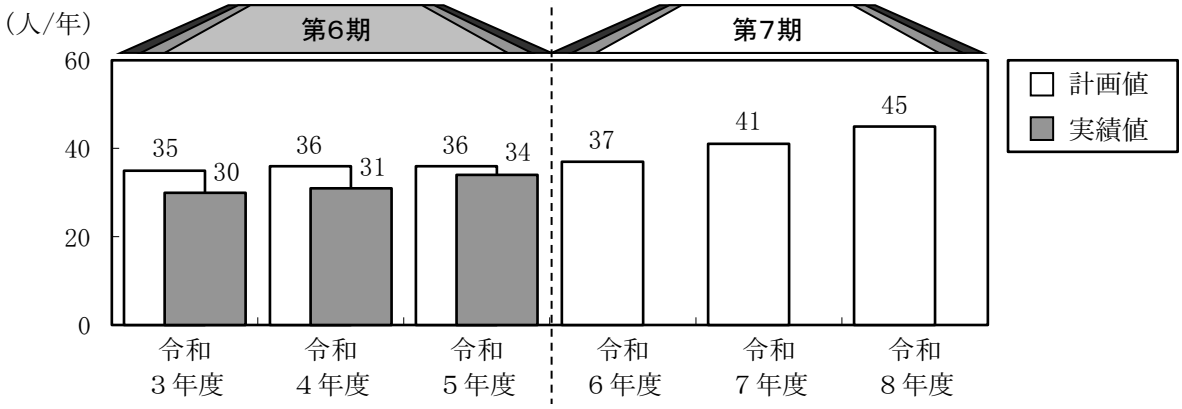

【延利用時間】

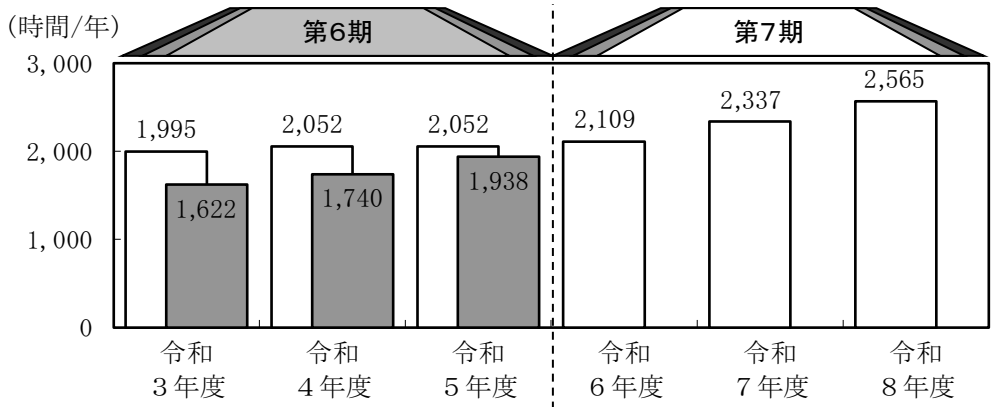

ｺ)地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい者が地域で日中活動できる場(居場所)を作るために、創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業です。

【基礎的事業】 創作活動、生産活動、社会との交流促進等を実施する。	＋	【機能強化事業】 地域活動支援センターの機能を強化する事業として次の３種類の事業があります。
		〔機能強化事業Ⅰ型〕 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
		〔機能強化事業Ⅱ型〕 地域において雇用･就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
		〔機能強化事業Ⅲ型〕 ①地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による「小規模作業所」の実績を概ね５年以上有し、安定的な運営が図られている。 ②このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。

【実施に関する考え方】

現行通り委託１ヵ所にて実施

実施箇所数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	95	100	105	65	70	75
実績値	人/年	38	54	60	－	－	－
計画と実績の差		△57	△46	△45			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】

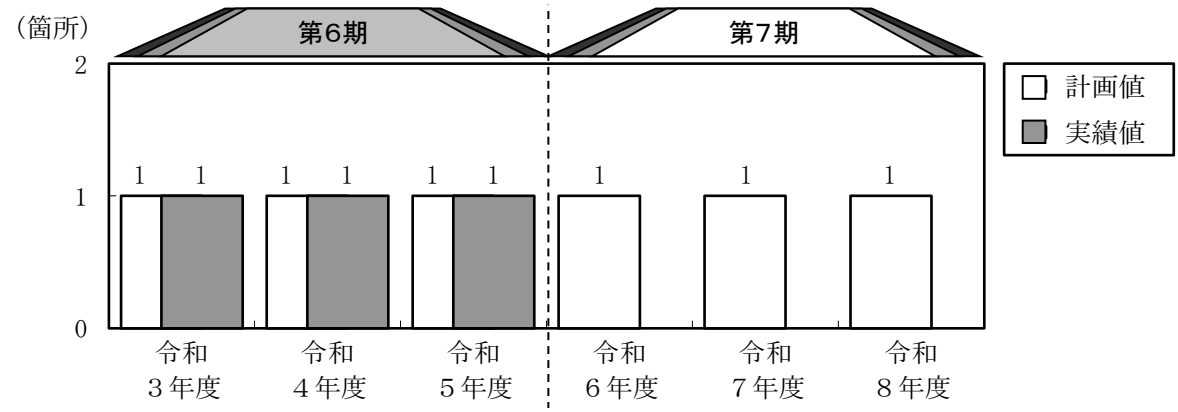

【実利用人数】

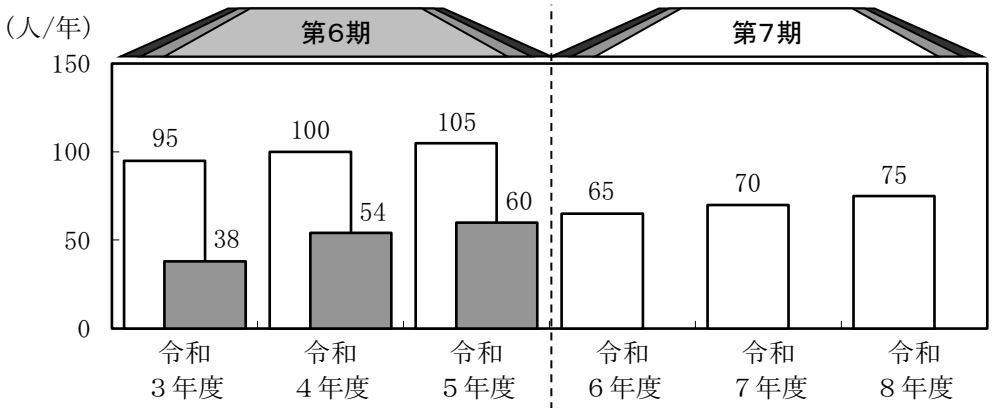

②任意事業

ｱ)日中一時支援事業

障がい者及び障がい児の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。本事業は、事業所指定により実施しています。

【実施に関する考え方】

過去実績を考慮し、実施箇所数は横ばい、実利用人数は増加で見込んでいる。

実施箇所数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	箇所	21	21	21	12	12	12
実績値	箇所	13	14	11	－	－	－
計画と実績の差		△21	△21	△21			

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	34	35	35	23	25	27
実績値	人/年	22	24	21	－	－	－
計画と実績の差		△34	△35	△35			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】

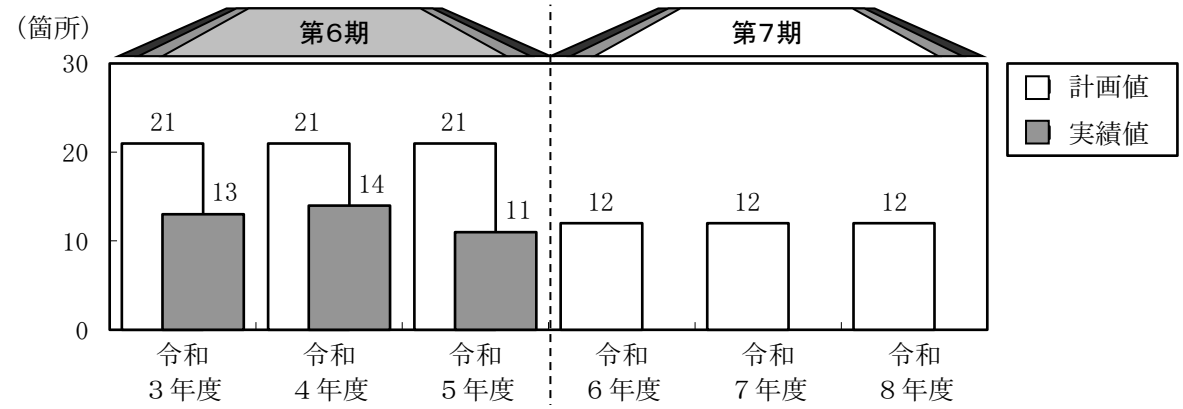

【実利用人数】

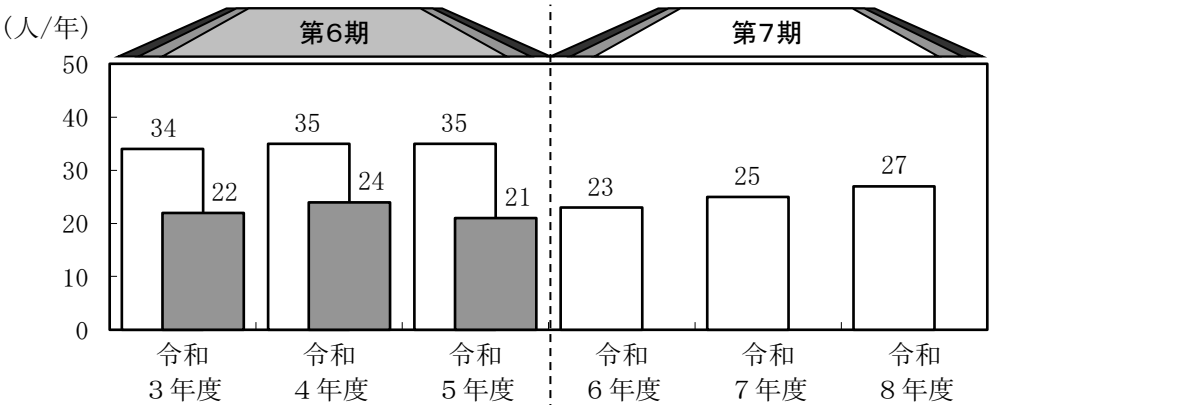

ｲ)自動車運転免許取得・改造費助成事業

障害のある方の自立した生活及び社会参加の促進を図るため、免許取得費用や、障がいのある方又は介助者が運転する障害者用車両の購入及び改造費の一部を助成する事業です。

【実施に関する考え方】

過去実績を考慮し、令和５年度の横ばいで見込んでいる。

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	3	3	3	3	3	3
実績値	人/年	3	1	3	－	－	－
計画と実績の差		0	△2	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実利用人数】

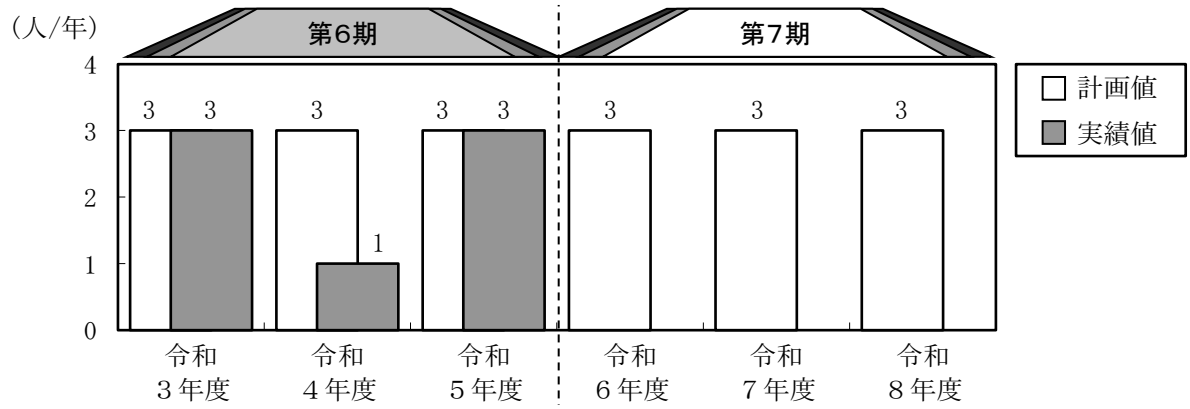

（３）地域生活支援促進事業（市町村事業）

地域生活支援事業に含まれる事業等のうち、より促進すべき事項として国が定めた事業です。

ｱ)障害者虐待防止対策支援事業

ｱ)-1 市町村障害者虐待防止センターの体制整備

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的に実施している事業です。

【実施に関する考え方】

過去実績を考慮し、実利用人数は５～６人程度と見込んでいる。

実施箇所数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	8	10	10	5	6	6
実績値	人/年	5	3	5	－	－	－
計画と実績の差		△3	△7	△5			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】

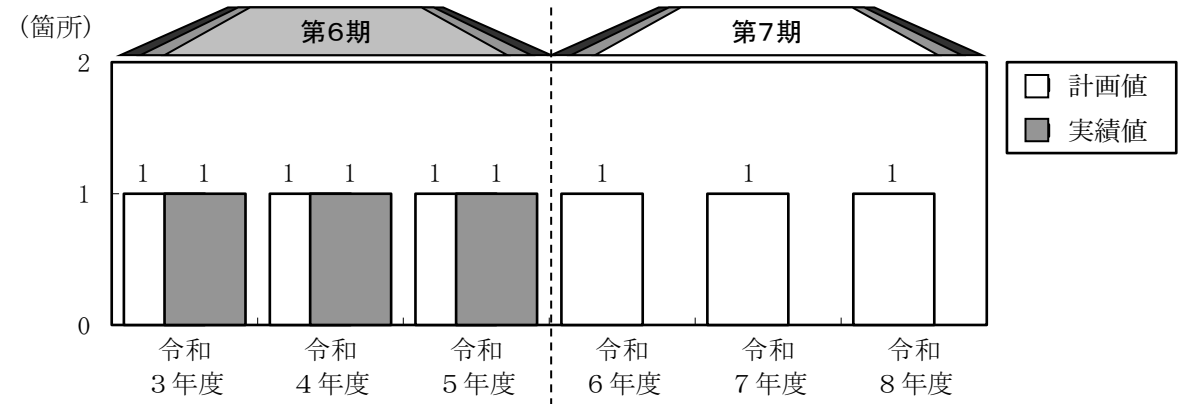

【実利用人数】

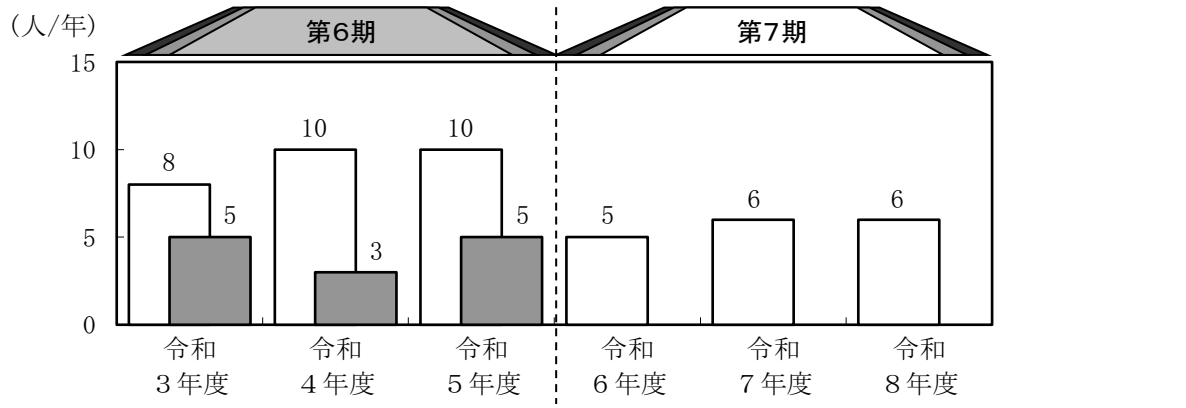

ｱ)-2 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等の連携協力体制の整備

【実施に関する考え方】

現行の連携体制を継続し、対応することで見込んでいる。

実施箇所数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	箇所	2	2	2	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	－	－	－
計画と実績の差		△1	△1	△1			

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	14	14	14	15	15	15
実績値	人/年	15	15	15	－	－	－
計画と実績の差		1	1	1			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】

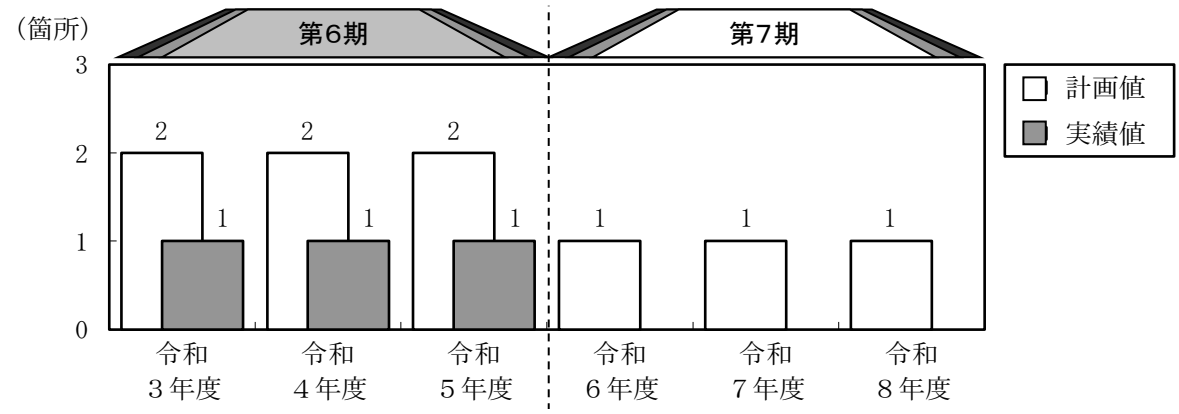

【実利用人数】

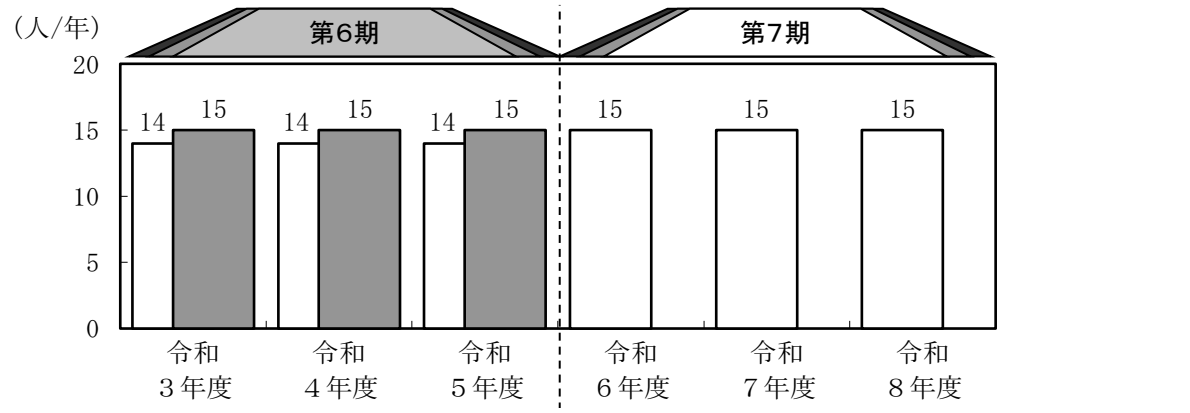

ｱ)-3 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修

【実施に関する考え方】

令和５年度現在、未実施となっているが、令和６年度より実施することで見込んでいる。

研修開催数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	回数	1	1	1	1	1	1
実績値	回数	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		△1	△1	△1			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】

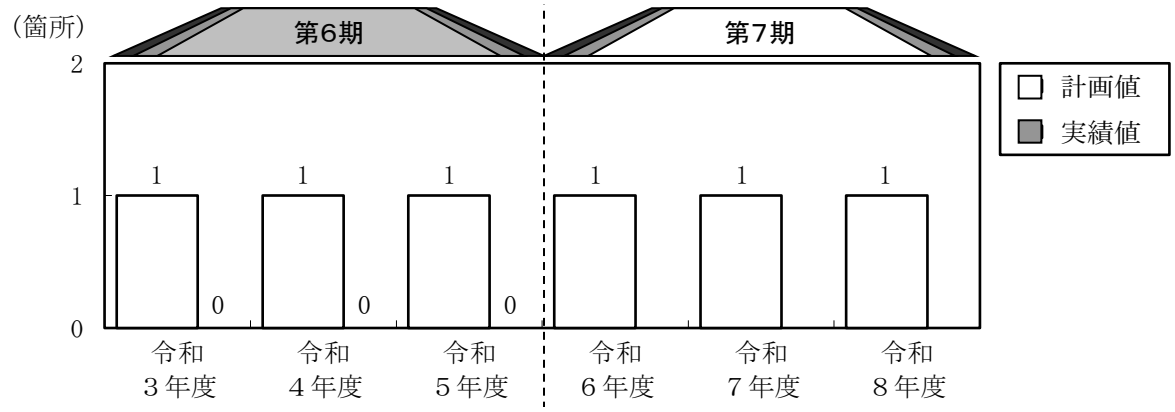

ｲ)医療的ケア児等総合支援事業

ｲ)-1 医療的ケア児等の協議の場の設置

【実施に関する考え方】

令和５年度現在、未設置となっており、令和８年度での設置を見込んでいる。

実施箇所数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	箇所	0	1	0	0	0	1
実績値	箇所	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	△1	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】

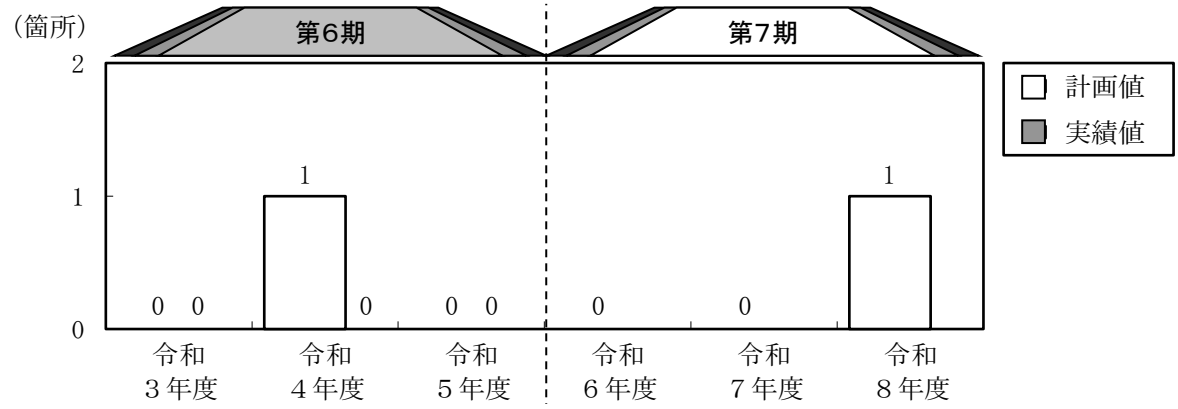

ｲ)-2 医療的ケア児等コーディネーターの配置

【実施に関する考え方】

令和５年度現在、未配置となっており、令和６年度から配置することで見込んでいる。

配置者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	0	1	0	1	1	1
実績値	人/年	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	△1	0			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実利用人数】

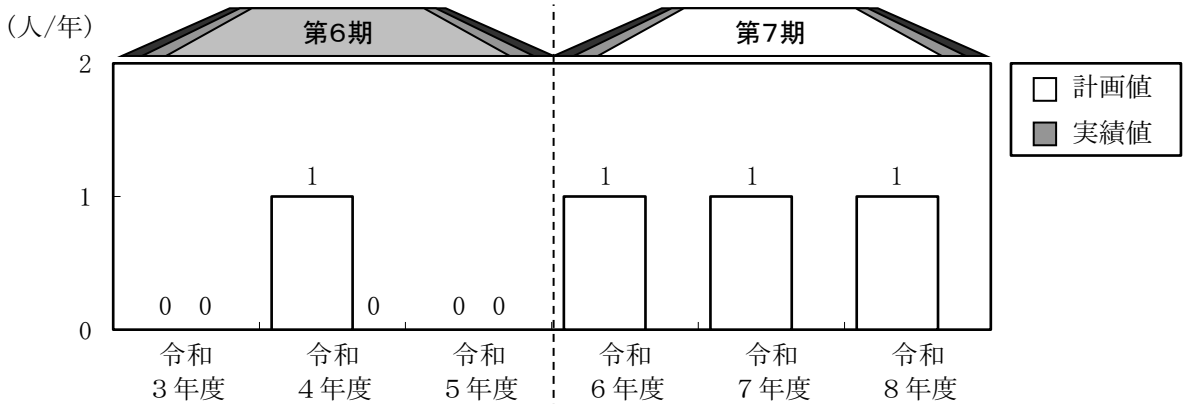

ｲ)-3 医療的ケア児等とその家族への支援

【実施に関する考え方】

実績を考慮し、増加で見込んでいる。

実利用人数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/年	0	1	2	6	6	6
実績値	人/年	0	3	5	－	－	－
計画と実績の差		0	2	3			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【実利用人数】

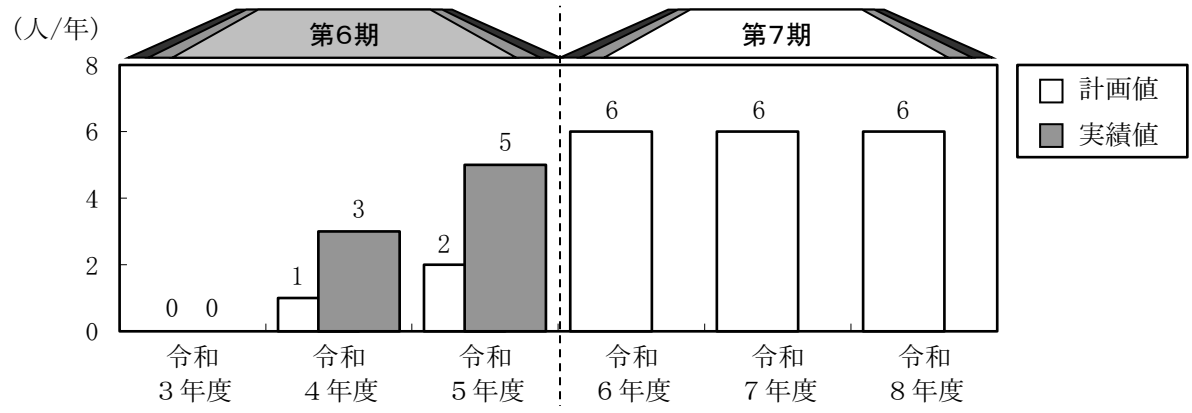

【地域生活支援事業(必須事業)の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	1	1
	実利用人数	人/年	0	0	0	0	20	20
自発的活動支援事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	1	1
	実利用人数	人/年	0	0	0	0	15	15
相談支援事業								
障害者相談支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施箇所数	人	0	0	0	0	0	1
	実利用人数	人/年	0	0	0	0	0	10
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	178	171	170	170	170	170
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
	実利用人数	人/年	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	1	1	2	2	2	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
	実利用人数	人/年	0	0	0	0	0	0
意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	件/年	16	14	20	22	22	22
手話通訳者設置事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	実利用人数	人/年	636	759	824	822	822	822
介護・訓練支援用具	実利用人数	人/年	3	0	4	4	4	4
自立生活支援用具	実利用人数	人/年	9	4	9	7	7	7
在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	7	5	6	6	6	6
情報・意志疎通支援用具	実利用人数	人/年	2	3	4	4	4	4
排泄管理支援用具	実利用人数	人/年	614	747	800	800	800	800
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実利用人数	人/年	1	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	人/年	0	0	5	10	10	10
移動支援事業	実利用人数	人/年	30	31	34	37	41	45
	延利用時間	時間/年	1,622	1,740	1,938	2,109	2,337	2,565
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	38	54	60	65	70	75

※令和５年度は、見込みの数値。

【地域生活支援事業(任意事業)の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
日中一時支援事業	実施箇所数	箇所	13	14	11	12	12	12
	実利用人数	人/年	22	24	21	23	25	27
自動車運転免許取得・改造費助成事業	実利用人数	人/年	3	1	3	3	3	3

※令和５年度は、見込みの数値。

【地域生活支援促進事業(市町村事業)の実績及び見込み一覧】

			単位	実績値			計画値		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害者虐待防止対策支援事業									
	市町村障害者虐待防止センターの体制整備	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
		実利用人数	人/年	5	3	5	5	6	6
	地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等の連携協力体制の整備	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
		実利用人数	人/年	15	15	15	15	15	15
	市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修	研修開催数	箇所	0	0	0	1	1	1
医療的ケア児等総合支援事業									
	医療的ケア児等の協議の場の設置	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1
	医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置者数	人/年	0	0	0	1	1	1
	医療的ケア児等とその家族への支援	実利用人数	人/年	0	3	5	6	6	5

※令和５年度は、見込みの数値。

第６章　第３期障がい児福祉計画

１．成果目標

（１）障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

＜障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備＞

事　項	令和４年度末の実績（人）	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
保育所	30	38	39	40
認定こども園	29	31	31	31
放課後児童健全育成事業	79	77	78	79
幼稚園	8	0	0	0

（２）障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備　　考
児童発達支援センターの設置	単独設置	令和８年	国指針：令和８年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

■ 具体的な方法

児童発達支援センターの設置を検討している段階である。

② 保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

	構築時期	備　　考
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	令和８年	国指針：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

巡回支援専門員（公認心理師）等を配置し、保育所等への巡回支援を実施している。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	確保方法	確保時期	備　　考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域確保	令和８年	国指針：令和８年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

■ 具体的な確保方法

現在、本市には重症心身障害児に特化した事業所が無いが、対象児は近隣市町村にある事業所を利用しており、賄えていると思われる。

④ 医療的ケア児支援センター(都道府県ごと)の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

	設置方法	設置時期※	備　　考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	令和８年	国指針：各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、令和８年度末までに確保することとされている

■設置方法の詳細

	設置方法	具体的内容
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	既存組織活用	医療ケア児コーディネーターや保健師、医師、子ども関係部署、教育委員会等から関係者を招集し、協議会を設置することを検討。

	設置人数	配置時期及び人数			備考
		令和6年	令和7年	令和8年	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1	1	1	1	令和５年度にコーディネーター養成研修を受講済み。

２．第３期のサービス別見込量

（１）障害児通所支援

ｱ）児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績より増加スピードを考慮し算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	47	57	70	114	137	164
実績値	人/月	59	79	95	－	－	－
計画と実績の差		12	22	25			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	517	627	770	1,026	1,233	1,476
実績値	日/月	588	725	855	－	－	－
計画と実績の差		71	98	85			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

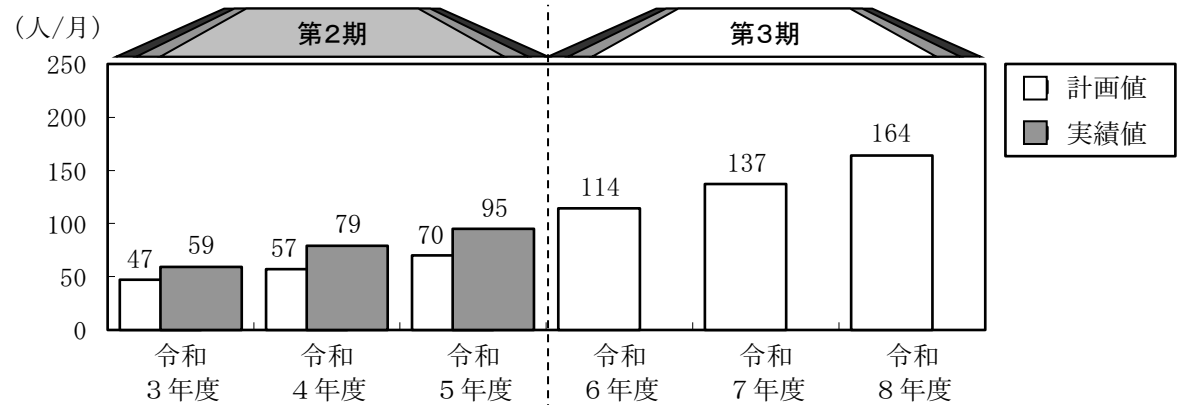

【利用量】

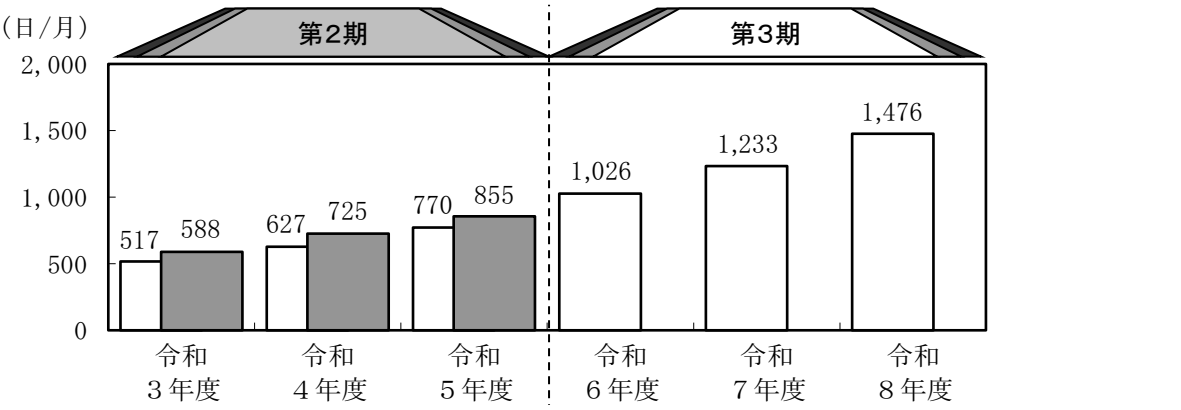

ｲ)医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績より増加スピードを考慮し算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	0	0	0	5	6	7
実績値	人/月	2	3	4	－	－	－
計画と実績の差		2	3	4			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	0	0	0	50	60	70
実績値	日/月	11	29	40	－	－	－
計画と実績の差		11	29	40			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

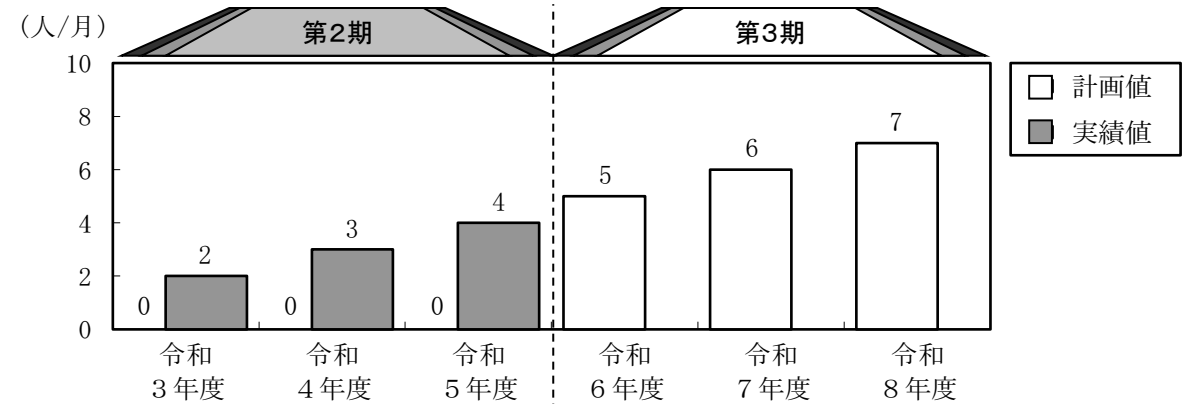

【利用量】

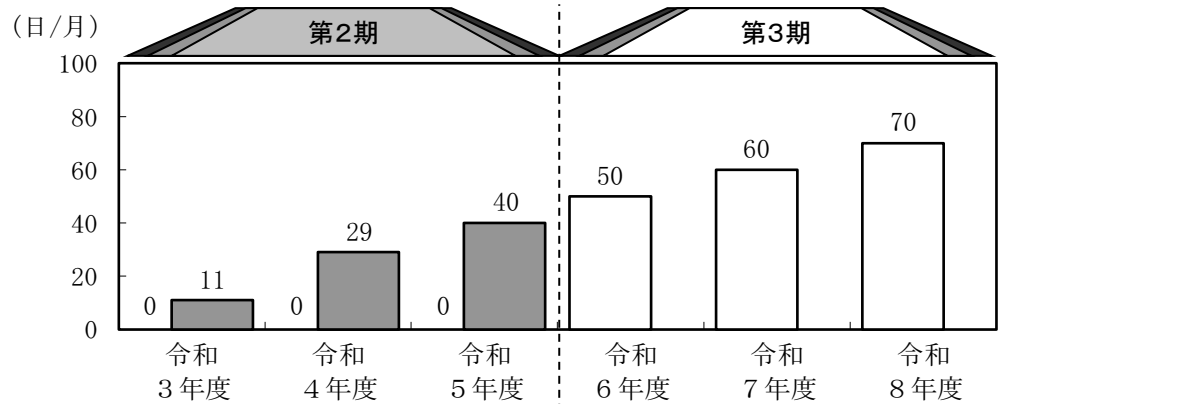

ｳ)放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績より増加スピードを考慮し算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	168	191	217	292	321	353
実績値	人/月	219	241	265	－	－	－
計画と実績の差		51	50	48			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	2,688	3,056	3,472	3,504	3,852	4,236
実績値	日/月	2,767	2,975	3,180	－	－	－
計画と実績の差		79	△81	△292			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

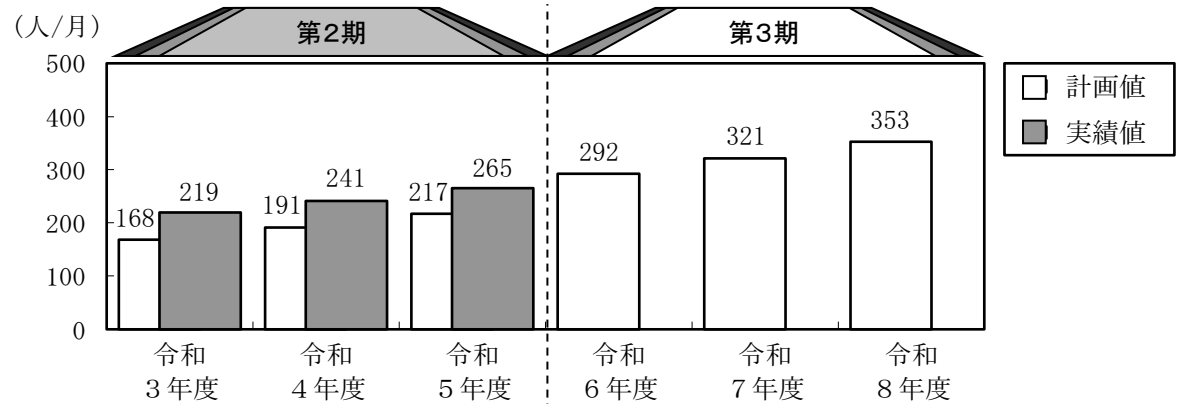

【利用量】

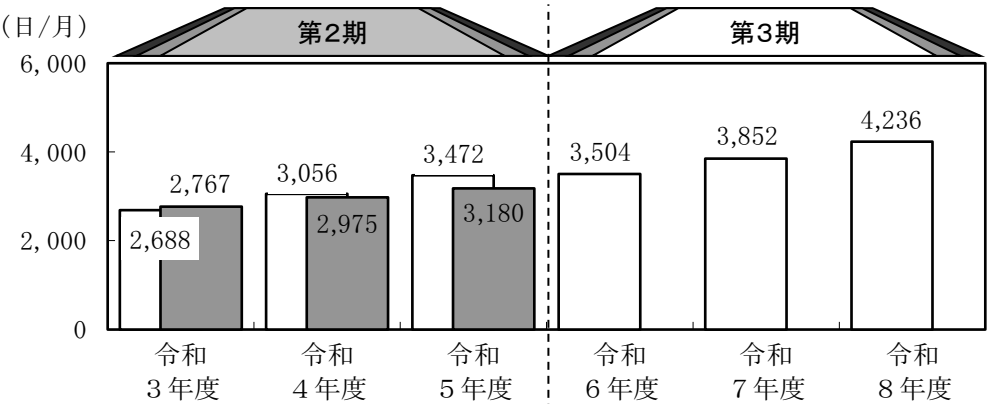

Ⅰ)保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績より増加スピードを考慮し算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	12	16	20	37	44	53
実績値	人/月	12	26	31	－	－	－
計画と実績の差		0	10	11			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	48	64	80	74	88	106
実績値	日/月	30	63	62	－	－	－
計画と実績の差		△18	△1	△18			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

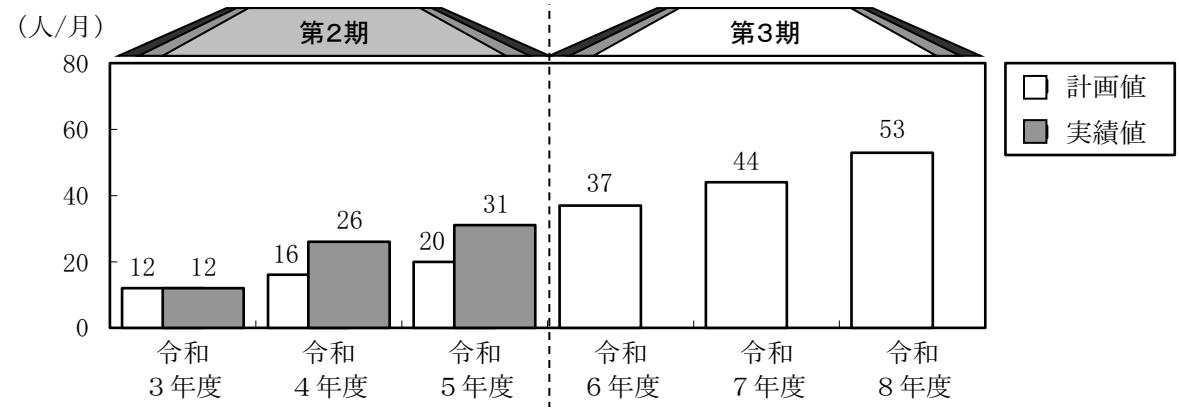

【利用量】

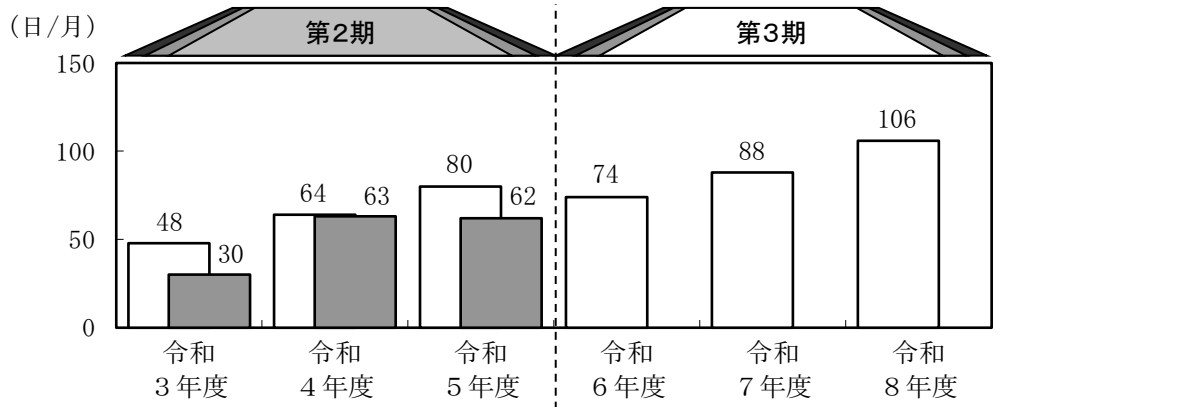

オ)居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度から新しく導入されたサービスです。重度の障害等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

【見込み量の算出根拠】

利用者は少ないと思われるので直近の利用者実績と同数で見込む。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	0	0	0	1	1	1
実績値	人/月	0	1	1	－	－	－
計画と実績の差		0	1	1			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	0	0	0	6	6	6
実績値	日/月	0	6	6	－	－	－
計画と実績の差		0	6	6			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

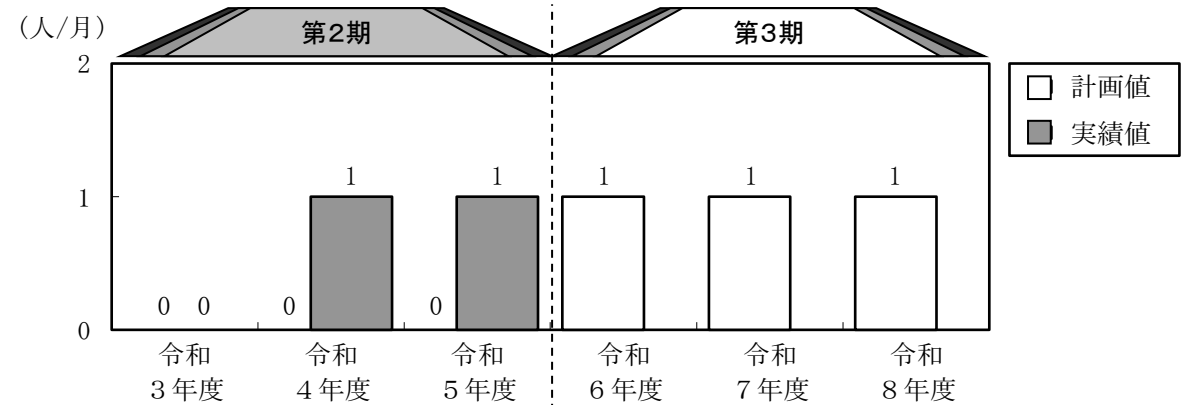

【利用量】

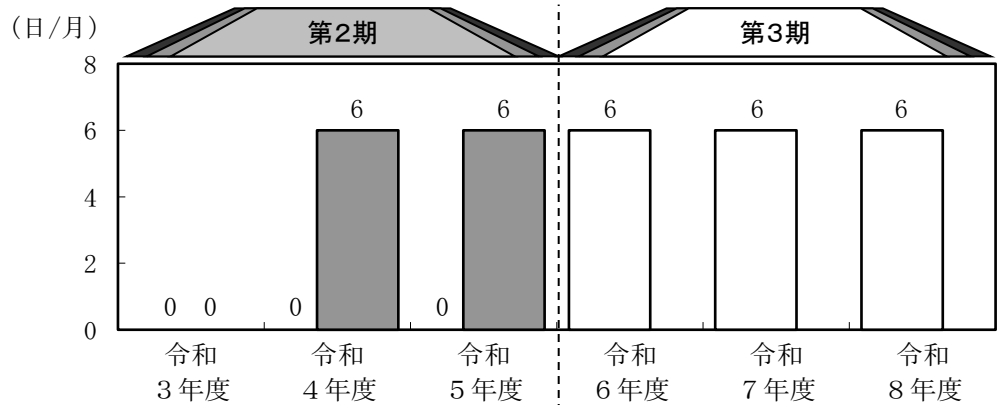

ｶ)障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援を利用する際、障害児支援利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業所との調整、情報提供などの支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

過去実績より増加スピードを考慮し算出。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	49	55	62	72	79	87
実績値	人/月	48	59	65	－	－	－
計画と実績の差		△1	4	3			

資料：生きがい推進課　　・令和５年度は、見込みの数値。

【利用者数】

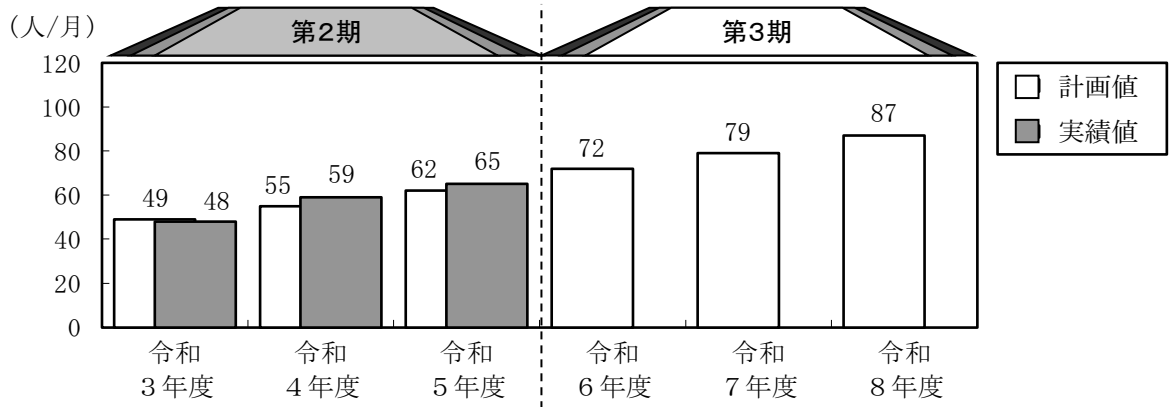

【障害児通所支援事業の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	利用者	人/月	59	79	95	114	137	164
	利用量	日/月	588	725	855	1,026	1,233	1,476
医療型児童発達支援	利用者	人/月	2	3	4	5	6	7
	利用量	日/月	11	29	40	50	60	70
放課後等デイサービス	利用者	人/月	219	241	265	292	321	353
	利用量	日/月	2,767	2,975	3,180	3,504	3,852	4,236
保育所等訪問支援	利用者	人/月	12	26	31	37	44	53
	利用量	日/月	30	63	62	74	88	106
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	1	1	1	1	1
	利用量	日/月	0	6	6	6	6	6
障害児相談支援	利用者	人/月	48	59	65	72	79	87

※令和５年度は、見込みの数値。

（２）障害児通所支援のサービス見込量確保のための方策

本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や、事業所が少ない保育所等訪問支援や重度障がい児が利用できる事業所の確保を図るなど、障害児通所支援の利用しやすい環境づくりに努めます。

実績の乏しいサービスについては利用の周知を図るほか、サービス提供事業所がないサービスについては、本市のサービス利用状況等の情報提供により事業者の参入促進を図ります。

第７章　計画の推進について

１．計画の推進体制

（１）庁内体制

本計画は、事務局である生きがい推進課と各施策の担当課が連携し、全庁が一体となって推進する体制をつくります。

（２）関係機関や地域との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、様々な関係施設並びに地域等の連携強化が必要です。それぞれの役割を認識し、相互に協力することにより、情報の共有、施策展開ができるような連携体制を整えます。

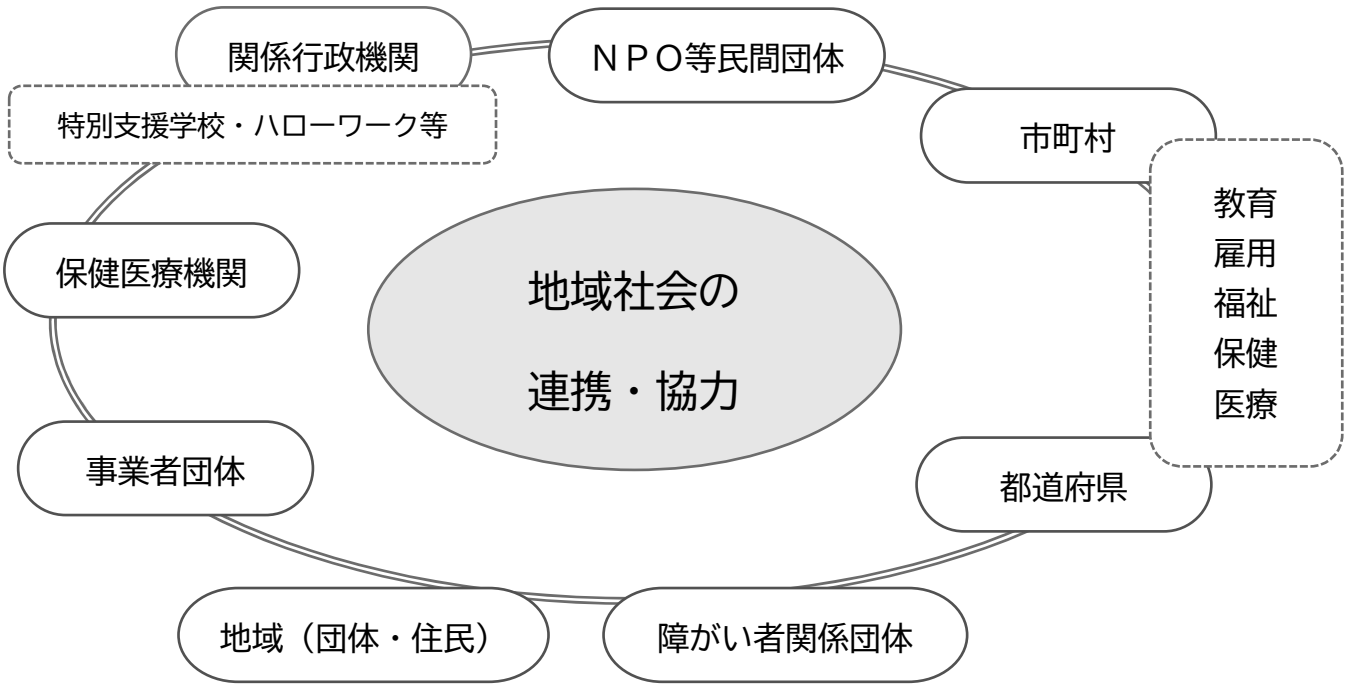

２．人材の確保・質の向上

相談支援や各種サービスの充実を図るためには、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職員の確保が重要です。市における専門職員の確保や研修参加等による個々人の質の向上だけでなく、事業所においても人材の確保、質の向上が図れるよう、情報交換をはじめとした連携・協力に努めます。

また、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識・福祉意識の向上のため、障がいに関する各種研修の充実、ボランティア体験の実施を推進します。

３．計画の進行管理

（１）「南城市障がい者計画・福祉計画推進協議会」の設置

本計画は、令和８年に障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画を、令和 11 年には全体の障がい者計画の見直しを行いますが、各施策は実施の過程で、新たな課題の発生が想定されます。

このため、計画に関わる市内の福祉関係機関・団体及び当事者で構成する「南城市障がい者計画・福祉計画推進協議会」（仮称）を設置し、毎年度計画の進行状況の評価・点検を行うことで、障がい者の多様なニーズや地域の実情に対応した取り組みになるよう努めます。また、評価・点検の際にはＰＤＣＡサイクルを活用します。

（２）計画の広報

本計画は、計画書として印刷・発行し、計画に関わる市内の福祉関係機関・団体へ配布するほか、市民へ向けては広報誌等を活用して計画の内容の周知を図ります。

また、民生委員・児童委員等の地域人材と連携して、地域住民へ本計画の内容や施策が浸透するよう努めます。

資 料 編

１．南城市障害福祉に関するアンケート調査結果より

（１）調査の実施概要

①調査の目的

南城市障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しにあたり、障がい者を対象に生活状況やサービスの利用状況等を把握するとともに、市民の障害福祉に対する意識等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査対象者、抽出方法、配布方法

	調査対象者	抽出方法	配布方法
在宅の身体障がい者	身体障害者手帳所持者	無作為抽出	郵送による配布・回収
在宅の知的障がい者	療育手帳所持者	全数調査	郵送による配布・回収
在宅の精神障がい者	精神障害者保健福祉 手帳所持者	全数調査	郵送による配布・回収
在宅の障がい児	手帳所持者	１世帯１通調査	郵送による配布・回収
施設入所者	施設入所支援の利用者	施設に調査協力依頼	入所施設を通して配布・回収

③調査期間

令和５年 12 月１日～令和６年１月 20 日

④回収状況

	配布件数	回収数	回収率
在宅の身体障がい者	1,227 件	573 件	46.7%
在宅の知的障がい者	313 件	146 件	46.6%
在宅の精神障がい者	364 件	178 件	48.9%
在宅の障がい児	157 件	86 件	54.8%
施設入所者	78 件	61 件	78.2%
合　　計	2,139 件	1,044 件	48.8%

※身体・知的・精神障がい者については、調査票の色で回収数を換算しています。

（２）在宅の身体障害者･知的障害者･精神障害者調査結果

①介助者が悩んでいることや困っていること

主な介助者が悩んでいることや困っていることについて見ると、３障がいとも全体と同じく、「精神的な疲れが大きい」、「身体的な疲れが大きい」、「介助者自身に何かあったときのあて名のご本人の介助」の３項目が多くを占めます。

介助者が悩んでいることや困っていること

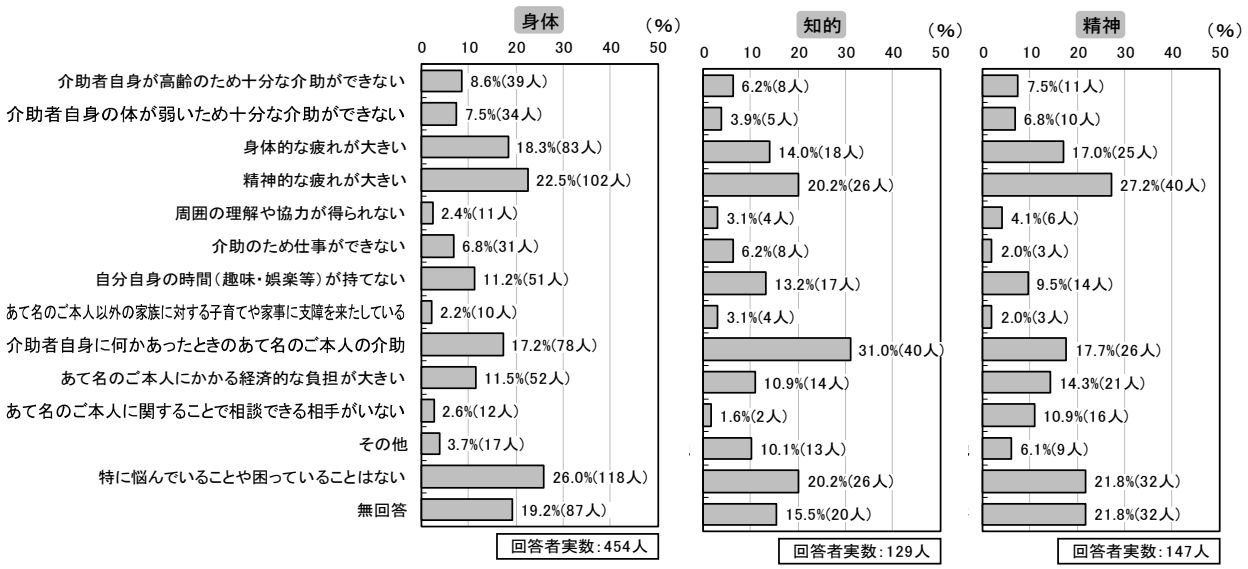

②働くために必要な支援

働くために必要な支援について尋ねたところ、身体障がい者では、「短時間勤務や日数などの配慮」が 26.8%(168 人)などが高いです。

知的障がい者では、「通勤手段の確保」が 49.4%(81 人)が最も高いほか、「職場における障がい又は病気（難病）への理解」が 38.4%(63 人)、も高くなっています。

精神障がい者では、「職場における障がい又は病気（難病）への理解」が 48.9%(93 人)と高く、「短時間勤務や日数などの配慮」が 43.2%(82 人)が高くなっています。

働くために必要な支援

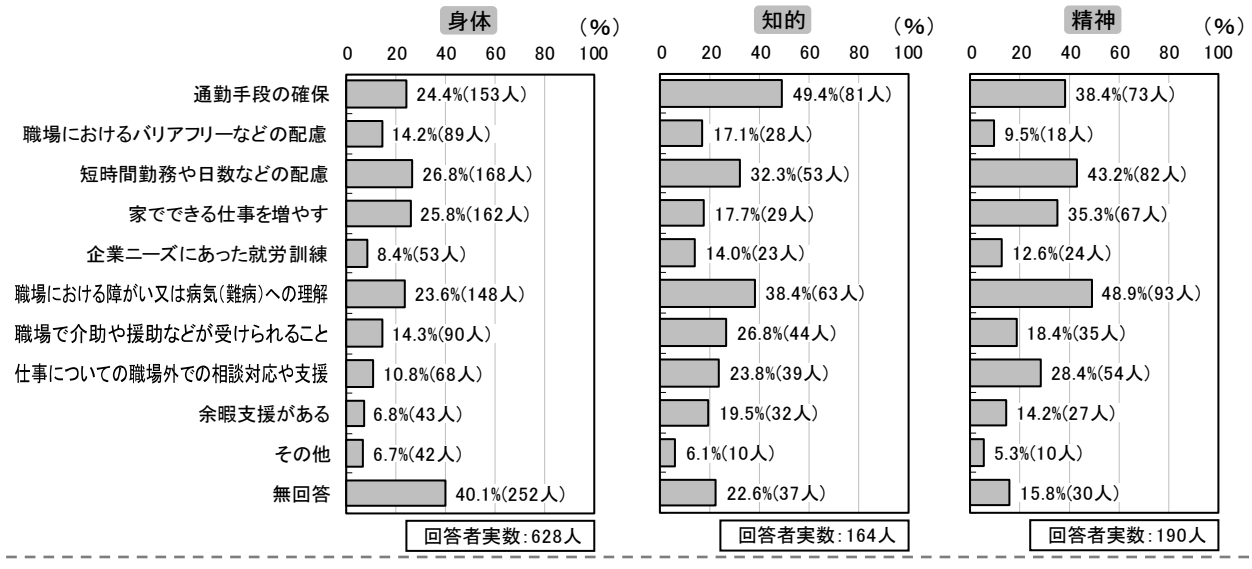

③自立して社会参加するために必要なこと

自立して社会参加するために必要なことについて尋ねたところ、身体障がい者では、「在宅福祉サービスが十分なこと」が 30.3%(190 人)と最も高いです。

知的障がい者では、「仕事が確保されること」が 30.5%(50 人)と最も高く、次いで、「住まいが確保されること」が 29.3%(48 人)、「近くに相談できる場所があること」が 25.6%(42 人)となります。

精神障がい者では、「住まいが確保されること」が 42.6%(81 人)と最も高く、次いで、「仕事が確保されること」が 40.5%(77 人)、「近くに相談できる場所があること」が 38.4%(73 人)です。

自立して社会参加するために必要なこと

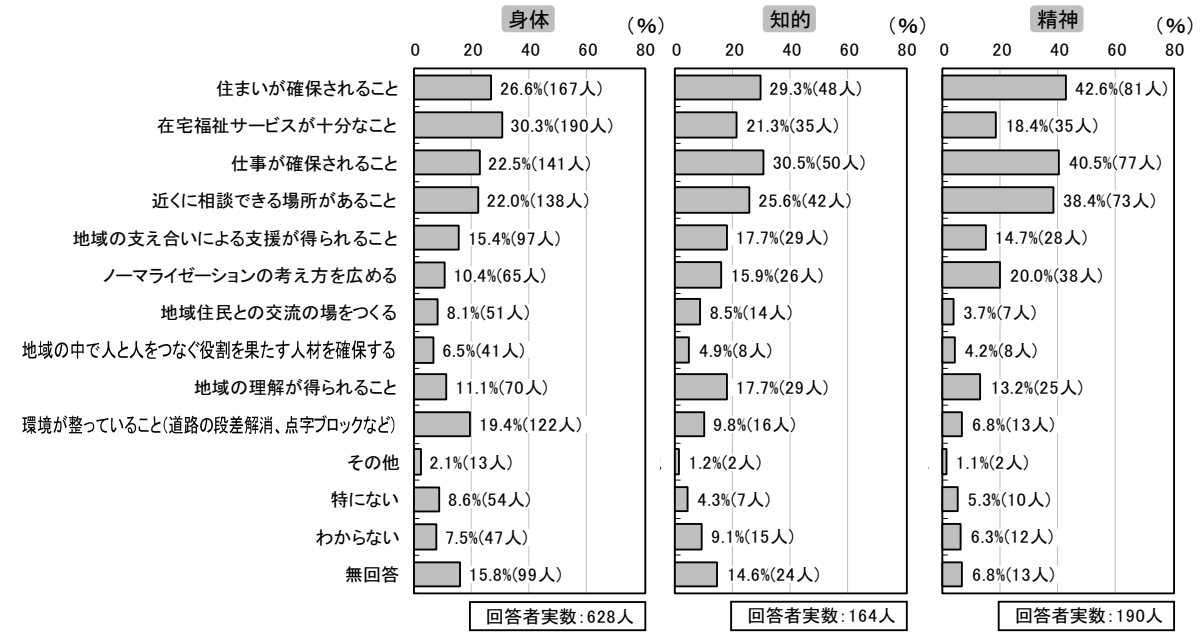

④福祉サービスを利用する時に困ったこと

福祉サービスを利用する時に何か困ったことがあったかを尋ねたところ、３障がいとも「どの事業所が良いのかわからない」の比率が高く、身体障がい者で 17.2%(27 人)、知的障がい者で 24.2%(23 人)、精神障がい者で 21.0%(17 人)となります。

障害福祉サービスを利用する時に困ったこと

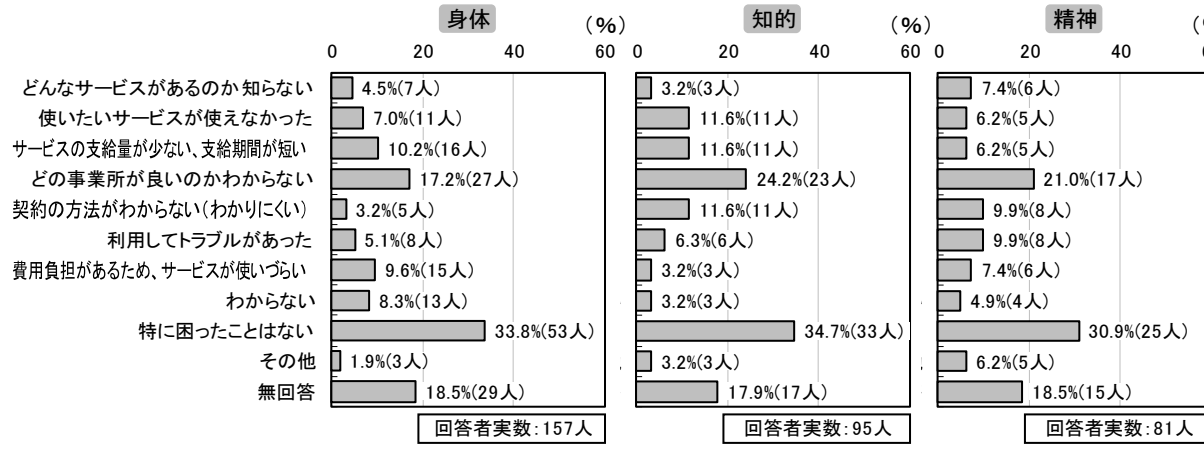

⑤現在、必要と感じている情報

今、必要と感じている情報について尋ねたところ、身体障がい者では、「医療機関の情報」が 22.6%(142 人)が高く、「社会福祉施設の情報」が 19.4%(122 人)、「相談できる場所の情報」が 18.6%(117 人)、の順に高くなっています。

知的障がい者では、「相談できる場所の情報」が 23.8%(39 人)が高く、「障がい者でも利用できる施設の情報」が 22.6%(37 人)が続いています。

精神障がい者では、「相談できる場所の情報」が 36.8%(70 人)と高く、次いで、「障がい者でも利用できる施設の情報」となります。

現在、必要と感じている情報

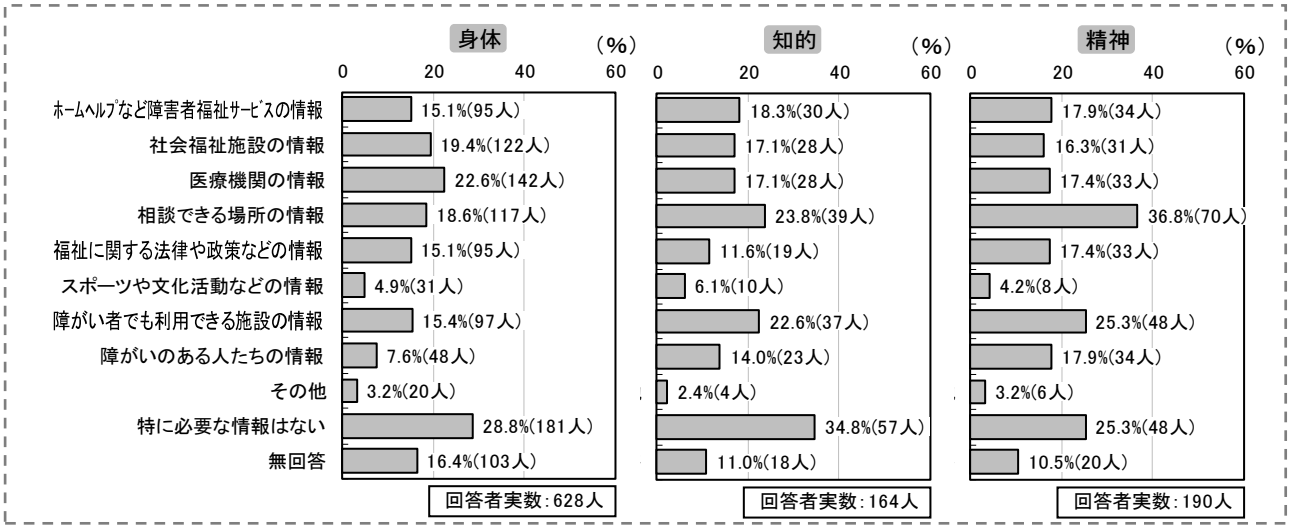

⑥差別を受けたこと

手帳別に差別を受けたり、嫌な思いをしたことが「ある」の回答を見ると、身体障がい者で 18.6%(117 人)、知的障がい者で 37.8%(62 人)、精神障がい者で 39.5%(75 人)となります。

差別を受けたこと

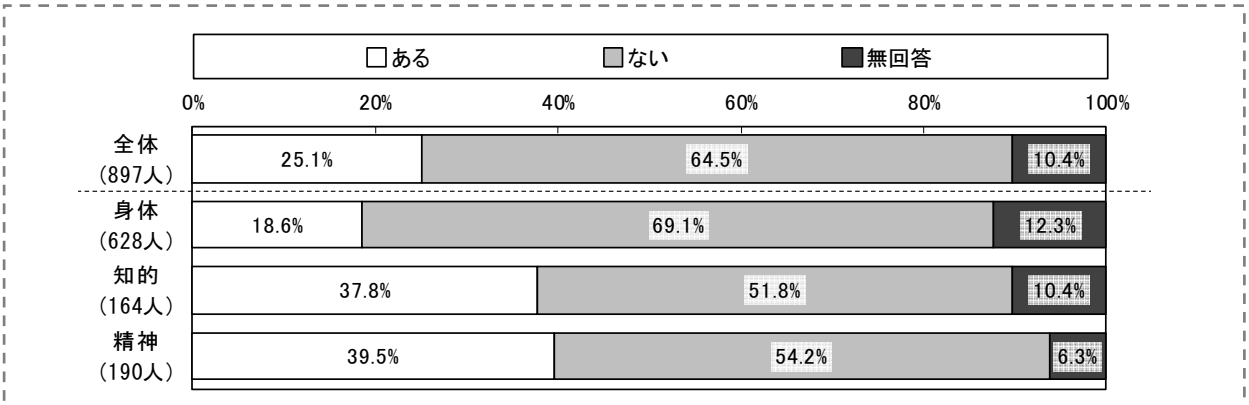

⑦成年後見制度の周知度

成年後見制度について尋ねたところ、「名前も内容も知らない」が 42.6%(382 人)と最も高く、次いで、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 26.2%(235 人)、「名前も内容も知っている」が 23.0%(206 人)となります。

手帳別に見ると、３障がいとも「名前も内容も知らない」の比率が高く、身体障がい者で 36.5%(229 人)、知的障がい者で 53.7%(88 人)、精神障がい者で 48.4%(92 人)となります。身体障がい者では、「名前も内容も知っている」が 27.9%(175 人)、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 26.3%(165 人)となります。

成年後見制度の周知度

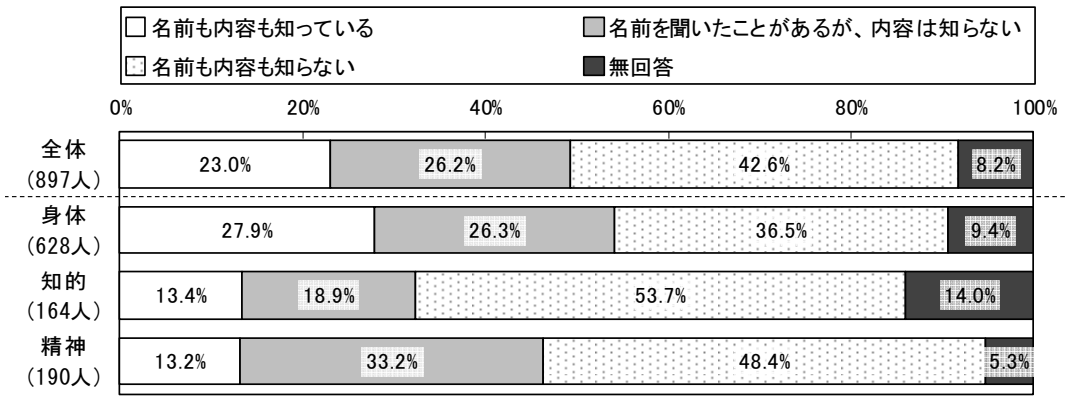

⑧災害時に近所で助けてくれる人の有無

災害時に近所で助けてくれる人がいるか尋ねたところ、「わからない」が 34.6%(310 人)と高く、「いる」が 30.3%(272 人)、「いない」が 27.6%(248 人)となります。

手帳別に見ると、身体障がい者では、「いる」が 33.8%(212 人)と高く、「わからない」が 33.3%(209 人)、「いない」が 23.6%(148 人)となります。

知的障がい者では、「わからない」が 34.8%(57 人)と高く、「いない」が 33.5%(55 人)、「いる」が 23.2%(38 人)となります。

精神障がい者では、「いない」が 41.1%(78 人)と高く、「わからない」が 30.0%(57 人)、「いる」が 23.7%(45 人)となります。

災害時に近所で助けてくれる人の有無

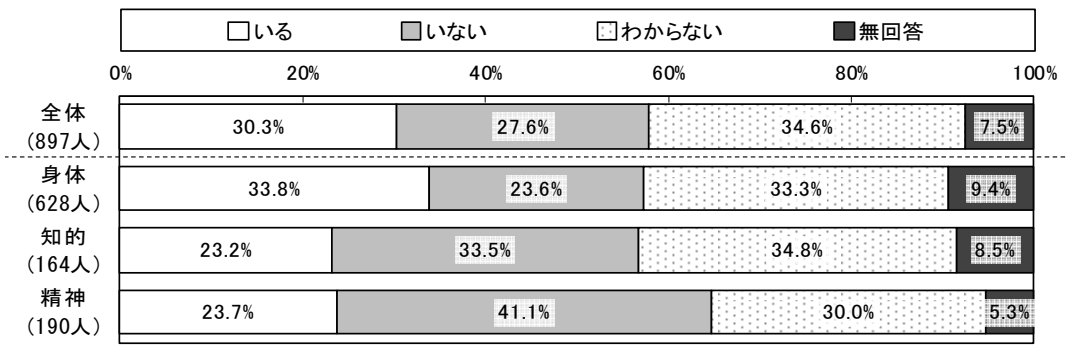

⑨災害時の心配事

災害が起きたときに心配なことを尋ねたところ、手帳別に回答の多いものを見ると、身体障がい者では、「投薬や治療が受けられない」が 42.2%(265 人)と高く、次いで、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 41.6%(261 人)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 40.9%(257 人)となります。

知的障がい者では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 43.9%(72 人)と高く、次いで、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 40.9%(67 人)、「周囲とコミュニケーションがとれない」が 37.8%(62 人)、「救助を求めることができない」が 36.0%(59 人)、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が 32.3%(53 人)、「投薬や治療が受けられない」が 29.3%(48 人)となります。

精神障がい者では、「投薬や治療が受けられない」が 59.5%(113 人)と最も高く、次いで、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 41.1%(78 人)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 29.5%(56 人)、「周囲とコミュニケーションがとれない」が 28.4%(54 人)、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が 18.9%(36 人)となります。

災害時の心配事

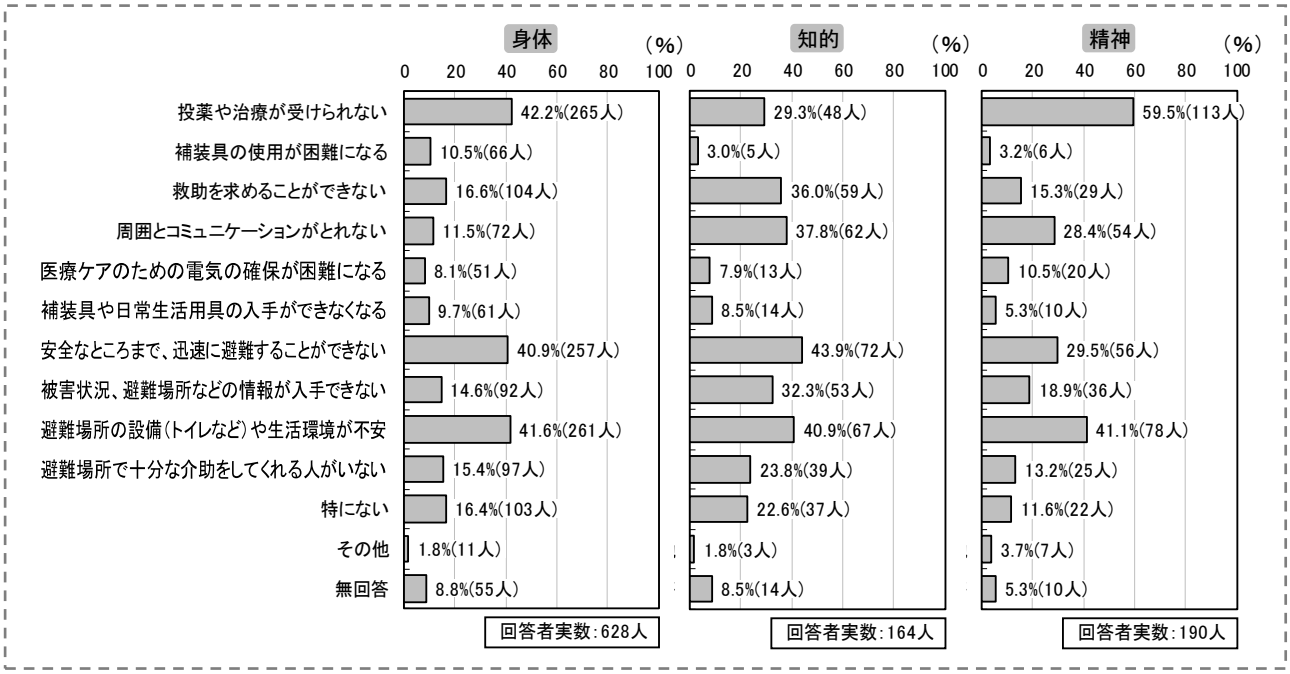

（3）在宅の障がい児調査結果

①発達障害の診断状況

発達障害の診断状況を見ると、診断されたことが「ある」が 65.1%(56 人)、「ない」が 33.7%(29 人)となります。

発達障害の状況

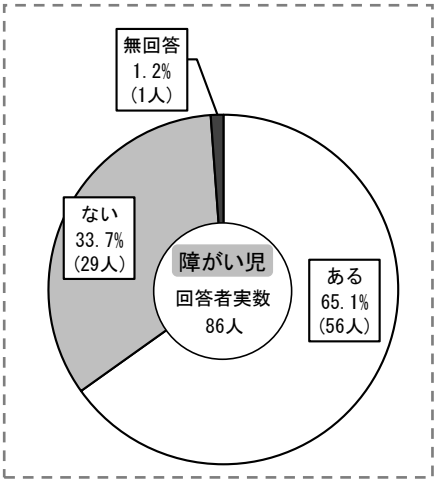

②医療的ケアの状況

日常的に医療的ケアを受けているかを見ると、医療的ケアを「受けていない」が 84.9%(73 人)、「受けている」が 12.8%(11 人)となります。

医療的ケアの状況

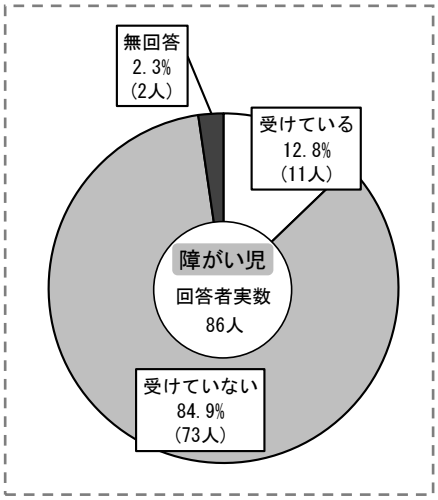

前項で、医療的ケアを「受けている」と回答のあった方について、どのような医療的ケアを受けているか尋ねたところ、「吸引」が 63.6%(7 人)と高く、次いで、「ネブライザーの管理」、「経管栄養」、「痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置」の 3 項目が 54.5%(6 人)、「酸素療法」が 36.4%(4 人)、「人工呼吸器」、「排便管理」がともに 27.3%(3 人)、「気管切開の管理」、「導尿」がともに 9.1%(1 人)となります。

受けている医療的ケア

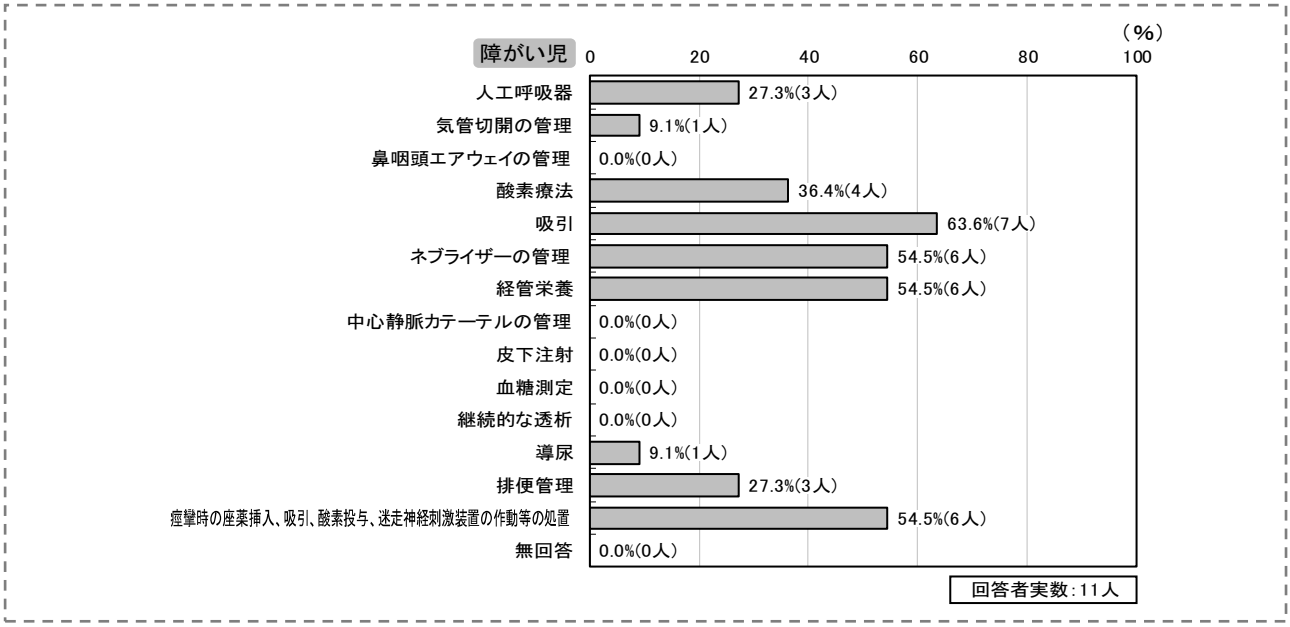

③教育や学校生活を充実させるために必要なこと

「(1)就学の状況」で、「就学後」の方について、教育や学校生活を充実させるために必要なことを尋ねたところ、「学習指導」が 54.3%(38 人)と最も高く、次いで、「教職員の理解・支援」が 52.9%(37 人)と続いています。

教育や学校生活を充実させるために必要なこと

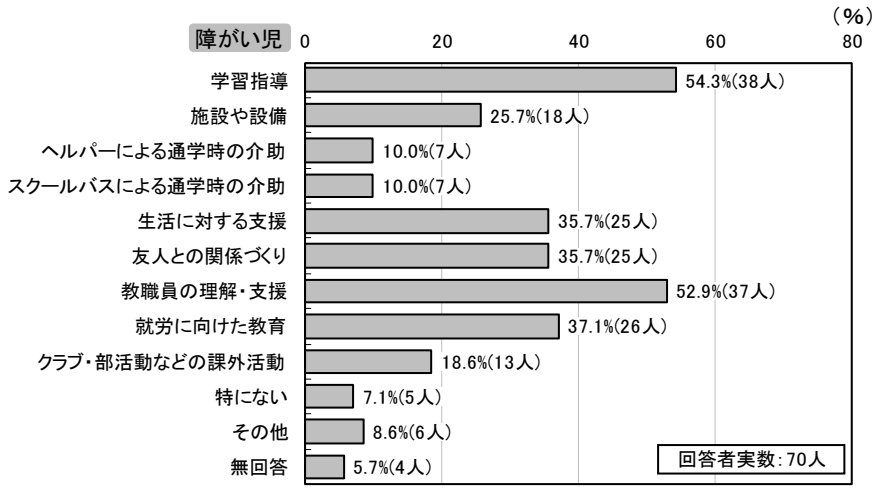

④放課後や夏休みの過ごし方

「(1)就学の状況」で、「就学後」の方について、放課後や夏休みの過ごし方を尋ねたところ、「デイサービス等」が 70.0%(49 人)と最も高く、次いで、「自宅で家族と過ごす」が 58.6%(41 人)、「一人で過ごす」が 17.1%(12 人)、「その他」が 12.9%(9 人)、「塾・習い事」が 11.4%(8 人)、「学童保育クラブへ行く」が 7.1%(5 人)、「クラブ活動・部活動（学校内）」が 5.7%(4 人)、「学校外のクラブ活動」が 1.4%(1 人)となります。

放課後や夏休みの過ごし方

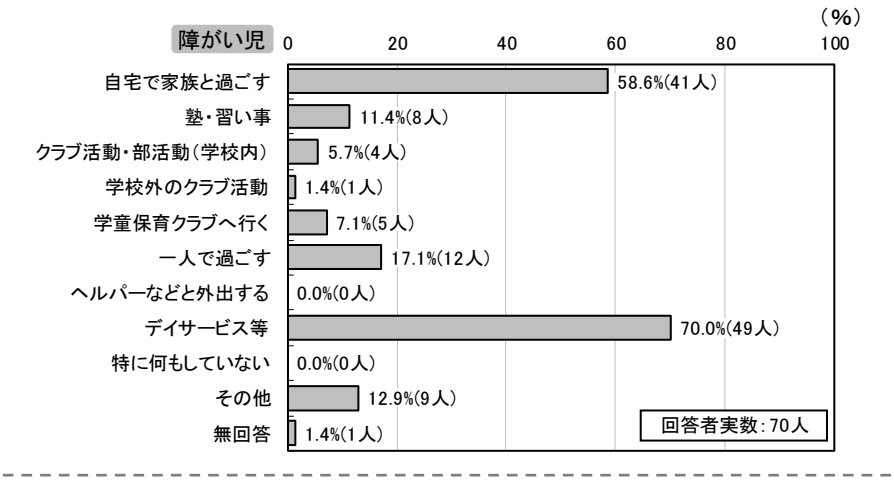

⑤学校以外の過ごし方の希望

放課後や長期休みなど、学校以外の時間の過ごし方の希望を尋ねたところ、「同世代の子どもと遊ばせたい」が 61.4%(43 人)と最も高く、次いで、「学校、児童館や学童保育クラブなど身近な施設で過ごしたい」が 31.4%(22 人)と続いています。

学校以外の過ごし方

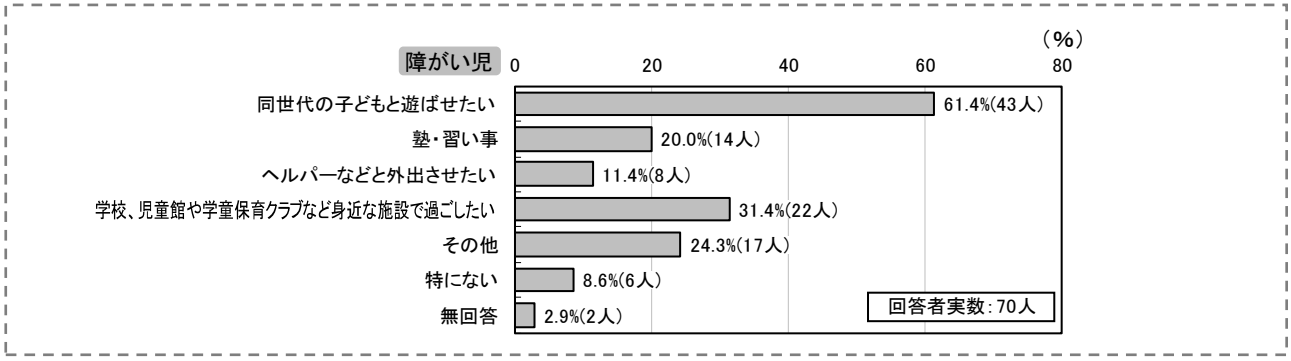

⑥療育や支援を充実させるために必要なこと

療育や支援について、さらに充実させるべきと思う点を尋ねたところ、「友だちなど人との関わり方に対する支援」が 55.8%(48 人)と最も高く、次いで、「学習に対する支援」が 46.5%(40 人)と続いています。

療育や支援を充実させるために必要なこと

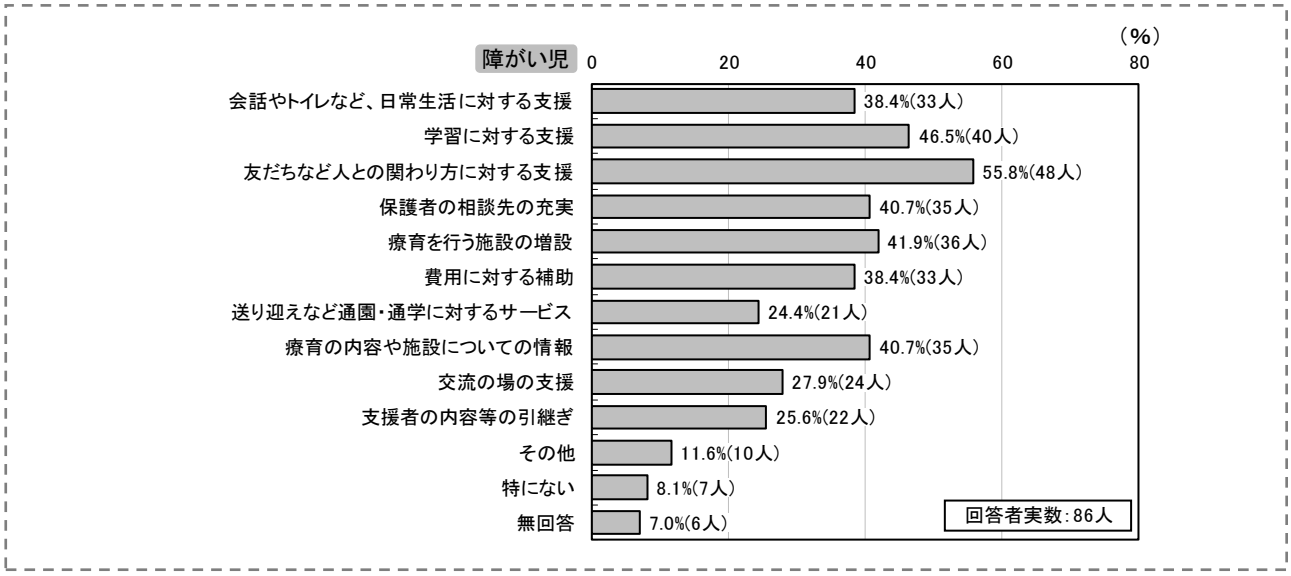

⑦お子さんが将来仕事に就くために重要だと思うこと

お子さんが将来仕事に就くために重要だと思うことを尋ねたところ、「障がい特性に配慮した職場環境の整備（定着支援）」が 73.3%(63 人)と最も高く、次いで、「就労に必要なコミュニケーション技術等の習得」が 64.0%(55 人)、「就職に必要な知識・技術等の取得」、「企業、上司、同僚の理解」がともに 62.8%(54 人)となっています。

お子さんが将来仕事に就くために重要だと思うこと

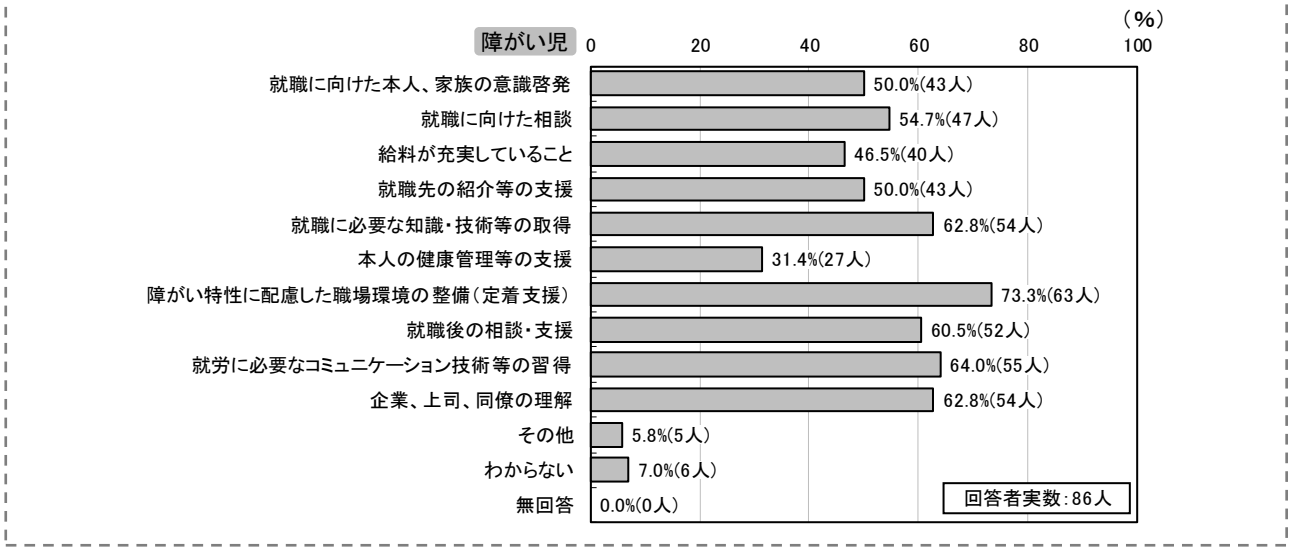

（４）施設入所者調査結果

①この施設を選んだ理由

この施設を選んだ理由について尋ねたところ、「家族による介助が難しくなったため」が45.9%(28人)と最も高く、次いで、「常時介助が必要なため」が42.6%(26人)、「施設のほうが安心して暮らせるため」が41.0%(25人)が高くなっています。

この施設を選んだ理由

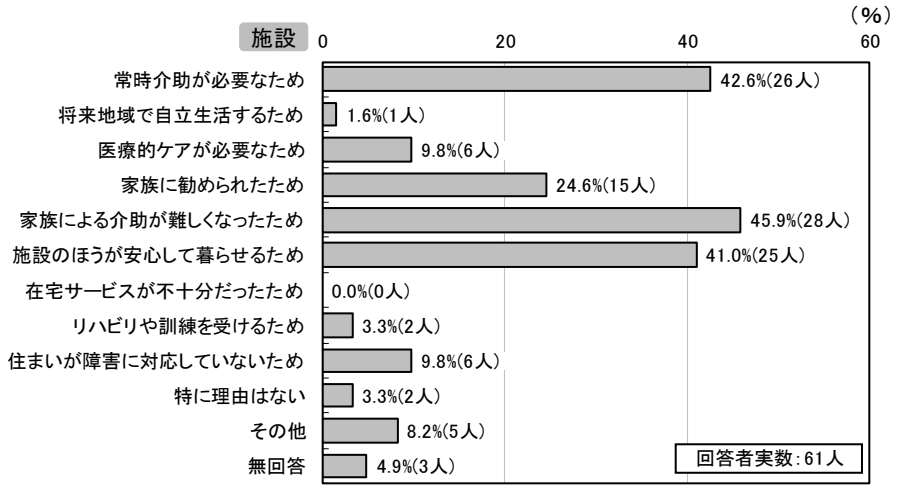

②施設へ入所を決めた時の気持ち

現在の施設への入所を決めた時の気持ちについて尋ねたところ、「わからない」が39.3%(24人)と「納得して自ら入所を決めた」が37.7%(23人)で高くなっています。

施設へ入所を決めた時の気持ち

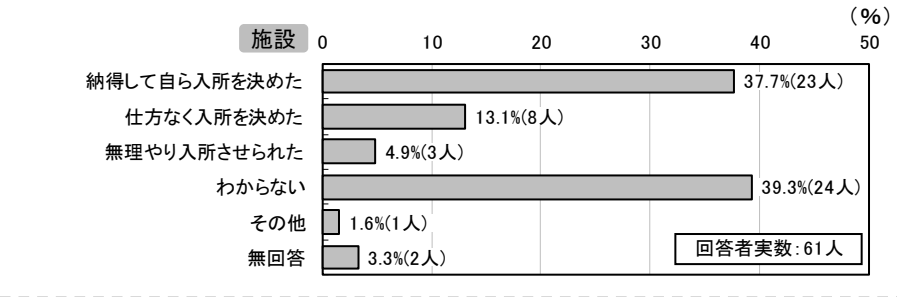

③施設の入所期間

施設の入所期間については、「30 年以上」が 37.7%(23 人)と最も高く、次いで、「25 年～30 年未満」が 13.1%(8 人)が続いています。

施設の入所期間

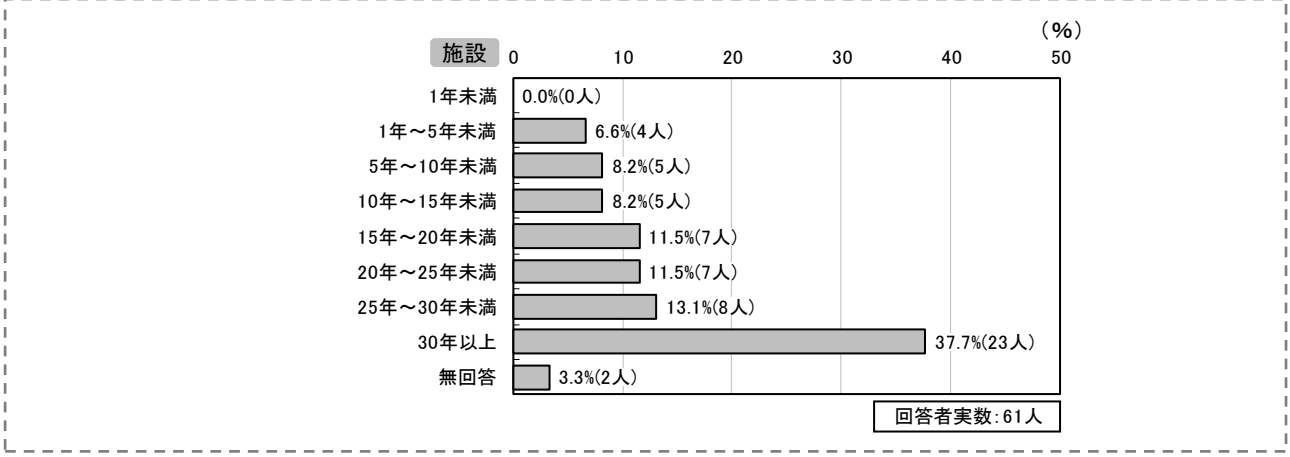

④今後の暮らし方について

今後の暮らし方について尋ねたところ、「今後とも施設で暮らしたい」が 59.0%(36 人)と最も高く、次いで、「わからない」が 24.6%(15 人)、「施設を出て地域で暮らしたい」が 11.5%(7 人)となります。

今後の暮らし方

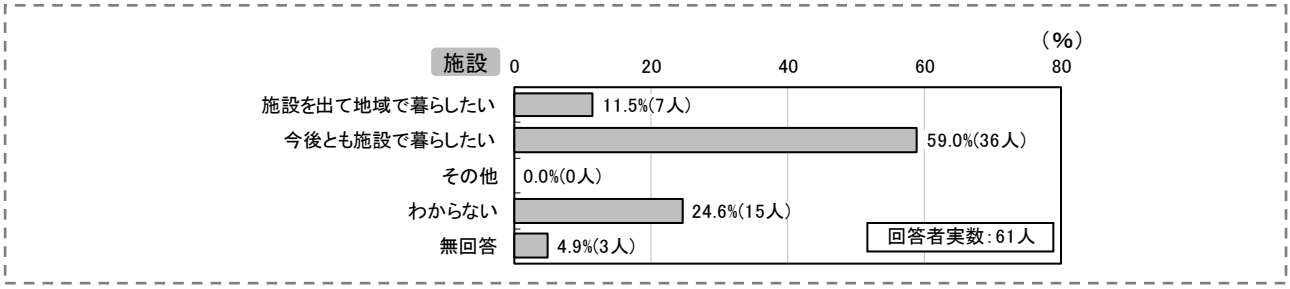

「施設を出て地域で暮らしたい」と回答のあった方について、施設を出た後、どこで暮らしたいかを尋ねたところ、「自宅に帰って家族と生活したい」が 71.4%(5 人)と最も高く、次いで、「アパートなどを借りて一人で生活したい」が 28.6%(2 人)となります。

施設を出た後、どこで暮らしたいか

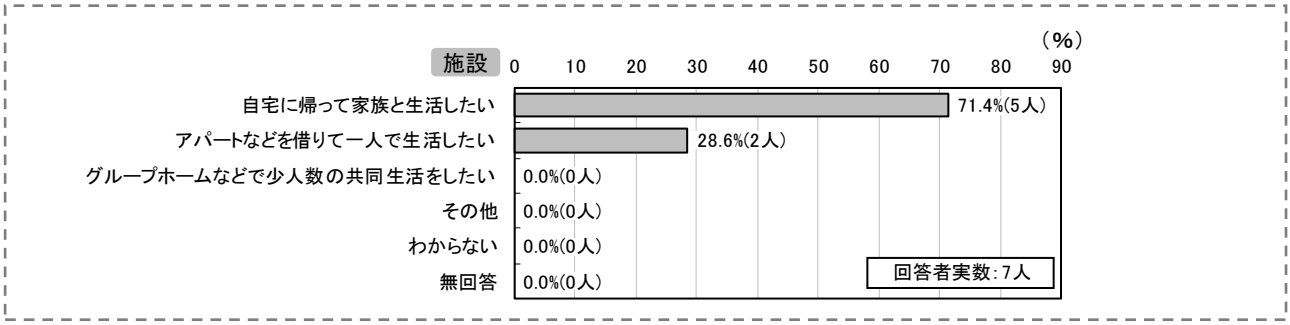

「今後とも施設で暮らしたい」「その他」「わからない」と回答のあった方について、今の施設での生活を続けたい理由を尋ねたところ、「施設にいた方が安心できるから」が 70.6%(36 人)と最も高く、次いで、「健康面などで不安があるから」が 56.9%(29 人)、「施設での生活が自分に合っているから」が 51.0%(26 人)、「家族の受け入れ体制が整っていないから」が 49.0%(25 人)が高くなっています。

今の施設での生活を続けたい理由

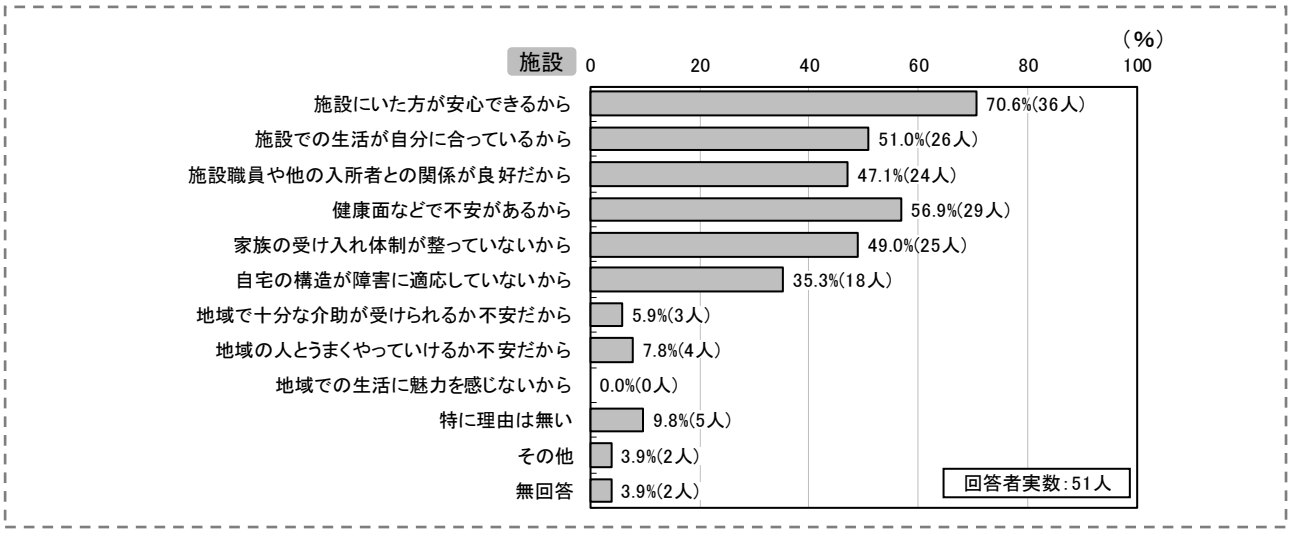

２．南城市障害者計画策定委員会規則

平成１８年１２月５日規則第１４０号

（趣旨）

第１条　この規則は、南城市附属機関に関する条例（平成１８年南城市条例第２２号）第３条の規定に基づき、南城市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　障害福祉計画の企画立案に関すること。

（２）　目的達成のための情報収集及び情報交換に関すること。

（３）　その他特に必要とする事項

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　保健、医療又は学校関係者

（３）　福祉関係者

（４）　行政関係者

（任期）

第４条　委員の任期は、計画策定完了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選でこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（作業部会）

第７条　委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

（１）　第２条の審議事項の調査に関すること。

（２）　委員会に提出する原案の作成に関すること。

（意見の聴取等）

第８条　委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、福祉部生きがい推進課において処理する。

（平２５規則３８・一部改正）

（補則）

第１０条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、平成１８年１２月５日から施行する。

附　則（平成２５年１０月１日規則第３８号）

この規則は、公布の日から施行する。

３．令和５年度　南城市障害者計画策定委員名簿

No.	氏　　名	機関・団体名	備考
1	宮里（みやざと）　健（たけし）	沖縄県南部福祉事務所	4 号委員　行政関係者 所長
2	友寄（ともよせ）　憲子（のりこ）	沖縄県立島尻特別支援学校	2 号委員　学校関係者 特別支援教育コーディネーター
3	松本（まつもと）　久美子（くみこ）	沖縄県南部保健所　精神保健班	2 号委員　保健、医療 保健師
4	溝口（みぞぐち）　哲哉（てつや）	おきなわ障がい者支援ネットワーク	3 号委員　福祉関係者 南部圏域アドバイザー
5	國吉（くによし）　利生（としお）	南部地区障害者就業・生活支援センター・ブリッジ	3 号委員　福祉関係者 センター長
6	屋比久（やびく）　一男（かずお）	南城市身体障害者福祉協会	3 号委員　福祉関係者 会長
7	宮城（みやぎ）　律子（りつこ）	南城市精神療養者家族会 「月桃の会」	3 号委員　福祉関係者 会長
8	新川（あらかわ）　保（たもつ）	南城市手をつなぐ育成会	3 号委員　福祉関係者 事務局長
9	玉城（たましろ）　恒夫（つねお）	南城市民生委員児童委員連絡協議会	3 号委員　福祉関係者 会長
10	宮城（みやぎ）　正（ただし）	南城市社会福祉協議会	３号委員　福祉関係者 事務局長
11	大城（おおしろ）　健雄（けんゆう）	南城市社会福祉協議会 相談支援事業所「野の花」	3 号委員　福祉関係者 所長
12	森山（もりやま）　一浩（かずひろ）	南城市役所　社会福祉課	4 号委員　行政関係者 課長
13	城間（しろま）　盛春（もりはる）	南城市役所　こども相談課	4 号委員　行政関係者 課長
14	金城（きんじょう）　琴美（ことみ）	南城市役所　健康増進課	4 号委員　行政関係者 課長
15	國仲（くになか）　貴光（たかみつ）	南城市教育委員会　教育指導課	4 号委員　行政関係者 教育指導主事

第４次南城市障がい者計画
第７期南城市障がい福祉計画
第３期南城市障がい児福祉計画

令和６年３月策定

発　行：南城市役所　福祉部　生きがい推進課
〒901-1495
沖縄県南城市佐敷字新里１８７０番地
電話：098-917-5341

南城市